

障害保健福祉主管課長会議資料

平成16年3月3日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

目 次

【説明事項】	頁
(主要課題)	
I 支援費制度	1
1 支援費制度の基本的考え方	
2 平成15年度の施行状況	
3 平成15年度の執行見込み	
4 平成16年度以降の事業運営	
II 就労支援	14
1 平成16年度における取組み	
2 今後の就労支援の在り方の検討	
III 障害者福祉施設関係	17
1 人権侵害等の防止の徹底	
2 平成16年度における障害者施設の整備	
(個別事項)	
1 支援費制度の着実な実施について	18
(1) 16年度における支援費予算の確保について	
(2) 施設訓練等支援費の改善事項等について	
(3) 居宅生活支援費の改善事項等について	
(4) 支援費制度の円滑化・適正化等の支援等について	
(5) 障害者(児)の地域生活の在り方に関する検討会について	
2 障害者の就労支援について	25
(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進について	
(2) 小規模通所授産施設等について	
(3) 障害者職業能力開発新規施策の展開について	
(4) 授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について	
3 障害者の生活支援について	26
(1) 相談支援事業の推進について	
(2) 生活支援事業等のメニュー事業化について	
(3) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について	
(4) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について	
(5) 知的障害者に対するサービス利用の支援について	

4 障害児の療育支援等について	29
(1) 重症心身障害児（者）通園事業について	
(2) 難聴幼児通園施設の運営について	
(3) 知的障害児自活訓練事業について	
(4) 児童福祉法の一部を改正する法律案について	
(5) 障害児施設等における安全管理等について	
5 障害福祉関係施設の整備等について	32
(1) 障害者施設の整備の基本的な考え方について	
(2) 16年度における障害者施設の整備について	
(3) 設備整備費の施設整備費への統合について	
(4) 社会福祉施設のシックハウス対策について	
6 障害者施設等における不祥事の発生防止及びその対応等について	34
(1) 人権侵害等の防止について	
(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について	
(3) 施設整備に係る不正の防止について	
(4) 苦情解決の取組について	
7 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて	36
(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足について	
(2) のぞみの園における地域生活移行への取組みについて	

【資 料】

1	平成16年度障害福祉課予算（案）の概要	4 1
2	障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について	4 7
3	居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント	5 4
4	平成16年度身体障害者保護費の補助基準額（案）	6 3
5	平成16年度障害児施設等の補助単価（案）	6 4
6	平成16年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の補助基準額（案）	6 6
7	平成14年10月1日社会福祉施設等調査の概要	6 7
8	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画（平成16年度）	7 5

【 說 明 事 項 】

(主 要 事 項)

I 支 援 費 制 度

1 支援費制度の基本的考え方

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする制度として、平成15年4月にスタート。

2 平成15年度の施行状況

(1) 居宅サービスの利用の伸び (別紙1)

① 居宅サービスについては、当初の予想を上回るサービス利用の伸びが見られる。

(例)

- ・ ホームヘルプサービスについては、平成15年度において事業費ベースで3割増に耐えられる予算措置を講じていたが、実績見込みでは6割から7割増。
- ・ グループホームも当初の予想を大きく上回る伸び。

② 知的障害者・障害児の利用の伸びが大きく、身体障害者についても、1人当たり利用時間数の伸びが見られる。

(例)

- ・ ホームヘルプサービス実施市町村数

	14年3月		15年4月
身体障害者	2,283 (72%)	→	2,328 (73%)
知的障害者	986 (30%)	→	1,498 (47%)

(カッコ内は全市町村に占める割合)

- ・ 平成15年度ホームヘルプサービス支払額の推移

(事業費ベース、単位：億円)

法区分	4月分	11月分	4月→11月増加率
身体障害者	43.9 (82.6%)	54.6 (75.8%)	+ 24.3%

知的障害者	6.0 (11.3%)	10.4 (14.4%)	+ 71.8%
児童	3.2 (6.0%)	7.1 (9.8%)	+ 119.9%
合計	53.2 (100.0%)	72.0 (100.0%)	+ 35.5%

(注) カッコ内は構成比。

・身体障害者のホームヘルプサービスの1人当たり利用時間数

	(13年度)		(15年4月)
身体介護	17時間	→	20時間
移動介護(身体介護を伴う)	17時間	→	23時間
日常生活支援	83時間	→	135時間

(2) 地域差 (別紙2)

① サービス利用の現状を見ると、地域差が大きい。

(例)

- ・ホームヘルプサービス利用者のすそ野の広がりには差がある。

支給決定者数/人口1万人： 7.8倍
(福井県 3.4人、滋賀県 26.8人)
利用者数/人口1万人： 8.8倍
(宮城県 1.9人、大阪府 16.8人)

② ホームヘルプサービスについては、一人当たりの利用時間に差があるほか、サービスの内容ごとに大きな差がある。

一人当たり平均利用時間： 4.7倍
(石川県 8.6時間、東京都 40.8時間)
(除く日常生活支援)： 2.8倍
(石川県 8.6時間、埼玉県 23.5時間)
(移動介護のみ)： 5.9倍
(高知県 4.7時間、埼玉県 28.0時間)

3 平成15年度予算の執行

現在、各市町村からの交付申請書の提出を受け、内容を精査中。

今後の予定としては、各市町村の交付申請額と国庫補助基準をもとに、お示しした配分予定額について増減の調整を行ったうえで、3月下旬に交付決定を行う予定。

4 平成16年度以降の事業運営

- (1) 16年度の居宅生活支援費の予算は、厳しい財政状況の中、対前年度比16.7%増を確保（ホームヘルプサービスとグループホームはそれぞれ対前年度比23.0%増、27.5%増を確保）。

(別紙3)

- (2) しかしながら、今年度のサービス利用の伸びを考慮すると、16年度以降、極めて厳しい事業運営が見込まれるため、今後、サービスの質を確保しつつ、サービス利用の伸びに耐え得る仕組みの導入や工夫が不可欠。

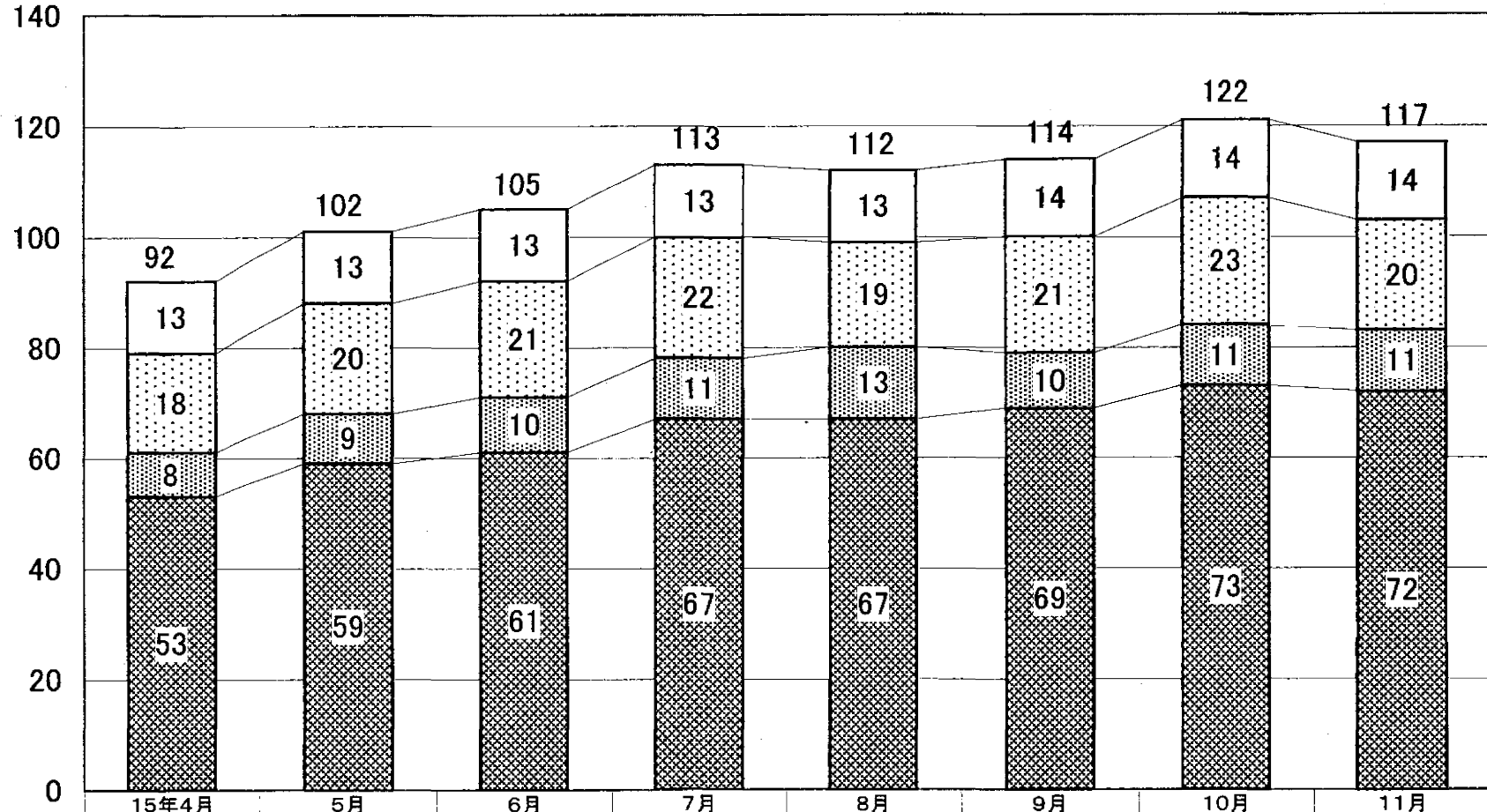
- (3) 地方自治体からは、国庫補助を含めた安定的な財源の確保に関する要望のほか、事業運営上の工夫に関する多くの提案が寄せられている。

(別紙4)

- (4) サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保するため、当面、16年度の事業運営上の工夫を行うほか、制度全般にわたり、17年度以降、制度改正を行うことも含め、引き続き検討を行うことが必要。

居宅生活支援費の実績(平成15年4月～11月)

(億円)

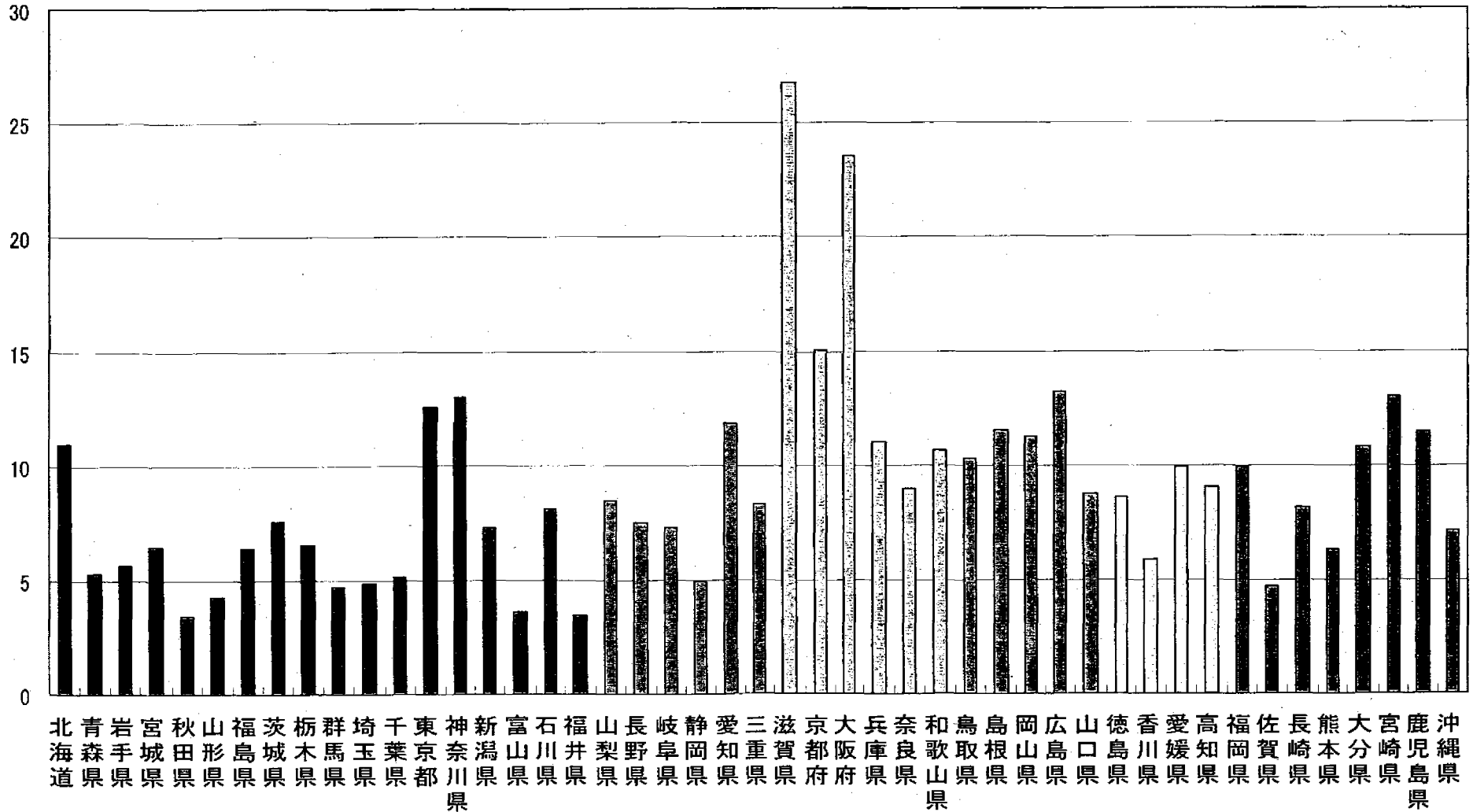


	15年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
□グループホーム	13	13	13	13	13	14	14	14
□デイサービス	18	20	21	22	19	21	23	20
▨ショートステイ	8	9	10	11	13	10	11	11
■ホームヘルプ	53	59	61	67	67	69	73	72

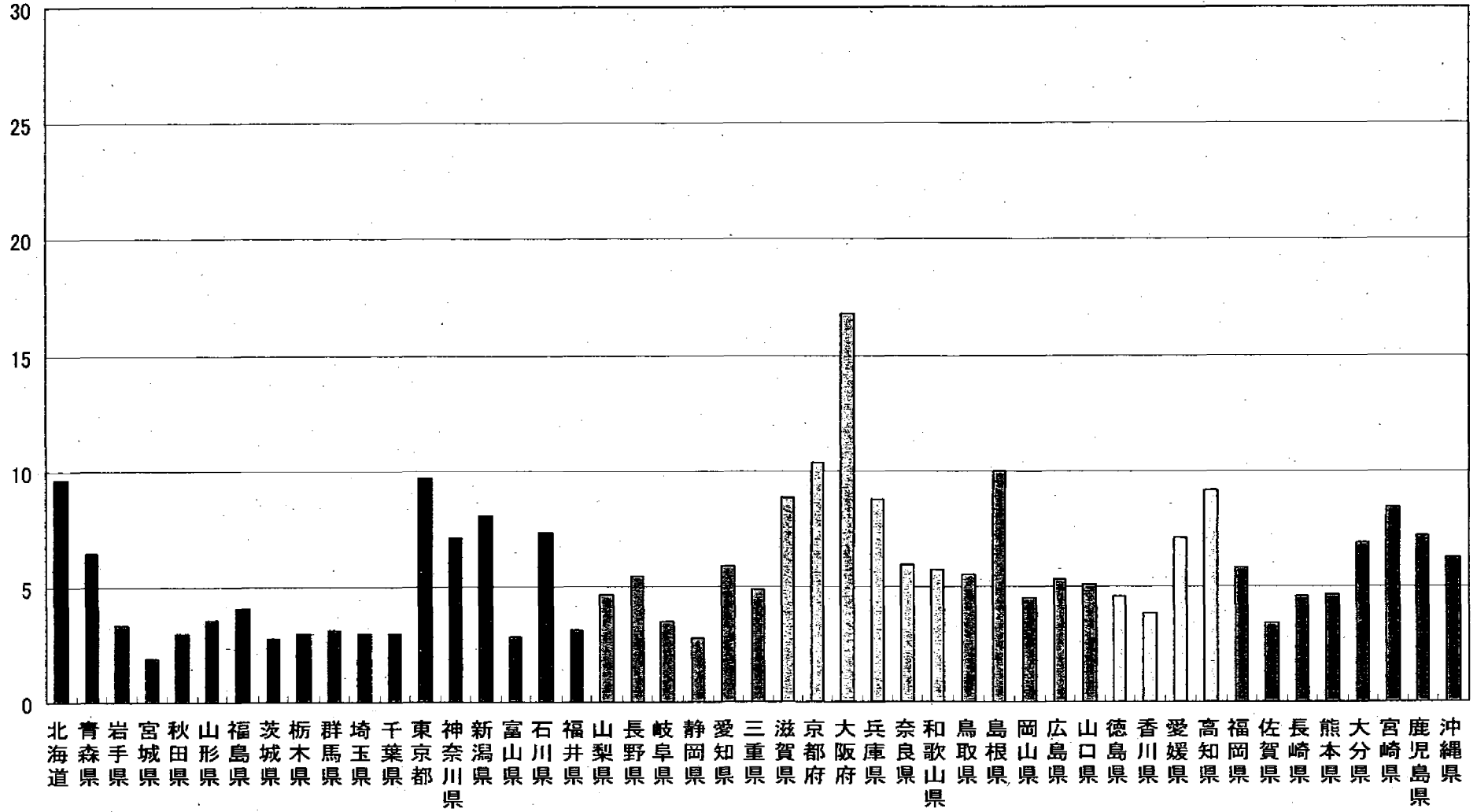
(注) 1 額は、事業費ベース
 2 ホームヘルプサービスは、国庫補助基準を上回った分を含む。

都道府県別に見たホームヘルプサービスの支給決定・利用状況

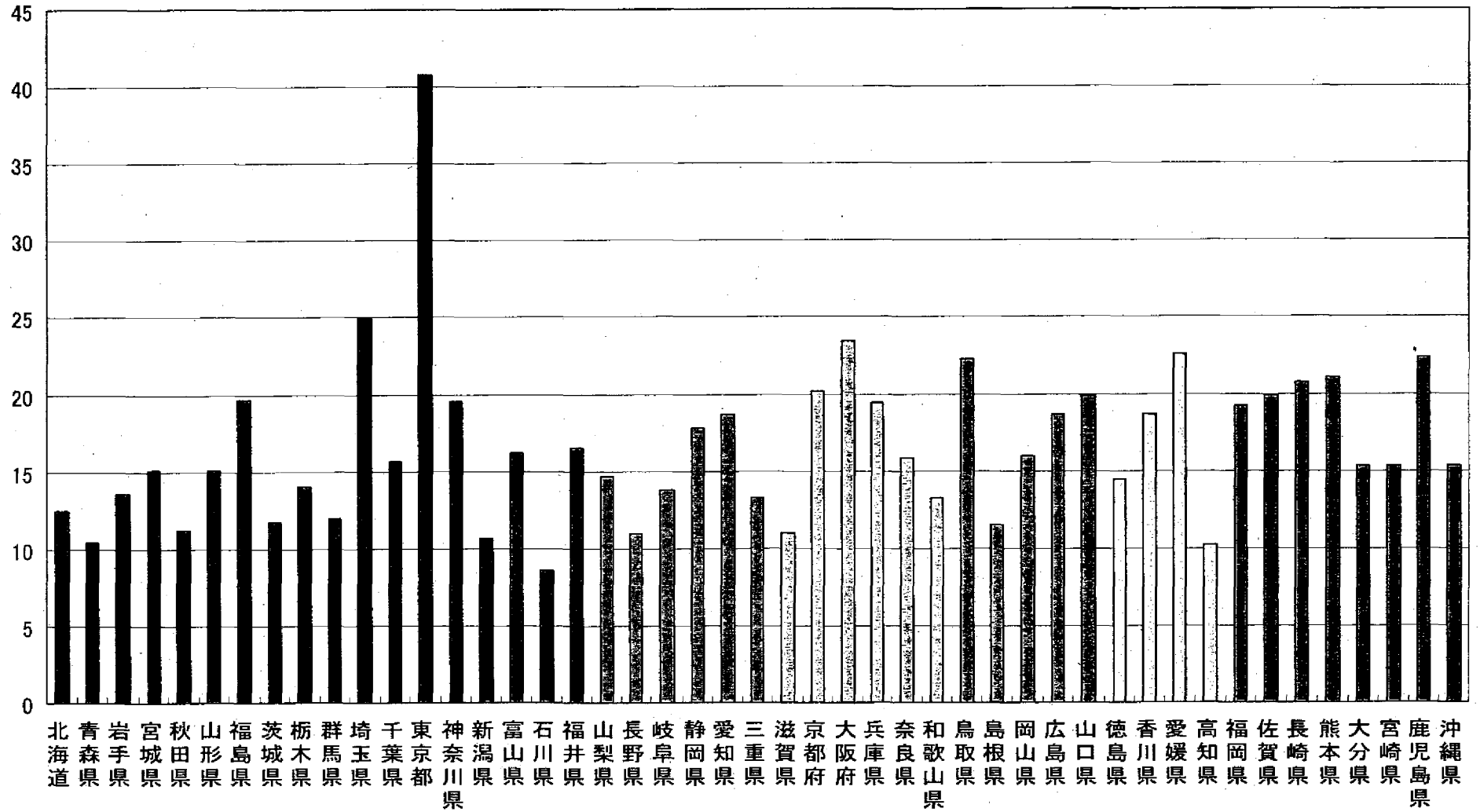
人口1万人当たりの支援費ホームヘルプサービス支給決定者数(平成15年4月)



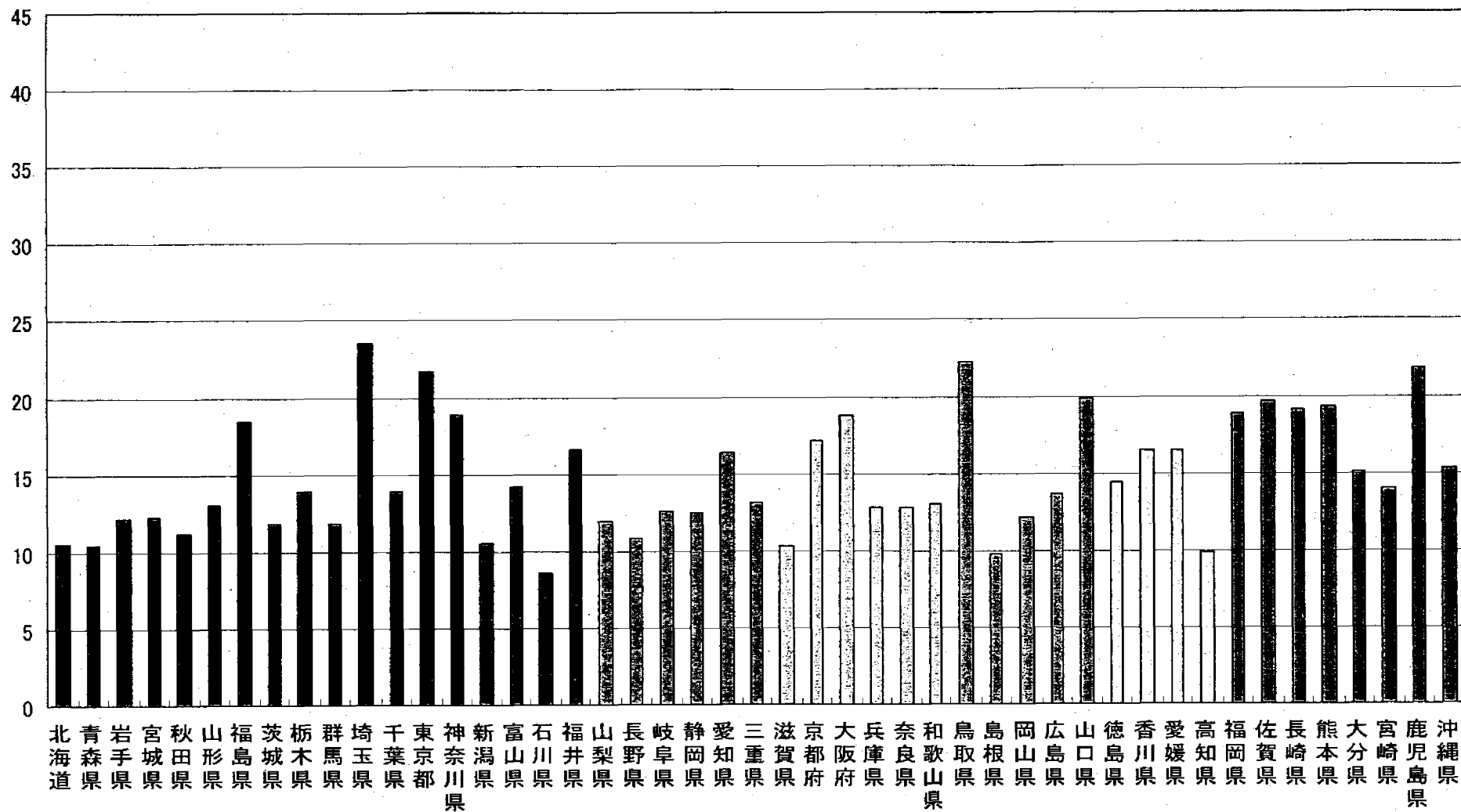
人口1万人当たりの支援費ホームヘルプサービス利用者数(平成15年4月)



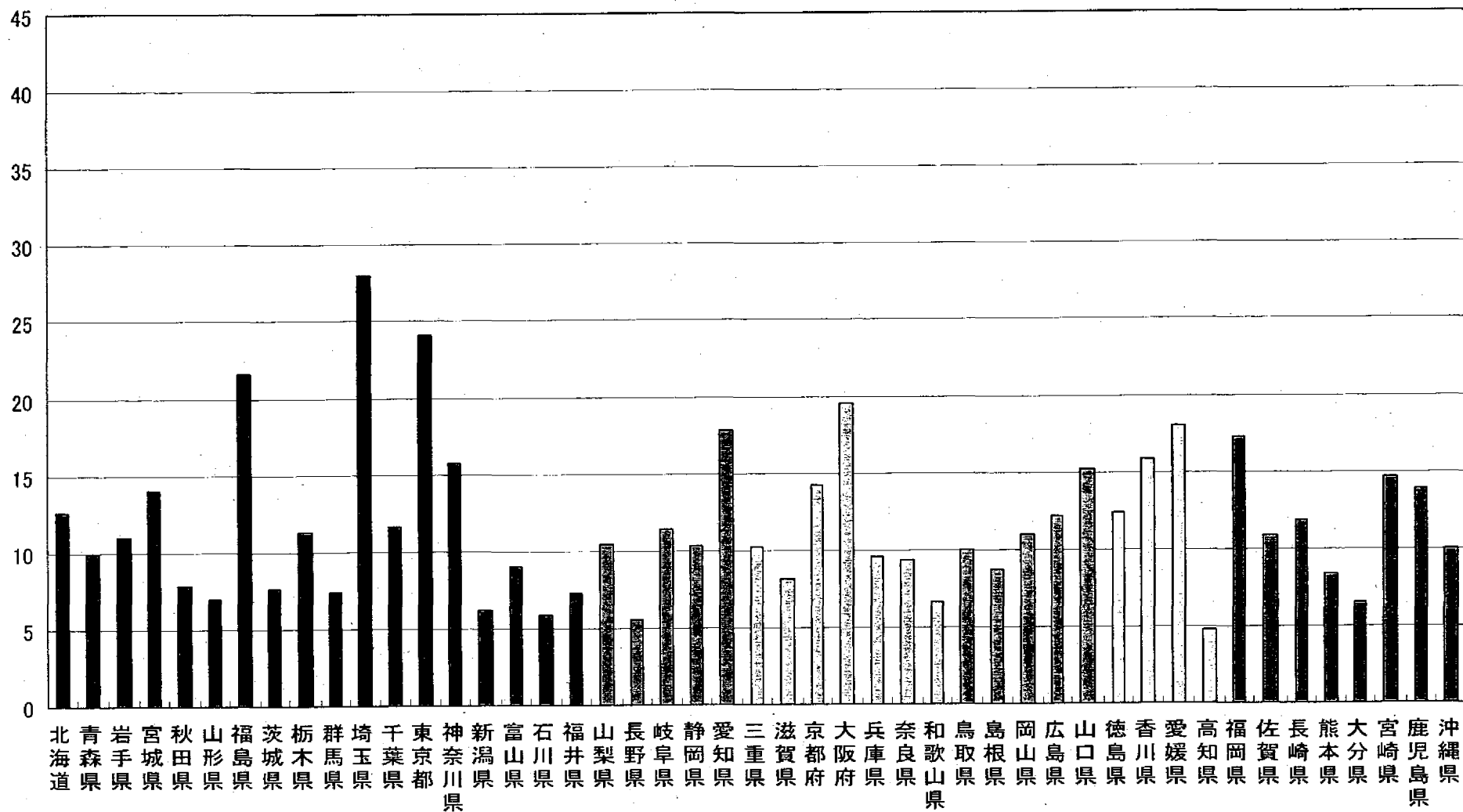
支援費ホームヘルプサービス一人当たり平均利用時間数



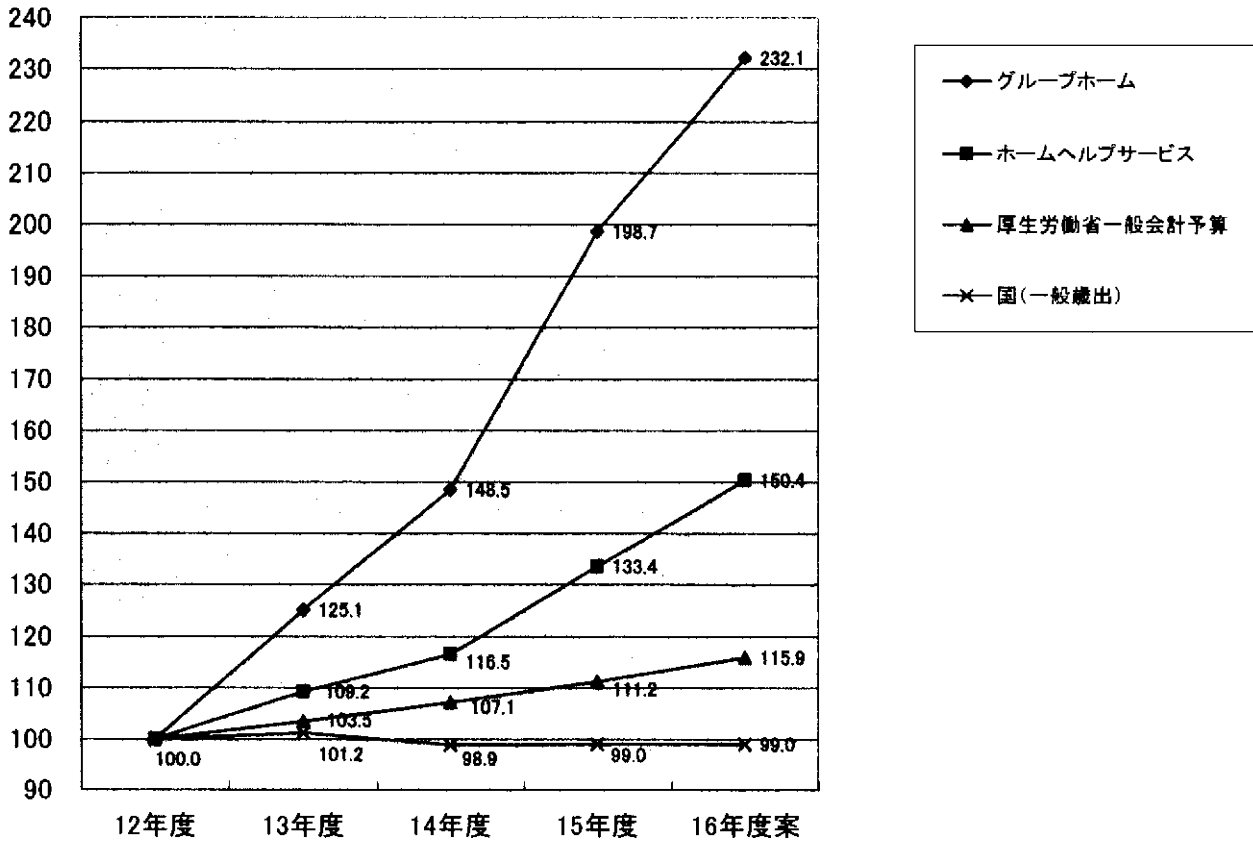
支援費ホームヘルプサービス一人当たり利用時間数(除く日常生活支援)



支援費ホームヘルプサービス一人当たり利用時間数(移動介護)



予算額の推移(平成12年度を100とした場合の指数)



(注) グループホーム・ホームヘルプサービスの15年度は12/12月分としたベース

○ 予算額の推移

(単位:億円)

	ねんど 12年度	ねんど 13年度	ねんど 14年度	ねんど 15年度	ねんど 16年度案
ホームヘルプサービス	227.1	247.9	264.6	277.7	341.5
たいぜんねんどの 対前年度伸び		(+9.1%)	(+6.7%)	(+4.9%)	(+23.0%)
グループホーム	37.1	46.4	55.1	67.5	86.1
たいぜんねんどの 対前年度伸び		(+25.1%)	(+18.7%)	(+22.5%)	(+27.5%)
くに いっぱんさいしゅつ 国(一般歳出)	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320
たいぜんねんどの 対前年度伸び		(+1.2%)	(-2.3%)	(+0.1%)	(+0.1%)
こうせいろうどうしゅういっばんがいけいよきん 厚生労働省一般会計予算	174,251	180,421	186,684	193,787	201,910
たいぜんねんどの 対前年度伸び		(+3.5%)	(+3.5%)	(+3.8%)	(+4.2%)

(注) ホームヘルプサービス、グループホームの15年度予算は11/12月分ベース

支援費制度の事業運営上の工夫に係る地方自治体からの提案について

平成16年度以降の事業運営上の工夫について、都道府県、指定都市、中核市及び定点自治体（77市町村）の意見を聞いたところ、延べ365件の具体的な提案が寄せられており、複数の自治体から提案があった項目は、次のとおり。

注：（ ）内は、自治体数

- 支援費の支給決定に当たって、支給量やサービス類型の適用等に係る詳細な基準や専門機関を設けるべき。（36）
- 利用者負担の応益化や負担額の引き上げ、負担額の上限廃止をすべき。（34）
- 早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法をサービス利用開始時による算定から実際の提供時間による算定へと変更すべき。（21）
- ケアマネジメントを制度化すべき。（15）
- 家事援助、移動介護及び日常生活支援にも身体介護と同様に、30分未満の単価を設定すべき。（14）
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の区分をなくし、一本化すべき。（12）
- 身体障害者の短期入所にも知的障害者及び障害児の短期入所と同様に、日中のみの利用を設定すべき。（10）
- 障害児のデイサービスにも身体障害者及び知的障害者のデイサービスと同様に、時間による単価を設定すべき。（9）
- 知的障害者及び障害児のホームヘルプサービスにも身体障害者のホームヘルプサービスと同様に、日常生活支援の単価を設定すべき。（9）
- 居宅生活支援費の支払方法を計画に基づく支払いから、提供実績に基づく支払いへと変更すべき。（7）
- グループホーム世話人の業務と、グループホームでのホームヘルパーの業務を明確にすべき。（6）

- 施設訓練等支援費を日単位で支給できるようにすべき。(6)
- グループホームの程度区分を2区分から3区分へと変更すべき。(6)
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の単価の格差を縮小すべき。(5)
- デイサービスの単価を引き上げるべき。(5)
- 短期入所の日中のみの利用にも送迎加算を設定すべき。(5)
- 支援費の支給量に上限を設定すべき。(5)
- グループホームに人員配置基準を設定すべき。(4)
- 日常生活支援の単価を引き上げるべき。(4)
- ホームヘルプサービスや移動介護を複数で利用できるようにすべき。(4)
- 宿泊を伴う短期入所に時間による単価を設定すべき。(3)
- 身体介護を長時間利用する場合、単価を引き下げるべき。(3)
- 過疎地域や離島等に配慮した地域加算を設定すべき。(3)
- 中・高生がデイサービスを利用できるようにすべき。(3)
- グループホームに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)
- グループホームの単価を支援体制に応じて設定すべき。(2)
- 施設訓練等支援費の単価を人員配置に応じて設定すべき。(2)
- 重症心身障害者・児の短期入所における医療系と非医療系の単価の格差を縮小すべき。(2)
- デイサービスに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)
- 介護保険と同様に、乗降介助の単価を設定すべき。(2)

- 夜間等に見守りを行う巡回型のホームヘルプサービスを設定すべき。(2)
- 視覚障害者、全身性障害者以外の身体障害者も移動介護を利用できるようにすべき。(2)
- 移動介護での乗用車利用を認めるべき。(2)
- 介護保険事業所で居宅生活支援サービスを利用できるようにすべき。(2)
- 身体介護での通院と移動介護での通院を一本化すべき。(2)
- 同一人に対する身体障害者サービスと知的障害者サービスでの利用者負担額
の上限を一本化すべき。(2)

Ⅱ 就労支援

1 平成16年度における取組み

(1) 障害者施策が、施設福祉から地域生活支援へという大きな流れにある中で、障害者の地域生活において雇用・就業は欠かせない要素である。このため、16年度において次の事業を拡充。

① 障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を効果的に行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センター事業の実施か所数の拡大（47か所→80か所）。

② 身近な地域で障害者が利用できるよう小規模通所授産施設について、対前年度4割増となる252か所増（637か所→889か所）を図るなど大幅拡充。

(2) 「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」及び「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」を新たに実施（職業能力開発局所管）。

このうち、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、授産施設、小規模通所授産施設等の社会福祉法人や、NPO法人等による積極的な活用を期待。

2 今後の就労支援の在り方の検討

(1) 障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置（別紙5）

障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行う。
(平成16年2月18日設置)

(2) 小規模通所授産施設及び小規模作業所等の今後の在り方に関する懇談会の設置（別紙6）

小規模通所授産施設及び小規模作業所について、事業運営の改善策等の検討を行うとともに、今後の在り方を中・長期的な観点から議論を行う。
(平成16年2月25日設置)

障害者の就労支援に関する省内検討会議の設置について

1 趣 旨

現在、障害者の多くは企業での就労を望んでいるが、実際には、いわゆる福祉的就労から一般就労へ移行した者は約1%にとどまっている。

また、盲、聾、養護学校高等部卒業者の進路をみると、2割が就職であるのに対し、6割弱が施設・医療機関となっている。

このような状況を改善し、障害者の福祉的就労から一般就労への移行の促進等の仕組みを構築するに当たり、雇用と福祉の連携を深め、制度横断的な施策の調整を行うため、障害者の就労支援に関する省内検討会議を設置する。

2 構成員

構成員は、次のとおりとする。

厚生労働審議官

職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長

職業能力開発局長

職業能力開発局総務課長

能力開発課長

社会・援護局保護課長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

精神保健福祉課長

参事官（労働政策担当）

その他、必要に応じ、省内の関係課の協力を求める。

3 検討項目

- (1) 雇用支援策の強化
- (2) 働く場の拡大
- (3) 福祉的就労から一般就労への移行の促進

4 その他

事務局は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が、職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発局能力開発課の協力を得て行う。

「小規模通所授産施設及び小規模作業所等の今後の 在り方に関する懇談会」について

1 設置の趣旨

小規模通所授産施設及び小規模作業所について、事業運営の改善策等の検討を行うとともに、今後の在り方の中、長期的な観点から議論するために設置する。

2 位置付け

短期間でフレキシブルな議論ができるよう、意見交換を中心に懇談会形式で行う。
(希望があれば傍聴も可)

3 構成メンバー 計8名 + 厚生労働省(障害福祉課、精神保健福祉課)

○小規模作業所等関係8団体・・・各1名ずつ 8名

日本身体障害者団体連合会、全日本手をつなぐ育成会、きょうされん、
全国精神障害者家族会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、
全国社会就労センター協議会、日本知的障害者福祉協会、
全国精神障害者社会復帰施設協会

4 検討の進め方

事業運営の改善策の検討(第1回、第2回)
実施可能な事業運営の改善策等をまとめる。

中・長期的な在り方の検討(第3回、第4回)
中・長期的な在り方については、4月22日に行われる全国集会を考慮し、3月中にまとめる。

Ⅲ 障害者福祉施設関係

1 人権侵害等の防止の徹底

- (1) 最近、障害者福祉施設における人権侵害、預かり金の不正管理等の事例が相次いでおり、このような事案の発生を防止するための取組みを徹底していくことが不可欠。
- (2) 特に、支援費制度においては、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約によりサービス提供が図られる仕組みであり、人権侵害等の不適切事例は、制度の根幹を揺るがす看過することができない問題。
- (3) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合には、事実関係及び発生原因の速やかな究明、特別監査等を実施し、責任の所在を明確にするなど、厳正な処置を図るとともに、施設関係者による自主的・積極的な取組みを促すなど、行政と民間関係者が協力して人権侵害等の防止の徹底を図ることが必要。

2 平成16年度における障害者施設の整備

- (1) 厳しい財政状況の下、障害者基本計画及び新障害者プランに基づき、新障害者プラン関連施設のうち緊急性、必要性の高い整備を計画的に推進。
- (2) 一方、障害者入所施設の新設については、新障害者プラン等において、「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」こととされており、この方針に沿った対応を図ることが必要。
- (3) しかしながら、地方自治体からの16年度の施設整備要望の中には、入所施設の新設等の案件が相当数盛り込まれていることから、入所施設の整備のあり方につき、今後、外部の有識者のご意見も聴き、具体的な方針を検討。

(個 別 事 項)

1 支援費制度の着実な実施について

支援費制度が施行されて、1年を迎え、施行前に比べ特に居宅サービスについては、当初の予想を上回る伸びを示すなど、障害者の地域生活の推進に対し、大きな一歩を踏み出したところである。

引き続き、16年度以降においても、厳しい財政状況の中ではあるが必要なサービス量を確保するとともに、サービスの質の担保を図るなど、同制度の推進を図っていきたいと考えている。

一方、制度を実施していく中で、利用者、関係団体、地方自治体等から、制度の実施運営を行う上での課題や意見等も寄せられており、より良い制度として実効あるものにしていくためにも、制度施行後1年間の事業の内容を検証を行い、より公平・公正な制度運営を図ることが重要であると考えている。

(1) 16年度における支援費予算の確保について

支援費制度に関する16年度予算(案)については、施行2年次目となる制度の円滑な施行を図るため所要額を計上することとし、総額で347,306百万円(対前年度26,039百万円増)となっており、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費ともに公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うこととしている。

このうち、在宅サービスに係る居宅生活支援費については、障害者の地域生活支援の推進を図る観点から、厳しい財政状況の下ではあるが、平年度化分の確保はもとより、新障害者プランの一部前倒しを含めて概算要求額の満額確保を図り、居宅生活支援費総額で60,188百万円(対前年度8,600百万円増)の予算の確保を図ったところである。

特に、障害者の地域生活支援の中核となるホームヘルプサービス及び知的障害者グループホームについては、概算要求額を超える予算の確保を図ったところであるが、これは、居宅生活支援費の概算要求額の総額の範囲で、各事業ごとの利用実態を反映させた予算配分を行うという工夫により、実現したものであり、政府全体としては、大変厳しい予算編成の中で、極めて例外の大幅な伸びを確保したところである。

	(15年度予算)	(16年度要求)	(16年度予算案)
ホームヘルプサービス	27,767百万円	32,666百万円(17.6%増)	34,154百万円(23.0%増)
知的障害者グループホーム	6,755百万円	8,213百万円(21.6%増)	8,612百万円(27.5%増)
(参考) 国(一般歳出)	475,922億円	508,152億円(6.8%増)	476,320億円(0.1%増)
厚生労働省	193,787億円	202,154億円(4.3%増)	201,910億円(4.2%増)

(2) 施設訓練等支援費の改善事項等について

① 施設訓練等支援費の改善事項

施設訓練等支援費については、16年度予算(案)において、287,118百万円を計上しており、15年度予算に対して、17,439百万円の増額を図ったところである。

施設訓練等支援費基準額全般について、公務員給与の動向や消費者物価の動向を踏まえて改定を行うほか、個別の改善事項として、在宅の重度重複障害者の地域生活を支援する観点から、重度重複障害者加算について、16年度からは、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に加算対象を拡大することとしている。(加算額については、入所者の場合の3分の1とすることを予定。)

また、施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、入院期間と同様に、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更することとしている。

なお、当該取扱いの変更については、追って告示改正等を行う予定である。

【外泊期間の取扱いの変更(案)】

1 内容

- ① 施設が入所者の外泊を認めた場合の費用の算定は、外泊期間の初日及び最終日を除いて、支援費基準の100分の80の額とする。
- ② 外泊期間(初日及び最終日を除く。)については、利用者負担を算定しないものとする。

2 留意事項

- ① 施設が外泊を認める場合は、入所者の意向を踏まえ、家族とも連絡調整の上、入所者の生活の質の向上に資するときであること。
- ② 施設が外泊を認める場合は、当該入所者の施設支援計画に記載すること。
- ③ 外泊期間中であっても、支援費が算定されていることを踏まえて、必要に応じて利用者及び家族等への助言などを行うこと。
- ④ 「外泊」には、入所者の親戚の家における宿泊、家族等と旅行に行く場合の宿泊等も含むものであること。
- ⑤ 施設訓練等支援費明細書において、外泊回数及び外泊日数については、入院回数及び入院日数にそれぞれ含めて請求すること。

② その他

ア 利用者本位のサービスの提供について

本年度から施行された支援費制度は、利用者とサービス提供者が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られることを目指したものであ

ることから、各施設においては、この点を踏まえ、利用者のニーズに的確に対応した、様々な取組がなされていることと考えている。

以下、指定基準に盛り込まれている施設支援計画（以下「支援計画」という。）の作成等については、利用者本位のサービス提供のために特に重要であることから、各施設の実践を踏まえつつ、その取組が実質的に向上されるよう、都道府県等においては、より一層の指導監督にあたられるよう努められたい。

指定基準においては、利用者の支援目標や支援の内容、支援を提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ支援計画を作成し、それに基づいたサービスを提供しなければならないこととされている。

当該計画については、利用者本人に説明・同意を得ること、実施に当たっては、利用者の意向を踏まえるとともに一方的にこれを強制することがあってはならない。特に、コミュニケーションに制限のある施設利用者については、利用者本人の特性を踏まえ、支援計画の内容が十分に理解された上で同意が得られるよう更なるご尽力をお願いしたい。

また、計画実施後は、その実施状況の把握を行うことが肝要であり、支援目標の達成状況や支援内容の妥当性などについて十分に検証を行うなど、利用者について解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行わなければならない。

なお、当該計画の作成、見直しに当たっては、職員の間で、会議を開催し、利用者の状況及び利用者に対する支援目標等を共有することが必要である。

さらに、指定基準において、各施設が入所者の心身の状況等に照らし、居宅サービス等を利用することにより日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならないが、かつ居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならないこととされている。支援計画の作成や実施にあたっては、この点も踏まえて取り組むことが肝要である。

また、利用者本位のサービス提供のためには、支援計画の作成と並んで、利用者本位のサービス提供のためには、各事業者において、職員の資質の向上を図るため、研修機関や事業者団体等が実施する外部研修や当該事業所内研修への参加の機会を計画的に確保することも重要である。

イ 授産施設の相互利用

授産施設の相互利用については、予算の円滑な執行が図られるよう、16年度については、国庫補助協議をいただくことを考えているのでご留意いただきたい。

なお、相互利用制度利用（希望）者のうち、重複障害者や継続的な制度利用者で心身の状況の変化があった者については、支援費制度の利用の可否を判断するよう市町村に周知願いたい。

(3) 居宅生活支援費の改善事項等について

① 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

ア 障害者（児）のためのホームヘルプサービスは、地域生活を支える重要な事業であることから、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしているが、16年度予算（案）においては、この計画の前倒しを行い、3,280人分増の予算を計上したところである。

このホームヘルプサービスについては、当初の予想を上回るサービスの利用があり、これは、支援費制度施行後、新たにサービスの利用を始めた知的障害者や障害児が多かったほか、全身性障害者の一人当たりの利用時間が伸びたことなどが要因と考えられる。今後もサービスの利用が伸びていく可能性があることに鑑み、それに対応できる様々な仕組みの導入や工夫が必要と考えている。どのような工夫等が可能であるかについては、今般、お示ししたところであるが、これらに加えさらに何が必要かについて関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えている。

イ 居宅介護従業者養成研修

居宅介護等事業については、利用が伸びており、その業務の担い手としての質の高い従業者を養成し、確保することが重要であると認識している。

このため、指定居宅介護事業所においても積極的に居宅介護従業者養成研修事業者としての指定を受け、養成研修を実施することにより良質なヘルパーを確保することが求められる。しかしながら、一部の指定居宅介護事業所からは、研修事業の指定が都道府県等からなかなかおこない、あるいは指定されないとの声が寄せられており、居宅介護従業者確保の観点から、基準に該当する事業者に対しては、できる限り速やかに指定が行われるよう当該指定の事務の簡素化など弾力的な対応により、円滑な事務処理について十分ご配慮をお願いしたい。

また、日常生活支援や移動介護について、研修を受講した従業者が不足しているという声が寄せられていることから、都道府県等においては、従業者の養成及び確保に積極的に取り組まれない。

ウ 居宅介護等事業に関する国庫補助基準

居宅介護等事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみてより公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があることから、国庫補助基準を策定したところである。本基準は、市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものではないことについては、従前からの説明のとおりであるので、ご留意願いたい。

今後、支援費制度施行後の利用状況等を踏まえ、障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会において、本基準の見直しの必要性について検証し、議論されることとなっている。この検討状況については、厚生労働省のホームペ

一ジ等を通じて、適宜、情報提供する予定である。

② 障害者（児）の短期入所（ショートステイ）事業

本事業については、地域のニーズを踏まえた基盤整備を図ることが重要であり、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）において、身体障害者については、1,697床分、知的障害者・障害児については、2,734床分の予算を計上したところである。

また、16年度から、身体障害者、知的障害者及び障害児が身近な場所での宿泊を伴う指定短期入所の利用を可能とする目的から、入所施設に併設しない単独型事業所における短期入所事業の実施を可能とすることとしたところであり、この設備等に関する基準の取扱いについては、追ってお示しすることとしている。

なお、この設備等に関する基準の取扱いを満たすことにより、通所施設においても宿泊を伴う短期入所事業の実施を可能とするものである。

③ 障害者（児）のデイサービス事業

障害者（児）のデイサービスについては、日中活動の場等の確保を図ることや、通園の方法により日常生活の基本動作のための訓練や集団生活への適応のための訓練を実施する重要な事業であり、新障害者プランに基づき計画的に整備を図っている。16年度予算（案）において、身体障害者デイサービスについては、1,000か所、知的障害者デイサービスについては、301か所、児童デイサービスについては、10,002人分の予算を計上したところである。

また、身体障害者及び知的障害者のデイサービス支援費の16年度基準額については、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、16年度から「4時間未満の場合」、「4時間以上6時間未満の場合」、「6時間以上の場合」の3区分に見直しを行うこととしている。

④ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業

地域で自立して生活することを希望する知的障害者に対して、グループホームにおける支援を行うことは重要であると考えており、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に整備を図ることとしており、16年度予算（案）においては、16,036人分（対前年度2,200人分増）の予算を計上したところである。

このグループホームについては、支援費制度施行後、利用希望者が増えたことや、区分1の適用を受ける者の割合が大幅に増加したことも踏まえ、16年度においては、何らかの事業運営上の工夫等を講じなければ、新たな入居希望者に対する国庫補助には対応できない状況である。どのような工夫等が可能であるかについては、関係者の意見も伺いながら検討していきたいと考えているので御理解願いたい。

⑤ 利用段階における障害の特性に応じた支援

支援費制度においては、利用者のニーズを把握し、適正な支給決定が行われるよう、支給決定事務等中心的な役割を担う市町村が、利用援助等のための相談支援機

能の役割を担うこととなっており、引き続きご尽力願いたい。特に、コミュニケーションに障害のある者がサービスを利用するに当たり、情報提供、契約締結など各サービス利用段階において、障害の特性に応じた支援がなされることが重要である。

このため、市町村においては、障害者又は障害児の保護者等に対する情報提供又は相談、もしくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者の選択のための相談支援を、支援費の支給申請の受付又はサービス利用に係るあつせん・調整、要請と関連づけながら行う必要がある。

例えば、情報提供、相談援助については、

- ア) 点字を用いたパンフレット等による制度の広報、事業者情報、支給決定内容のお知らせ
 - イ) 社会参加促進のための事業（盲ろう者向け通訳・介助員派遣点訳奉仕員派遣事業等）の活用
- などが考えられる。

これらの施策により、障害者のニーズを反映し、障害者が円滑に福祉サービスを利用するための支援が十分に行われるよう、支援費支給決定円滑化等支援事業の活用を含め、各市町村において必要な体制の整備等に取り組まれるよう周知願いたい。

(4) 支援費制度の円滑化・適正化等の支援等について

① 支援費経営実態調査

支援費基準は各々のサービスの通常要する費用の額を勘案して設定することとされているが、今回、現行の支援費基準について検討を行い必要な見直しを図るための基礎資料を得ることを目的として、支援費対象事業を実施している居宅サービス事業所や施設に対して、その経営実態についての調査を行うこととしたものである。

(16, 17年度2か年計画)

16年度予算(案)においては、調査票の作成、予備調査の実施等に係る経費を計上している。

② 支援費制度の円滑化・適正化等への支援

都道府県及び市町村における支援費支給決定の円滑化・適正化等に対する支援を引き続き実施することとしており、16年度予算(案)においても、障害程度区分決定検討会議の開催やコミュニケーション支援に係る経費等に対して補助を行うことにしている。

【引き続き実施する予定のもの】

都道府県事業

- ア 支援費制度運用向上委員会の開催
- イ その他支援費制度施行のために必要な事業

市町村事業

- ア 障害程度区分の円滑な決定のための会議開催等
- イ 支給決定等における盲ろう重複者等に対するコミュニケーション支援のための通訳者の体制確保
- ウ その他の支援費制度施行のために必要な事業

また、新たに、都道府県が医師や心理判定員等の専門家チームを編成し、管内市町村を定期的に巡回し、支給決定に係る相談、適切な支給決定を行うための助言指導を実施する「支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業」についても、補助対象とすることとしている。

なお、これらの事業については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」のメニュー事業として統合し実施するものである。

(参考)

支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業

(実施主体) 都道府県

(巡回による助言指導の例)

- ①障害程度区分の決定の状況に関する情報提供
- ②障害程度区分の決定に係る留意点など、専門的知識・技術の提供
- ③障害程度区分の決定の困難ケースなどの個別事例に対する助言指導
- ④障害程度区分の決定に関わる関係機関、関係施設等の調整

(5) 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

本検討会は、学識経験者、障害当事者、サービス提供者、地方自治体といった関係者の参画の下、支援費制度が目指す理念を実現し、障害者（児）の地域生活支援の充実を図るための方策について、昨年5月以降検討を進め、本年2月までに15回の議論を行っている。この内容については、厚生労働省のホームページにおいても紹介している。

平成16年に入ってから、それまでの議論も十分に踏まえ、ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方、サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方及びサービス供給を支える基盤の在り方といった論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めている。

本年2月からは、検討会での議論を効率的に行うため、①全身性障害者等長時間介護が必要な者、②視覚障害者・聴覚障害者、③知的障害者・障害児それぞれに関する支援の在り方についての作業班を開催しており、ホームヘルプサービスやグループホームなど、地域生活支援に関する利用者のニーズを踏まえた具体的なサービスの在り方を中心に議論を深め、4月を目途に全体会に報告を行う予定である。

4月以降は、作業班の報告を受けた検討を行うほか、ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性等について、検討を進める予定である。

2 障害者の就労支援について

(1) 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

① 障害者就業・生活支援センター事業

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくためには、障害者の職業生活全般にわたり、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら取り組んでいくことが効果的である。

このため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として、14年度に「障害者就業・生活支援センター事業」を創設したところであるが、16年度においては、全国で80か所で実施できることとしたところである。ただし16年度の新規実施(各都道府県2か所目以降)生活支援等事業分の取扱いについては、既に知的障害者生活支援事業等を行っている法人が本事業を行う場合、知的障害者生活支援ワーカー等が障害者就業・生活支援センター事業の生活支援担当の職務を兼務する等の対応を検討しているところである。(詳細は別途通知予定)

引き続き、障害者の就労と地域生活の支援の観点から、都道府県等において、積極的な取り組みをお願いしたい。

② 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者授産施設の入所者が企業等の事業所において授産活動を行うとともに、公共職業安定所が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行う「施設外授産の活用による就職促進事業」については、これまでのモデル事業からメニュー事業として継続して実施することとしているが、これにより、すべての都道府県等での実施が可能となるので、本事業についても実施に向けた検討をお願いしたい。

(2) 小規模通所授産施設等について

小規模作業所については、在宅重度障害者通所援護事業費等の国庫補助により、その運営を支援しているところであるが、併せて地方単独助成事業のための地方交付税による財源の手当がなされているところであり、総務省に対して、この増額についての要望を行っているところである。

当該事業費は民間団体への補助という形で行っており、平成15年8月1日に閣議了解された「平成16年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる概算要求基準)において、民間補助金については1割相当を削減するとされたことから、16年度予算(案)における補助か所数は1割減となっている。

一方、こうした小規模作業所については、より安定した経営を確保することが望ましいことから、社会福祉法人の設立要件を緩和することにより、13年度より、法定施設である小規模通所授産施設への移行を積極的に進めているところであり、16年

度予算（案）においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害合わせて、小規模通所授産施設の運営費補助の対象か所数について、対前年度約4割増となる252か所増（637か所→889か所）とし、1か所当たりの単価については、人件費や物価の動向等を踏まえ、1,100万円から1,050万円としたところであるので、ご了承ください。

なお、身体障害者、知的障害者小規模通所授産施設については、小規模作業所からの移行促進を進める観点から、制度創設時からこれまで、他の予算科目のやりくり等により予算か所数を上回るか所数を承認してきたところであるが、16年度予算（案）においては同様の方法により承認することは困難であり、16年度の新規承認については相当厳しくなることが見込まれるところであるので、その旨ご承知願いたい。

（3）障害者職業能力開発新規施策の展開について

16年度から厚生労働省職業能力開発局所管の事業として「一般校を活用した障害者職業能力開発事業」及び「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」が運営される予定である。

具体的な実施方法については、当該事業実施要綱等によるところとなるが、特に「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」については、1人1ヶ月6万円を上限とした委託料により、社会福祉法人やNPO法人等を活用することとされ、例えば授産施設のみでなく小規模通所授産施設についても、その委託先機関となることが可能としたところであるので、都道府県等においてもその積極的な活用の推進にご協力願いたい。（詳細については別途通知予定）

（4）授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい経済状況は、授産施設や小規模作業所における授産活動に深刻な影響を及ぼし、その運営が不安定なものとなつていくことを踏まえ、「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成14年10月30日厚生労働省職高発第1030002号、厚生労働省障発第1030003号）を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしているところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、引き続き特段のご配慮をお願いしたい。

また、管内市町村、関係団体等に対する通知の趣旨等の周知徹底に努められたい。

3 障害者の生活支援について

（1）相談支援事業の推進について

「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」について

は、15年度において一般財源化し、個々の都道府県・市町村の創意工夫を通じ、地域の実情に応じてより弾力的に事業展開できるよう、財政的には地方交付税で措置することとしたものである。

これら2つの事業の一般財源化後の実施状況について見ると、「市町村障害者生活支援事業」については、15年度の374か所から16年度は398か所（予定）となり、新たに実施するところは24か所となっている。また、「障害児（者）地域療育等支援事業」については、15年度の536か所から16年度は580か所（予定）となり、新たに実施するところは44か所となっている。

各都道府県等においては、これらの事業の趣旨や重要性をご理解いただき、積極的に取り組んでいただいていると認識しているが、支援費制度がスタートし、全国どこでも障害者が必要なサービスを選択していく上で、地域の実態に即した相談支援体制の整備は益々重要であることから、未実施の市町村について相談支援体制の整備が図れるよう努められたい。

国としても、これを支援する観点から相談支援の実施のあり方について技術的助言（「地域における相談支援の実施について」（平成15年11月6日障発第1106006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））を行ったところであり、未実施の市町村に対する指導助言と併せ参考にされたい。

また、15年度より実施している「障害者地域生活推進特別モデル事業」については、「市町村障害者生活支援事業」、「障害児（者）地域療育等支援事業」を新たに実施する市町村、既に実施している市町村を側面から支援する事業であるので相談支援体制の整備にあたり積極的な活用をお願いしたい。

なお、本モデル事業は2か年事業であるが、実績報告書の様式をお示しするので、15年度の取り組みについて報告していただくことを予定している。

（2）生活支援等事業のメニュー事業化について

障害福祉課分の以下の事業については、障害者の多様なニーズに対応し、必要な事業を選択して取り組めるようにするためメニュー事業化を図ることとし、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を創設することとしたところである。

詳細については別途通知するが、メニュー事業のイメージは以下のとおりであるので、各自治体においては地域の実情に応じた効果的な事業ができるよう検討、精査願いたい。

（※）メニュー事業の対象事業

（都道府県事業）

- ・ 障害者自立支援等総合推進事業
 - 支援費支給決定適正化等支援事業
 - 施設外授産の活用による就職促進事業
 - 在宅知的障害者巡回相談事業

知的障害者療育手帳交付事業
(市町村事業)

- ・市町村障害者自立支援等推進事業
 - 支援費支給決定円滑化支援事業
 - 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
 - 職親委託事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 身体障害者自立支援事業

(3) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）については、地域から施設へという流れの中で、今後より一層重要度を増していく事業であると考えられるが、16年度予算（案）においては、対前年度同数の166か所であることから、本事業の16年度における新規承認は困難と考えているのでご了知願いたい。

地域で生活する知的障害者が安全で快適な生活を送ることができるよう、すでに本事業を実施している都道府県・指定都市・中核市においては、一層の支援内容の充実をお願いしたい。

(4) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族等に対し、専門的な相談、療育等の支援を総合的に行うため、14年度より自閉症・発達障害支援センター運営事業を実施しているところであるが、本事業は、近年知的障害を伴わない自閉症（いわゆる高機能自閉症）やアスペルガー症候群などの自閉症の周辺領域にある発達障害が、社会的事件などを通してクローズアップされてきていることもあり、極めて支援の緊急性が高い事業であると認識しているところである。

16年度予算（案）においては、財政的に大変厳しいの中で、例外的に本事業の重要性に鑑み、新規分として4か所増が認められ、既存分も含め20か所分の予算を計上したところである。しかしながら、新規実施分の採択については厳しい状況にあるので、新規協議に当たり、あらかじめ了知願いたい。

また、各センターにおける事業実績について、より詳細に把握するため、16年度からの実施状況報告の様式を改正する方向で検討しているのを併せて了知願いたい（別途通知）。

（参考）平成15年度に事業を実施している都道府県・指定都市
北海道、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、大阪府、滋賀県、兵庫県、
岡山県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、仙台市、横浜市、北九州市

(5) 知的障害者に対するサービス利用の支援について

① 成年後見制度利用支援事業等

平成15年4月から施行する支援費制度は、利用者が事業者を選択し、契約によって、サービスを利用する仕組みであることから、本人の意思に基づく利用契約に対する支援が重要である。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思によりを契約を締結できるよう、11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、判断能力が不十分な知的障害者に係る成年後見制度の活用について、広報等により周知を図られたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、「介護予防・地域支え合い事業」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、14年度より「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続や後見活動に係る費用等について補助を行っているところである。本事業の実施状況を見ると、平成14年4月1日現在で342市町村（10.6%）、平成15年4月1日現在で551市町村（17.1%）となっているが、今後とも成年後見制度利用促進のための広報・普及に努め、制度の利用に係る経費の助成について周知を図られたい。

② 療育手帳により受けられるサービス内容の周知

療育手帳により旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引等の援助措置を受られることとされているが、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなをふり、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会において、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

4 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、16年度予算（案）においては、B型について11か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合には、他の施設でも実施できるよう弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的に事業に取り組みたい。

また、重症心身障害児（者）通園事業が実施されていない地域であっても、少数のニーズに対応し、身近な地域で療育訓練を受けられるようにするため、15年度より、新たにB型について、チームで巡回する方式（「B型巡回方式」）を導入したところであるので、地域のニーズに応じて、この事業の取組みについても検討をされたい。

15年度の実施状況をみると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約1/3程度に止まっているところであり、また、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県（約10程度）があることから、各県1か所のA型事業を実施するようお願いする。

一方で、既にA型を実施しているところの状況を見ると、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設が見受けられる。ニーズの把握を再度行い、利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

（2）難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

① 地域内の難聴児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、適切な時期に難聴幼児通園施設などの療育機関に繋がられる体制を整えること。

また、地域内に難聴児に対する療育機関がない場合には障害児通園（デイサービス）事業などの活用も含め療育体制の整備に努めること。

なお、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

② 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴障害は早期療育が重要であることから、新生児聴覚検査などにより発見された乳児についても療育の対象とするようお願いする。

（3）知的障害児自活訓練事業について

本事業については、知的障害児施設に入所している児童に対し、地域で自立した生活を送るための知識・技術についての個別指導を行い、地域生活への円滑な移行を図

るものである。

本事業の実施については、「知的障害児自活訓練事業（施設機能強化推進費）の実施について」（平成15年10月16日障障発第1016001号障害保健福祉部障害福祉課長通知）で示しているとおおり、関係者の意見も踏まえて児童の状況に応じて取り組めるようにしているところであり、初年度である平成15年度においては、17都県・指定都市、26施設で実施されているところである。

障害児の円滑な地域生活への移行に向けて、未実施の県・市においては本事業の活用を図られたい。

（4）児童福祉法の一部を改正する法律案について

平成16年通常国会において、児童虐待防止対策等の充実・強化等を図るために児童福祉法の一部を改正する法律案が提出されたところである。

本改正案により、

- ① 児童相談に関する体制の充実を図るため、障害相談を含め、児童と家庭に関する相談について市町村が担う役割を法律上明確にするとともに、児童相談所の役割については、更なる専門的な指導や判定が必要な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化すること。
- ② 児童養護施設、児童自立支援施設等の業務として、施設を退所した者に対する相談その他の援助を法律上位置付けること。

等を規定することとしている。

なお、本改正案においては、障害児施設を退所した者に対する相談その他の援助についての法律上の位置付けを行っていないが、障害児施設においても、在宅支援の拠点として施設を退所した者に対する援助を行っていくことは重要であることから、本改正案の趣旨も踏まえた対応がなされるよう、管内の施設に対する周知及び助言をお願いする。

（5）障害児施設等における安全管理等について

障害児施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、昨年、小学校などを狙った事件が頻繁に発生したことから、各都道府県等におかれては、事故の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応が図られるよう、引き続き管内市町村及び障害児施設、児童デイサービス事業、児童短期入所事業等の管理者等に対する周知及び指導をお願いする。

また、障害児施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による障害児施設等の安全確保に努められたい。

（参考）「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（13年6月15日雇児総発第402号）

「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」

（15年12月24日雇児総発第1224001号）

5 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 障害者施設の整備の基本的な考え方について

障害者施設の整備については、新しい「障害者基本計画」及び「新障害者プラン」に基づき、新障害者プランの計画年度である19年度に向けて、通所授産施設、デイサービスセンター等の活動の場の整備や、身体障害者福祉ホーム等の住まいの場の整備を計画的に図ることとしている。

(2) 16年度における障害者施設の整備について

16年度については、社会福祉施設整備費全体として、16年度予算（案）額1,304億円に対して各都道府県・市の要望額が大幅に上回るが見込まれたことから、整備計画に当たっての基本的な方針として、「平成16年度における障害者施設の施設整備費に係る国庫負担（補助）協議等について」（平成16年1月16日障障発第0116003号障害保健福祉部障害福祉課長通知）を発出し、①継続事業分、②新障害者プラン関連施設整備分を優先して行うこととし、③入所施設については、老朽等の改築を除き対応が困難であることを示し、協議施設の厳選をお願いしたところである。

これに伴い、本年1月末から2月末にかけて各都道府県・市の16年度計画分についてヒアリングを行ったところであり、現在、協議内容の精査と全体の協議額の確定作業を行っているところである。

なお、各都道府県・市にご協力いただき、2カ年事業の進捗率アップや16年度当初計画分の15年度への前倒しなど、16年度予算の負担軽減に繋がる措置を図った現時点においても、厳しい予算執行となることに変更はなく、特に新規事業分については、課長通知のとおり、原則として新障害者プラン関連施設整備分のうち緊急性・必要性の高いものを中心に採択せざるを得ないことが見込まれるので、ご承知おき願いたい。

(3) 設備整備費の施設整備費への統合について

設備整備費については、16年度予算（案）から国庫補助申請事務の簡素合理化を図る観点から、施設整備と一体的に整備され、かつ、固定されるもの及び整備するに当たり施設設計等に影響を及ぼす初度設備等を施設整備費に統合することとしている。

統合後の設備整備とその国庫補助額の算定方法については、別紙のとおりである。

なお、初度設備以外の施設整備へ統合されない業務省力化設備等一部の設備については、従来どおり設備整備費の対象となるが、次に留意されたい。

(参考) 設備整備費の概要

- ①設備整備費として対応するものは、次のとおり。
 - ・送迎・通園バス
 - ・業務省力化等設備
- ②民間立施設のみを対象。
- ③設備整備費の協議については、16年度において社会・援護局福祉基盤課より別途通知予定。
- ④16年度をもって廃止予定。

○ 施設整備に統合される設備

設備の種類	算定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・初度設備 ①最低基準に影響する設備（特殊ベット）相当加算 ②施設設計に影響する設備（厨房機器、洗濯乾燥設備等） ③ショートステイ専用居室に係る初度設備 ④ALS専用居室に係る初度設備 ⑤療護通所A型に係る初度設備 ⑥強度行動障害個室に係る初度設備 ⑦自閉症・発達障害支援センターに係る初度設備等 	<p>施設整備に統合可能な初度設備を整備する場合には、初度設備相当加算を加算。</p> <p>なお、初度設備に要する経費と初度設備相当加算額を個々に比較しない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・授産設備等工事 授産設備、特殊介護設備、リハビリ設備、室内移動設備、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・点字印刷機 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器設備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器近代化 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模通所授産施設設備 	<p>施設整備に統合可能な授産設備を整備する場合には、授産設備等工事費を算定。</p> <p>施設整備に統合各設備整備の対象経費と国庫補助基準単価を比較し、国庫補助基本額を算定。</p>

(4) 社会福祉施設のシックハウス対策について

昨年7月、建築基準法が改正され、平成15年7月以降竣工する全ての建築物に使用する建材の制限や換気設備の設置義務付けが行われたところであるが、社会福祉施設の整備にあたっては、シックハウス対策として専門家とよく相談のうえ、使用建材の制限や換気設備の設置はもちろんのこと、施工時、竣工後の通風、換気を十分に行うよう管内市町村、社会福祉法人等に対して指導願いたい。

6 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応等について

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

(1) 人権侵害等の防止について

- ① 社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件に及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。
- ② 本年度から施行された支援費制度は、利用者と施設が対等の立場に立ち、契約により利用者本位のサービス提供が図られる仕組みであることに鑑みた場合、こうした状況は、制度の根幹を揺るがしかねない事態であるといわざるを得ず、施設関係者のみならず行政関係者も含め、厳粛に受け止めなければならないと考えている。
- ③ 特に、施設において、各利用者の意向を詳細かつ十分にくみ取り、個別の支援計画を作成・実施・見直しを行う過程で、職員間で会議を開催し、各利用者の状況や支援目標を共有することは、不祥事の防止にも資するものであることから、各都道府県等にあつては、通常指導監督の際には重点的に確認されたい。また、施設が利用者又は利用者の家族に寄付金を強要することや、本人のためと称しあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めることは指定基準等で禁止されていることを再度踏まえて、預り金の適切な管理がなされるよう十分点検されたい。
- ④ 各都道府県等にあつては、社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査等を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場

合によっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

- ⑤ また、再発防止への取組として、不祥事を起こした法人に対して、継続的に指導及び改善状況の確認を行うことに加え、事件の背景や事実関係を踏まえて管下同種施設への指導監督方法の見直しを行う、また、支援費制度対象事業の場合には、あらかじめ関係市町村から支給決定障害者の支援状況に関する情報を徴した上で、指導監査を行う等、都道府県の指導監督の在り方も再点検し、今後の不祥事の未然防止を図られたい。

(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

(3) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

(4) 苦情解決の取組について

障害者福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成14年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 障害者施設の例

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
		身体障害者療護施設
知的障害者更生施設	1,389	1,235(88.9%)

※「平成14年社会福祉施設等調査」より

7. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の発足について

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行うこと等により、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が、昨年10月に発足したところである。のぞみの園は中期目標に基づき、入所者数を19年度末までに3割から4割程度縮減することを目標に地域生活移行を積極的に推進するほか、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築のあり方に関する調査及び研究を行い、その成果等を全国の知的障害者援護施設等に向けて情報提供していくこととしている。

(2) のぞみの園における地域生活移行への取組みについて

約500人の現入所者の移行先は、出身地域やその近隣地域のグループホーム等(民間施設等に移行し、さらに継続的にグループホーム等への移行に取り組む場合を含む)が考えられるが、実践において、入所者本人や保護者等の意向、本人の生活歴等を尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことが必要である。

その際、のぞみの園が、地域生活移行に関してどの程度、入所者や保護者等の理解を得られたかといったことや、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ、それら相互の連携体制づくりに取り組んだか、といったことが重要であると考えている。

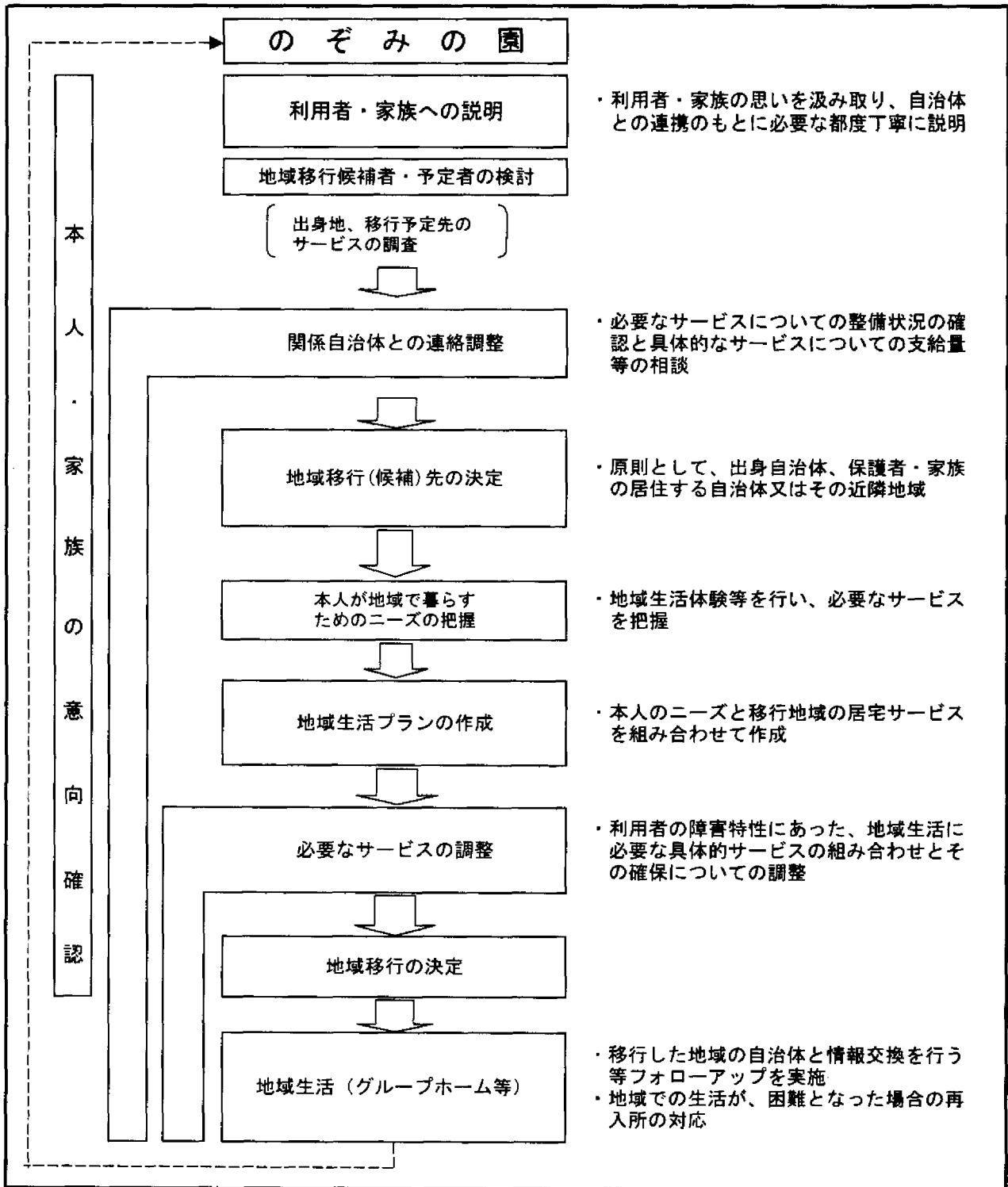
のぞみの園における取組みとしては、入所期間が長期にわたっている現状を考慮し

て、職員宿舎の空き室や周辺地域の住宅を借り上げ地域生活を体験する独自の試み(地域生活体験事業)に取り組むとともに、入所者本人等の意向確認を行っているところである。また、出身市町村において、個々の入所者の特性等に応じ必要なサービスが確保されるよう、関係地方公共団体との連絡調整にも取り組んでいるところである。

なお、のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れは、別紙のように考えているが、国としてもこのような取組みをバックアップするよう、当面は、入所者の出身地の約7割を占めている関東・甲信越地区の関係地方公共団体を中心に連絡調整を図っていく考えである。

のぞみの園における地域生活移行の取組みは、入所者本人等の意向が十分尊重されなければならないが、ノーマライゼーションの理念を実現するためのモデル的な取組みであり、実践により得られた成果を全国に向けて情報提供していこうとするものである点をご理解いただき、今後とものぞみの園への協力をお願いするとともに、関係市町村に対しても周知徹底を図り、のぞみの園の取組みに対する協力を要請して頂くように併せてお願いする。

のぞみの園における地域生活移行の基本的な流れ



国立のぞみの園における取り組み状況および当面の予定

平成16年3月3日
独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園

【これまでの取り組み状況】

- H.15年10月1日 独立行政法人への移行に伴い、地域生活支援室を設置。
全国障害福祉担当係長会議において、国立のぞみの園利用者の地域移行について説明。
民間住宅を借り上げ、自立訓練ホームを開設。
- 11月15日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明。
- 12月4日 国立のぞみの園利用者出身自治体を対象に、居宅支援状況調査(332ヶ所)開始。
22日 全保護者に対して、「地域移行の進め方について」の理事長名の文書とパンフレットを送付。
- H.16年1月22日 利用者に対して、説明会を開催。
24日 国立のぞみの園保護者会理事会において説明(第2回)。
- 2月5日 全保護者を対象に、地域移行に関するアンケート調査を実施。
- 4月1日 地域生活支援部を設置予定。

国立のぞみの園 利用者の出身地域別分布状況

(H16.2.10 現在)

NO	都道府県 指定都市	利用者数(人)			分布率 (%)	NO	都道府県 指定都市	利用者数(人)			分布率 (%)
		男	女	計				男	女	計	
1	北海道	7	3	10	2.0	33	山口県	1	2	3	0.6
2	岩手県	3	2	5	1.0	34	徳島県	2	0	2	0.4
3	秋田県	1	1	2	0.4	35	香川県	2	1	3	0.6
4	山形県	3	1	4	0.8	36	愛媛県	2	1	3	0.6
5	福島県	1	3	4	0.8	37	高知県	3	0	3	0.6
6	茨城県	10	6	16	3.2	38	福岡県	1	1	2	0.4
7	栃木県	9	7	16	3.2	39	佐賀県	1	0	1	0.2
8	群馬県	20	15	35	7.1	40	熊本県	0	1	1	0.2
9	埼玉県	22	19	41	8.3	41	大分県	3	0	3	0.6
10	千葉県	24	14	38	7.7	42	宮崎県	3	1	4	0.8
11	東京都	64	34	98	20.1	43	鹿児島県	0	1	1	0.2
12	神奈川県	9	12	21	4.2	44	札幌市	1	0	1	0.2
13	新潟県	16	10	26	5.2	45	仙台市	2	1	3	0.6
14	富山県	1	4	5	1.0	46	千葉市	7	2	9	1.8
15	石川県	3	3	6	1.2	47	横浜市	7	5	12	2.4
16	福井県	1	0	1	0.2	48	川崎市	3	1	4	0.8
17	山梨県	5	3	8	1.6	49	名古屋市	4	2	6	1.2
18	長野県	9	2	11	2.2	50	京都市	1	0	1	0.2
19	岐阜県	3	3	6	1.2	51	大阪市	0	2	2	0.4
20	静岡県	6	7	13	2.6	52	神戸市	0	4	4	0.8
21	愛知県	4	7	11	2.2	53	広島市	2	2	4	0.8
22	三重県	0	2	2	0.4	54	北九州市	1	1	2	0.4
23	滋賀県	1	1	2	0.4						
24	京都府	1	3	4	0.8						
25	大阪府	3	1	4	0.8						
26	兵庫県	6	4	10	2.0						
27	奈良県	2	0	2	0.4						
28	和歌山県	1	1	2	0.4						
29	鳥取県	2	1	3	0.6						
30	島根県	2	4	6	1.2						
31	岡山県	5	1	6	1.2						
32	広島県	1	3	4	0.8						
							合計	291	205	496	100.0

【 資 料 】

(参考資料)

平成16年度 障害福祉課予算(案)の概要

平成15年12月 障害保健福祉部 障害福祉課

【基本的な考え方】

- 平成16年度予算(案)においては、「障害者の地域生活の支援」を主題として、厳しい財政状況の下、施行2年次目となる支援費制度の着実な実施を図ることを重点課題とする。
- また、地域での生活の実現を図るため、福祉と雇用施策の連携をはじめとした就労支援や、新障害者プラン等に基づきサービス基盤の整備を推進する。

1 支援費制度の着実な実施

- ・ 支援費制度の着実な実施を図るため、制度施行2年次目として必要な予算の確保を図るとともに、市町村等における支援費支給事務の円滑な実施を支援する。

○ 支援費制度の着実な実施 347,306百万円

- ・ 平年度化増加分及び新障害者プランに基づく増加分を含め支援費支給に必要な額を確保する。

① 居宅生活支援費 51,588百万円 → 60,188百万円 (8,600百万円 16.7%UP)

・ 居宅介護 (ホームヘルプサービス)	百万円 27,767	→	百万円 34,154
			(6,387百万円 23.0%UP)
・ 短期入所 (ショートステイ)	百万円 4,042	→	百万円 4,474
			(431百万円 10.7%UP)
・ 日帰り介護 (デイサービス)	百万円 13,024	→	百万円 12,948
			(▲ 75百万円 ▲0.6%)
(新) デイサービスの4時間超単価の見直し (6時間を超えるサービスの評価)			
・ 地域生活援助 (グループホーム)	百万円 6,755	→	百万円 8,612
			(1,857百万円 27.5%UP)

(※) ホームヘルプサービス、グループホームは、サービス量の確保の観点から概算要求額を超える予算額を確保した。

② 施設訓練等支援費 269,679百万円 → 287,118百万円 (17,439百万円 6.5%UP)

(新) 重度重複障害者が施設通所する場合に加算 (重度重複障害者加算の対象拡大)

○ 支援費制度に係る事務の円滑化・適正化等の支援 578百万円

- ・ 都道府県及び市町村が行う支給決定等の支援費支給事務の円滑化・適正化等を図るための支援を行う。

① 支援費制度に係る事務の円滑化の支援 550百万円 → メニュー事業化
(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

- ・ 障害程度区分決定円滑化事業 (障害程度区分決定会議の開催)
- ・ 支援費支給決定コミュニケーション支援事業

② 支援費制度に係る事務の適正化等の支援 59百万円 → メニュー事業化
(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

- ⑨ 支援費支給決定事務の適正化を図るための巡回指導事業
(都道府県が編成する専門家チームが管内市町村を定期的に巡回し、支給決定に係る相談、適切な支給決定を行うための助言指導を実施。)
- ・ 利用者参加型支援費制度向上事業

③ 障害者地域生活推進特別モデル事業 578百万円 → 578百万円 (前年度同額)

⑨ ○ 支援費事業経営実態調査事業 40百万円

- ・ 支援費事業経営等の実態を16年度、17年度の2カ年計画で調査する。

2 障害者の働くことへの支援

- ・ 障害者福祉施策と雇用施策の連携などにより、障害者の働くことを支援する。

○ 障害者福祉施策と雇用施策の連携

817百万円

①障害者就業・生活支援センター事業

567百万円 → 817百万円 (250百万円 44.1%UP)

□ 雇用安定等事業 442百万円→ 695百万円 □
生活支援等事業 125百万円→ 122百万円

実施か所数 47か所 → 80か所 (+33か所[※])

※ 雇用安定等事業分のみ
生活支援担当は既存事業との連携

②施設外授産の活用による就職促進事業 28百万円 → メニュー事業化

(障害者自立支援・社会参加総合推進事業のメニュー事業)

○ 小規模通所授産施設等の活動支援

4,524百万円

- ・ 小規模通所授産施設等への補助の拡充を図ることにより、地域に根ざした活動を支援する。

①小規模通所授産施設の拡大 2,332百万円 → 2,827百万円 (495百万円 21.2%UP)

補助対象か所数 424か所 → 596か所 (+172か所)

・ 身体障害者 279か所
・ 知的障害者 317か所

1か所当たり単価 10,500千円

②小規模作業所への支援 1,887百万円 → 1,697百万円 (▲189百万円 ▲10.0%)

補助対象か所数 1,715か所 → 1,543か所 (▲172か所)

・ 身体障害者 787か所
・ 知的障害者 756か所

3 障害者の地域生活の充実

- ・ 障害者の地域生活の充実を図るため、ホームヘルプサービス、デイサービス等の基幹的なサービスの基盤整備を図るほか、障害者の生活支援、相談支援の充実を図る。

○ 新障害者プランの推進

117,077百万円

- ・ 新障害者プランの2年次目として、サービス基盤整備を一層推進する。

居宅介護（ホームヘルプサービス）	45,820人	→49,100人	(3,280人増)
短期入所（ショートステイ）	4,296人	→4,431人	(135人増)
日帰り介護（デイサービス）	1,232か所	→1,301か所	(69か所増)
障害児通園（デイサービス）	9,712人	→10,002人	(290人増)
知的障害者地域生活援助（グループホーム）	13,836人	→16,036人	(2,200人増)
身体障害者福祉ホーム	824人	→918人	(94人増)
重症心身障害児（者）通園事業	232か所	→243か所	(11か所増)
通所授産施設	62,758人	→63,694人	(936人増)

(※) ホームヘルプサービス、グループホームは、サービス量の確保の観点から概算要求時を超える数を確保した。

○ 相談支援の充実

578百万円

障害者地域生活推進特別モデル事業 実施か所数 77か所（前年度同数）

○ きめ細かなサービスの展開

3,555百万円

- ・ 障害者の地域生活を支援するため、きめ細かな障害者福祉サービスを展開する。

① 自閉症・発達障害支援センター

200百万円 → 245百万円 (45百万円 22.4%UP)

実施か所数 16か所 → 20か所 (+ 4か所)

② 重症心身障害児（者）通園事業

2,597百万円 → 2,589百万円 (▲7百万円 ▲0.3%)

実施か所数 232か所 → 243か所 (+ 11か所)

③ 知的障害者生活支援事業

387百万円 → 430百万円 (43百万円 11.2%UP)

実施か所数 166か所 → 166か所 (前年度同数)

④福祉ホーム

- ・身体障害者 106百万円 → 108百万円 (2百万円 2.0%UP)
実施か所数 54か所 → 58か所 (+ 4か所)
- ・知的障害者 120百万円 → 122百万円 (2百万円 1.5%UP)
実施か所数 87か所 → 93か所 (+ 6か所)

⑤訪問診査費 61百万円 → 61百万円 (▲1百万円 ▲1.1%)

○ 地域の実情に応じたサービスの総合的な推進 4,800百万円
〈社会参加推進室に計上〉

- ・ 地域の実情に応じてサービスを選択して実施することができるよう、既存の補助金の統合・メニュー化を図る。

⑧ 障害者自立支援・社会参加総合推進事業

【障害福祉課分】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・ 支援費事務の円滑化・適正化等の支援 | ・ 更生訓練費・施設入所者就職支度金 |
| ・ 訪問入浴サービス事業 | ・ 身体障害者自立支援事業 |
| ・ 職親委託 | ・ 施設外授産の活用による就職促進事業 |
| ・ 在宅知的障害者巡回相談事業 | ・ 知的障害者療育手帳交付事業 |

4 国立のぞみの園入所者の地域生活移行の推進

のぞみの園運営費交付金

(2,850百万円) → 2,674百万円 (▲176百万円 ▲6.2%)

※ () は特殊法人と独立行政法人の合計

- ・ 国立のぞみの園について、入所者の地域生活の移行が可能となるよう必要な支援を行うとともに、経営の合理化・効率化を進める。

5 その他

(1) 社会福祉施設整備費

〈社会・援護局に計上〉

社会福祉施設等設備整備費の社会福祉施設等施設整備費への統合による
国庫補助申請事務の簡素合理化

(2) 施設措置費

82,403百万円

①障害児施設措置費

77,616百万円 → 75,443百万円 (▲2,173百万円 ▲2.8%)

②点字図書館、福祉工場等事務費ほか

6,968百万円 → 6,960百万円 (▲8百万円 ▲0.1%)

(参考資料)

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組など障害者（児）に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的とする。

2. 検討項目

(1) 障害者（児）に対する地域生活支援の在り方

- ① 先進地域事例の分析、評価を通じて、障害者（児）の地域生活を支援するための効果的な地域ケアモデルとは、どのようなものかについて検討する。
- ② その際の主な論点としては、
 - ・ 地域ケアモデルの標準的な支援サービスメニューとして、どのような構成が適当か。(ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、相談支援、就労支援等)
 - ・ 地域ケアモデルにおいて、自助、共助、公的サービスの組み合わせをどのように考えるか。(公的サービスの守備範囲、自薦ヘルパーや当事者による支援活動の位置づけ等)
 - ・ 地域ケアモデルの地域単位をどのように考えるか。また、地域特性についてどのように考慮すべきか。
 - ・ 望ましい地域ケアモデルの整備はどのように進めていくべきか。また、行政の関与はどうあるべきか。(国、都道府県、市町村の役割等)
 - ・ 地域支援サービスの質の評価はどのように行われるべきか。また、良質のサービスを育成するためにはどうすればいいか。(当事者による評価の位置づけ、サービス提供者の資格等)
 - ・ 望ましい地域生活支援を実現するに当たり、将来の財源についてどう考えるか。

(2) ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

支援費制度施行後の利用状況等を踏まえたホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 委員名簿

- 有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜 (財)全日本聾唖連盟理事長
○ 板山 賢治 (福)浴風会理事長
◎ 江草 安彦 (福)旭川荘理事長
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長
大谷 強 関西学院大学経済学部教授
大濱 真 (社)全国脊髄損傷者連合会副理事長
大森 彌 千葉大学法経学部教授
京極 高宣 日本社会事業大学学長
笹川 吉彦 (福)日本盲人会連合会長
佐藤 進 (福)昴理事長
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
竹中 ナミ (福)プロップ・ステーション理事長
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司 (NPO)DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長
村上 和子 (福)シンフォニー理事長
室崎 富恵 (福)全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
森 貞述 高浜市長
森 祐司 (福)日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫 白梅学園短期大学福祉援助学科教授

平成15年9月30日現在
計22名(五十音順、敬称略)

◎は座長、○は座長代理

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会 作業班の委員名簿

(◎は議長)

○ 全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
太田 修平	日本障害者協議会理事・政策委員長
大濱 眞	(社) 全国脊髄損傷者連合会副理事長
◎ 高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
谷口 明広	自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司	(NPO) DPI日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
森 祐司	(福) 日本身体障害者団体連合会事務局長
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜	(財) 全日本聾唖連盟理事長
◎ 板山 賢治	(福) 浴風会理事長
笹川 吉彦	(福) 日本盲人会連合会長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

○ 知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班

有留 武司	東京都福祉局障害福祉部長
板山 賢治	(福) 浴風会理事長
小泉 渉	(福) 全日本手をつなぐ育成会本人活動代表委員会
佐々木信行	(NPO) ピープルファースト東京事務局長
高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
村上 和子	(福) シンフォニー理事長
室崎 富恵	(福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
◎ 山路 憲夫	白梅学園短期大学福祉援助学科教授

これまでの開催状況

<障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会>

平成15年

5月26日（第1回） { 障害者（児）の地域生活支援施策の現状
今後の進め方について

6月9日（第2回） 委員からの意見発表（1回目）

6月24日（第3回） 委員からの意見発表（2回目）

7月17日（第4回） { 関係者からのヒアリング（1回目）
・ 重症心身障害児（者）関係
・ 知的障害者本人
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（滋賀県）
データ収集の進め方について（1回目）

7月30日（第5回） { 関係者からのヒアリング（2回目）
・ 自閉症関係
・ 地域ケア・ネットワークの実践例（横浜市、北信圏域）
データ収集の進め方について（2回目）

8月26日（第6回） 関係者からのヒアリング（3回目）
・ 海外の動向（米、スウェーデン、英、独）

9月8日（第7回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（1回目）
高齢者介護研究会報告書について（報告）
平成16年度概算要求について（報告）

- 9月30日（第8回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）
支援費制度の施行状況調査（抽出調査分の報告）
- 10月14日（第9回） 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
（3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて）
- 10月28日（第10回） { 地域生活を支えるサービス体系の在り方について
（4回目、就労、住まい等の施策について）
居宅生活支援サービスの利用状況調査（報告）
- 11月14日（第11回） { 平成15年度ホームヘルプ予算の執行について（報告）
サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について
地方3団体からのヒアリング（1回目、全国知事会）
- 11月26日（第12回） { サービス供給を支える基盤の在り方について
地方3団体からのヒアリング
（2回目、全国市長会、安芸たかた広域連合（全国町村会推薦））
- 12月12日（第13回） 今後の検討会の進め方等
- 平成16年
- 1月22日（第14回） { 平成16年度政府予算案について（報告）
社会保障審議会障害者部会について（報告）
介護制度改革本部について（報告）
今後の検討会の進め方について
今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について
（1回目）
- 2月26日（第15回） 今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について
（2回目）

<全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方作業班>

2月23日(第1回) { 作業班の進め方について
全身性障害者等長時間介護が必要な者に関する支援の在り方
について(1回目)

<視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方作業班>

2月9日(第1回) { 作業班の進め方について
視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
(1回目)

2月24日(第2回) { 視覚障害者・聴覚障害者に関する支援の在り方について
(2回目、関係者からのヒアリング等)

<知的障害者・障害児に関する支援の在り方作業班>

2月17日(第1回) { 作業班の進め方について
知的障害者・障害児に関する支援の在り方について(1回目)

3月3日(第2回) { 知的障害者・障害児に関する支援の在り方について
(2回目、関係者からのヒアリング等)

今後の検討会の進め方(案)

平成15年12月12日

- 本年4月より、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートした。
本検討会では、このような支援費制度が目指す理念を実現し、障害者(児)の地域生活支援の充実を図るための方策について、本年5月以降、検討を進め、年内に一巡の議論を終えた。
- 来年1月からの二巡目以降の議論においては、これまでの議論も十分に踏まえ、下記の論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めていく必要がある。

記

1. ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方
 - ホームヘルプサービス等について
 - 就労支援について
 - 住まいについて
 - 公的サービスとそれ以外のサービスの在り方について
2. サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方
 - 相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の在り方について
3. サービス供給を支える基盤の在り方
 - 財源の在り方について
 - サービスの提供基盤・人材の在り方について

(参考資料)

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果（仮集計値）のポイント

本調査は、平成15年8月に全国の自治体を対象に実施したものであり、今般各サービスの支給決定及び利用状況について、有効回答が得られた自治体分を取りまとめた。

調査結果のポイントは次のとおりであるが、全体の傾向は抽出分のまとめ(9月30日)とほぼ同様となっている。

居宅介護支援（ホームヘルプサービス）

(P2)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者の身体介護及び家事援助が多く、全市町村中の約65%で支給決定している。日常生活支援がもっとも少なく、全市町村中の10%となっている。

(P2・P3)

○ 支給決定に対する利用実績

	延べ人数	時間数
身体障害者	81.2% (61,104人 / 75,223人)	56.1% (1,462,585時間 / 2,608,345時間)
知的障害者	42.3% (13,199人 / 31,182人)	26.0% (186,524時間 / 717,535時間)
児童(障害児)	34.0% (5,641人 / 16,609人)	20.2% (67,540時間 / 334,124時間)

支給決定に対する利用率(延べ人数)は、身体障害者が81%であるのに比べ、知的障害者は42%、児童は34%と低くなっている。

支給決定に対する利用率(時間数)は、身体障害者が56%であるのに比べ、知的障害者は26%、児童は20%と低くなっている。

(P3 参考)

○ 措置制度下での平成13年度との1人当りの利用量を比較すると、一般分及び移動介護がほぼ同水準となっているのに比べ、日常生活支援は63%増となっている。

デイサービス

(P4 上段表)

○ 支給決定に対する利用実績（実人数）

身体障害者	74.9% (21,888人 / 29,237人)
知的障害者	69.7% (6,891人 / 9,888人)
児童(障害児)	72.9% (12,659人 / 17,357人)

支給決定に対する利用率は、身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約70~75%となっている。

(P4 下段表)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の42%、知的障害者が32%、児童が44%となっている。

短期入所支援

(P5)

○ 支給決定に対する利用実績 (実人数)

身体障害者	22.8% (2,572人 / 11,272人)
知的障害者	22.3% (7,615人 / 34,139人)
児童(障害児)	25.6% (6,693人 / 26,135人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも低い。

身体障害者、知的障害者、児童の間での格差は見られず、約20~25%となっている。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数を見ると、身体障害者が全市町村中の48%、知的障害者が61%、児童が63%となっている。

知的障害者地域生活援助支援 (知的障害者グループホーム)

(P6)

○ 支給決定に対する利用実績 (実人数)

96.7% (13,381人 / 13,836人)

支給決定に対する利用率は、居宅サービスの中でもっとも高い。

(P6)

○ 支給決定

支給決定があった市町村数は、全市町村中の69%となっている。

居宅生活支援事業所数

(P7)

○ 居宅生活支援事業所数

全国の事業所数は、都道府県知事等の指定する指定事業所が31,794か所、当該市町村が認めた基準該当事業所が918か所で、合わせて32,712か所となっている。

(P7)

○ 指定事業所の運営主体

ホームヘルプサービス事業では、営利法人が38.8%ともっとも多く、次いで社会福祉協議会(26.4%)、社協を除く社会福祉法人(14.6%)となっている。

デイサービス事業では、社協を除く社会福祉法人が48.3%と半数近くを占め、次いで地方公共団体(25.9%)、社会福祉協議会(12.3%)となっている。

短期入所事業では、社協を除く社会福祉法人が85.0%を占め、また、グループホームでも社協を除く社会福祉法人が92.8%を占めている。

居宅生活支援サービスの利用状況調査の結果について（仮集計値）

本調査は、支援費制度施行に伴う居宅生活支援サービスの利用状況を把握するとともに、厚生労働省の「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」での検討に資するため、全国の自治体を対象として実施したものである。

全数分については集計及び精査中であるが、今般、有効回答が得られた自治体分を取りまとめたので報告する。

調査対象：47 都道府県 3,201 市町村（1 広域連合含む）

回答数：47 都道府県 3,192 市町村

1 人口 (人)

住民基本台帳人口
127,780,381

回答数：3,192 市町村

2 障害者数 (人)

身体障害者	知的障害者	児 童
4,195,334	460,780	241,359

回答数：3,192 市町村

（注1）各市町村が手帳発行台帳等で把握している数であり、必ずしも実数とは限らない。

（注2）各市町村によって、把握している時点が異なる。

（注3）重複障害者の場合は、いずれか1つに記入している。

3 居宅生活支援費支給決定者数・利用者数 (人)

支給決定者数 (平成15年4月末時点)	利用者数 (平成15年4月分)
192,258	116,953

回答数：3,191 市町村

4 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、サービスの類型別支給決定の状況

法区分	サービスの類型	支給決定があつた市町村数	支給決定者数 (延人数)	支給決定 時間数	一人当り 支給決定量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	2,070	20,740	650,396	31.4
	家事援助	2,050	23,230	463,559	20.0
	移動介護(身体介護伴う)	880	10,607	342,069	32.2
	移動介護(身体介護伴わない)	773	17,253	539,201	31.3
	日常生活支援	326	3,393	613,120	180.7
知的障害者	身体介護	981	6,319	123,912	19.6
	家事援助	1,201	5,628	94,888	16.9
	移動介護(身体介護伴う)	556	7,451	192,850	25.9
	移動介護(身体介護伴わない)	700	11,784	305,885	26.0
児 童	身体介護	1,045	7,476	166,065	22.2
	家事援助	445	1,831	31,582	17.2
	移動介護(身体介護伴う)	557	4,426	89,097	20.1
	移動介護(身体介護伴わない)	418	2,876	47,380	16.5

回答数：3,180市町村

(2) 法区分別、サービスの類型別利用の状況

法区分	サービスの類型	利用者数 (延人数)	利用時間数	一人当たり利用量 (時間/月)
身体障害者	身体介護	18,729	380,415	20.3
	家事援助	20,464	279,635	13.7
	移動介護(身体介護伴う)	6,436	148,597	23.1
	移動介護(身体介護伴わない)	12,034	189,372	15.7
	日常生活支援	3,441	464,566	135.0
知的障害者	身体介護	3,199	43,941	13.7
	家事援助	2,988	38,425	12.9
	移動介護(身体介護伴う)	2,641	38,380	14.5
	移動介護(身体介護伴わない)	4,371	65,778	15.0
児 童	身体介護	3,275	42,837	15.2
	家事援助	476	5,699	12.0
	移動介護(身体介護伴う)	1,282	13,614	10.6
	移動介護(身体介護伴わない)	608	5,390	8.9

回答数：3,180 市町村

【参考】

平成13年度における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況(平成15年1月調べ)		今回調査における全国のホームヘルプ サービスの一人当たり利用状況	
身体障害者・知的障害者(一般分)	17時間	身体障害者(身体介護)	20.3時間
		"(家事援助)	13.7時間
		知的障害者(身体介護)	13.7時間
		"(家事援助)	12.9時間
視覚障害者等特有のニーズをもつ者 うち、移動介護	17時間	身体障害者(移動介護・身体介護伴う)	23.1時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.7時間
		知的障害者(移動介護・身体介護伴う)	14.5時間
		"(移動介護・身体介護伴わない)	15.0時間
全身性障害者	83時間	日常生活支援	135.0時間

5 デイサービス支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、単価区分別支給決定・利用の状況

法区分	単価区分	支給 決定者数	支給 決定日数	利用者数	利用回数		利用日数
					4時間 未満	4時間 以上	
身体障害者	区分1	9,098	94,284	6,877	4,092	51,397	
	区分2	7,934	67,779	5,928	5,640	33,006	
	区分3	12,205	89,118	9,083	12,457	33,190	
	入浴サービス				62,161		
	給食サービス				101,510		
	送迎サービス				203,359		
知的障害者	区分1	4,108	58,280	2,850	2,877	32,086	
	区分2	3,111	41,250	2,229	1,370	24,160	
	区分3	2,669	32,411	1,812	859	16,874	
	入浴サービス				22,179		
	給食サービス				55,505		
	送迎サービス				96,629		
児 童	10人以下	17,357	173,225	12,659			26,188
	11人以上20人以下						22,945
	21人以上						11,921
	送迎サービス						15,722

回答数：3,182市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定が あった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
		平均	平均
身体障害者	1,352	8.6	5.9
知的障害者	1,014	13.3	11.0
児 童	1,406	10.0	4.8

回答数：3,182市町村

(注) 身体障害者及び知的障害者については、4時間未満の利用を0.5日、4時間以上の利用を1日として計上した。

6 短期入所支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

(1) 法区分別、支給決定の内容別支給決定・利用の状況

法区分	支給決定の内容	支給決定者数	支給決定日数	利用者数	利用日（回）数			
					宿泊	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
身体障害者	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算)	7,492 115	57,631 1,028	1,946 21	11,508			
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算)	2,596 4	20,221 26	472 1				
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算)	1,168 1	8,871 31	154 1				
	遷延性意識障害者等加算のみ	16	163	0				
知的障害者	区分1 (うち重症心身障害者加算)	14,496 2,632	103,315 20,964	3,945 658	17,158	1,397	3,955	1,087
	区分2 (うち重症心身障害者加算)	11,543 141	82,304 1,075	2,248 20	10,365	641	2,853	686
	区分3 (うち重症心身障害者加算)	7,447 35	53,062 243	1,228 3	6,322	364	2,847	438
	重症心身障害者加算のみ	653	6,715	194	2,467	77	220	72
児童	区分1 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	13,366 102 3,890	94,187 700 28,470	3,925 35 1,063	5,311	4,184	5,685	1,714
	区分2 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	8,445 19 93	55,681 121 625	1,923 0 15				
	区分3 (うち遷延性意識障害者等加算) (うち重症心身障害者加算)	3,435 1 31	21,778 5 221	619 0 4				
	遷延性意識障害者等加算のみ	5	40	0				
	重症心身障害児加算のみ	884	8,723	226				

回答数：3,173 市町村

(2) 支給決定があった市町村数及び一人当たり支給決定・利用の状況

法区分	支給決定があった市町村数	一人当たり支給決定量 (日/月)	一人当たり利用量 (日/月)
身体障害者	1,524	7.7	6.5
知的障害者	1,948	7.2	5.3
児 童	1,991	7.0	2.5

回答数：3,173 市町村

(注) 知的障害者及び児童については、日中受入れ4時間未満の利用を0.25日、4時間以上8時間未満の利用を0.5日、8時間以上の利用を0.75日として計上した。

7 知的障害者地域生活援助支援費の支給決定・利用状況（平成15年4月分）

単価区分別支給決定・利用状況

支給決定があった市町村数	単価区分	支給決定者数	利用者数
2,187	区分1	6,521	6,266
	区分2	7,315	7,115

回答数：3,191 市町村

サービス名		社会福祉協議会	社会福祉法人 (社協除く)	医療法人	社団・財団	農協	生協	営利法人	NPO法人	その他	地方公共団体	指定事業所計	基準該当
居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	身体障害者	2,082	1,342	401	160	37	126	3,351	642	166	163	8,470	291
	知的障害者	1,819	983	212	130	21	94	2,459	548	128	143	6,537	195
	児 童	1,615	723	171	125	16	87	2,286	527	205	127	5,882	174
	小 計 (構成比)	5,516 (26.4%)	3,048 (14.6%)	784 (3.8%)	415 (2.0%)	74 (0.4%)	307 (1.5%)	8,096 (38.8%)	1,717 (8.2%)	499 (2.4%)	433 (2.1%)	20,889 (100%)	660
デイサービス事業	身体障害者	185	537	25	25	2	1	36	24	10	202	1,047	103
	知的障害者	42	384	6	15	1	0	18	42	15	69	592	71
	児 童	49	161	8	3	1	0	15	43	10	310	600	84
	小 計 (構成比)	276 (12.3%)	1,082 (48.3%)	39 (1.7%)	43 (1.9%)	4 (0.2%)	1 (0.0%)	69 (3.1%)	109 (4.9%)	35 (1.6%)	581 (25.9%)	2,239 (100%)	258
短期入所事業	身体障害者	25	906	17	5	0	0	0	0	29	83	1,065	
	知的障害者	53	2,200	10	9	0	0	0	0	61	181	2,514	
	児 童	40	1,473	10	9	0	0	0	1	67	209	1,809	
	小 計 (構成比)	118 (2.2%)	4,579 (85.0%)	37 (0.7%)	23 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	157 (2.9%)	473 (8.8%)	5,388 (100%)	
地域生活援助事業 (グループホーム)	9 (構成比)	3,041 (92.8%)	0 (0.0%)	59 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	92 (2.8%)	8 (0.2%)	68 (2.1%)	3,278 (100%)		
合 計 (構成比)	5,919 (18.6%)	11,750 (37.0%)	860 (2.7%)	540 (1.7%)	78 (0.2%)	308 (1.0%)	8,166 (25.7%)	1,919 (6.0%)	699 (2.2%)	1,555 (4.9%)	31,794 (100%)	918	

全国の都道府県、指定都市及び中核市の回答

(参考資料) 平成16年度身体障害者保護費の補助基準額 (案)

点字図書館等運営事業費、盲人ホーム等事務費及び身体障害者福祉ホーム運営事業費

事業		区分	平成15年度 当初単価	平成16年度 単価(案)
点字図書館等運営 事業費(点字図書館、 聴覚情報)	1 施設 当たり年額	職員5人(特別区)	24,986千円	24,373千円
		(特甲地)	24,502千円	23,911千円
		(甲地)	23,536千円	22,987千円
		(乙地)	22,811千円	22,294千円
		(丙地)	22,086千円	21,601千円
盲人ホーム等運営 事業費				
・盲人ホーム	1 施設 当たり年額	—	3,863,700円	3,782,000円
・福祉工場 (居住部門有り)	1 施設 当たり年額	定員50人	47,018千円	46,032千円
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人 ~ 9人	3,300千円	3,242千円
		10人 ~ 19人	3,923千円	3,860千円
		20人 ~ 29人	5,168千円	5,094千円

(参考資料) 平成16年度障害児施設等の補助単価 (案)

(1) 事務費

①一般事務費

(単位:円)

施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成16年度(案)	知的障害児施設	30	211,940	208,940	202,880	198,330	193,770
	第二種自閉症児施設	40	210,840	207,850	201,760	197,270	192,810
	知的障害児通園施設	30	127,640	125,650	121,660	118,680	115,650
	盲児施設	30	193,890	191,140	185,580	181,470	177,310
	ろうあ児施設	30	192,960	190,180	184,650	180,520	176,380
	難聴幼児通園施設	30	190,880	187,950	181,970	177,500	173,050
	肢体不自由児療護施設	50	228,800	225,360	218,590	213,450	208,320
施設種別		定員	特別区	特甲区	甲地	乙地	丙地
平成15年度	知的障害児施設	30	216,430	213,340	207,140	202,460	197,790
	第二種自閉症児施設	40	215,550	212,490	206,250	201,610	197,050
	知的障害児通園施設	30	130,330	128,290	124,200	121,160	118,040
	盲児施設	30	197,950	195,130	189,440	185,220	180,970
	ろうあ児施設	30	197,030	194,170	188,530	184,290	180,020
	難聴幼児通園施設	30	195,000	191,970	185,870	181,290	176,730
	肢体不自由児療護施設	50	233,910	230,400	223,440	218,190	212,950

②加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成16年度(案)	平成15年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	71,150	72,730
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	26,650	27,210
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	48,220	49,210

(2) 事業費

①一般生活費

(単位:円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
知的障害児施設	47,430	47,530
第二種自閉症児施設	47,430	47,530
知的障害児通園施設	14,600	14,630
盲児施設	47,430	47,530
ろうあ児施設	47,430	47,530
難聴幼児通園施設	14,600	14,630
肢体不自由児療護施設	47,430	47,530

② 重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成16年度(案)	平成15年度	平成16年度(案)	平成15年度
的障害児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第一種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
第二種自閉症児施設	46,630	47,390	55,930	56,870
盲児施設	44,380	45,110	53,260	54,140
ろうあ児施設	40,580	41,220	48,700	49,460
肢体不自由児施設	—	—	55,930	56,870
肢体不自由児療護施設	—	—	55,930	56,870

③ 重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成16年度(案)	平成15年度
重症心身障害児施設	228,240	233,070

(3) 知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり (月額)	平成16年度(案)	
		平成16年度(案)	平成15年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	3,918,000	4,001,000
	40~49人	3,688,000	3,768,000
	30~39人	2,733,000	2,791,500
	20~29人	2,074,800	2,114,600

(参考資料) 平成16年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

(居宅生活支援費を除く)

事業		区分		平成15年度	平成16年度(案)		
5 障害者生活支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業	431,700円	431,730円		
		(月額)	障害者就業・生活支援センター事業	431,700円	431,730円		
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり	管理人に要する経費	223,130円	218,730円		
		(月額)	補修費	7,350円	7,350円		
6 重症心身障害児(者)通園事業	事務費	(月額)	A型	3,221,360円	3,229,120円		
			B型	1,400,240円	1,402,280円		
	事業費1人当たり(月額)	1日	A型	生活保護世帯	16,380円	16,240円	
			B型				一般世帯
			B型巡回方式加算	5,830円	5,830円		
7 知的障害児(者)相談等事業	(1) 在宅知的障害者巡回相談事業	(年額)	指定都市及び指定都市が存在する県	179,440円	メニュー事業化		
			上記以外の県	358,890円	メニュー事業化		
	(2) 心身障害者扶養共済制度運営費	(年額)	取扱件数分	定額分(1県当たり)	200,000円	200,000円	
				5,000件未満	100,000円	100,000円	
				5,000件以上	10,000件未満	150,000円	150,000円
				10,000件以上		20,000件未満	350,000円
				20,000件以上	30,000件未満		500,000円
				30,000件以上		40,000件未満	700,000円
				40,000件以上	50,000件未満		900,000円
				50,000件以上		1,100,000円	1,100,000円
(3) 知的障害者療育手帳交付事業	手帳交付件数1件当たり		200円	メニュー事業化			
8 自閉症・発達障害支援センター運営事業	1か所当たり(月額)	運営費	2,047,130円	2,044,980円			

総 数	知的障害者福祉工場		
	施設数	定員	在所者
国	0	0	0
北海道	2	40	41
青森県	0	0	0
岩手県	2	60	46
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	0	0
栃木県	1	30	30
群馬県	1	20	17
埼玉県	1	20	15
千葉県	0	0	0
東京都	1	30	30
神奈川県	0	0	0
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	7	210	141
山梨県	0	0	0
長野県	2	40	34
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	1	30	14
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	1	30	32
奈良県	0	0	0
和歌山県	1	30	29
鳥取県	1	30	30
島根県	0	0	0
岡山県	0	0	0
広島県	2	90	80
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	3	75	59
福岡県	2	40	23
佐賀県	0	0	0
長崎県	4	110	104
熊本県	4	150	137
大分県	3	90	75
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	3	65	54
沖縄県	1	30	22
札幌市	1	30	30
仙台市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	1	40	38
川崎市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	2	80	76
大阪市	0	0	0
神戸市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	2	54	54
福岡市	0	0	0
旭川市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
新潟市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
豊田市	0	0	0
堺市	0	0	0
姫路市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
岡山市	1	20	15
倉敷市	1	30	30
福山市	1	20	19
高松市	0	0	0
松山市	0	0	0
高知市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	2	60	53
大分市	3	70	58
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	0	0

(参考資料) 心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画 (平成16年度)

	講習会名	受講対象者	講習期間	ご案内先
1	第36回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	4月22日(木)～ 4月24日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
2	第29回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(主として療育職員)	5月10日(月)～ 5月14日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
3	第26回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の主任看護師・病棟課長およびこれに準じる職員	5月24日(月)～ 5月27日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
4	第3回 障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月9日(水)～ 6月11日(金) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
5	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	6月18日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
6	第56回 重症心身障害児(者)施設看護師講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	6月21日(月)～ 6月25日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
7	第15回東京コース(2004年度)ボバースアプローチ8週間講習会	PT・OT・STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員。(経験年数3年以上)	7月5日(月)～ 8月27日(金) (8週間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
8	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	9月3日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
9	第57回 重症心身障害児(者)施設療育職員講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・介護福祉士・療育員等(経験年数3年以上)	9月13日(月)～ 9月17日(金) (5日間)	重症心身障害児者施設
10	第30回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(看護師・准看護師)	9月27日(月)～ 9月30日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
11	第40回 肢体不自由児施設等療育職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の保育士・児童指導員・心理指導員等(経験年数3年以上)	10月25日(月)～ 10月29日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
12	第73回 肢体不自由児施設等看護師講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等の看護師・准看護師(経験年数3年以上)	11月8日(月)～ 11月12日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
13	第13回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている看護師	11月 金・土・日 (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
14	第37回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	12月2日(木)～ 12月4日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
15	1日摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	1月7日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
16	第37回 幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育(障害児通園施設・障害児保育を行っている保育機関等)に携わっている職員(保育士・児童指導員等)	1月24日(月)～ 1月28日(金) (5日間)	肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設
17	第14回 給食関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設・関連機関の給食に携わる職員(栄養士・調理師等)	2月3日(木)～ 2月5日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
18	第38回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員	2月17日(木)～ 2月19日(土) (3日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
19	第31回 重度・重症児(者)医療介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わっている職員(職種は問わない)	2月28日(月)～ 3月3日(木) (4日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設
20	第14回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わっている医師	3月 土・日 (2日間)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設
21	1日摂食指導講習会 (診断・評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・各種通所療育施設等で摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの者	3月25日(金)	肢体不自由児施設 重症心身障害児者施設 肢体不自由児通園施設

* ご案内先の対象施設以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にご請求ください。

* 福祉関係職員講習会は隔年の開催です(平成17年度開催予定)。

心身障害児総合医療療育センター内 療育研修所 (TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)

別添資料 1

今後の支援費制度について

平成16年3月3日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

今後の支援費制度について

- 障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度が平成15年4月にスタートしたが、初年度の施行状況を見ると、地域差はあるものの、ホームヘルプサービスやグループホームを中心に居宅サービス利用が大きく伸びており、制度が着実に定着しつつある状況がうかがえる。
- 一方、制度を支える財源面では、当初の予想を大きく上回るサービス利用の伸びに伴い、制度施行初年度から財源不足の問題が生じ、国においては、他の事業に優先させてできる限りの措置を講じ、居宅サービス全体で百億円を超える巨額の追加財源を確保する必要が生じた。
- 平成16年度予算案においては、国の一般歳出が減少傾向の中、ホームヘルプサービスやグループホームについて、対前年度2割を超える例外的に大幅な伸びを確保した。しかしながら、今後も新たなサービス利用者が増加し、サービスの伸びがあることを考慮すると、平成16年度以降も極めて厳しい事業運営が見込まれる。
- 社会経済構造が変化し、厳しい財政状況が続いていく中で、今後とも、支援費制度の理念を実現し、制度を持続可能なものとしていくためには、制度の見直しが求められる。
制度の見直しは、Iの基本的な視点に立脚することとし、平成16年度においては、当面、IIの事業運営上の工夫を行う。さらに、平成17年度以降、制度全般にわたり、IIIの見直しを検討する。

I. 基本的な視点

1. 支援の必要度に応じたサービス内容をより適切に評価する視点
2. 支援の必要度に関する客観性を高める視点
3. 地域間格差のうち不合理なものについては是正する視点
4. より適切な利用者負担を求める視点
5. サービス提供の効率性を高める視点
6. その他、一層の公平性の確保や制度運営の合理化を図る視点

Ⅱ. 平成16年度における事業運営上の工夫について（案）

（16年4月より実施するもの）

（1）居宅サービス、施設サービス共通

市町村に対して専門的な技術指導等を行う更正相談所や、障害程度区分決定円滑化事業、都道府県による巡回指導事業（16年度予算案に計上）を活用し、支援費制度に関する事務の円滑化・適正化を図る。

< I の 3 の視点 >

（2）居宅サービス

- ① ホームヘルプサービスの身体介護の単価を現行の介護報酬の単価に合わせる。ただし、障害者のサービス利用の現状や事業所運営への影響を考慮し、長時間利用の場合の単価の逡減については、必要な緩和措置を講じる。

移動介護（身体介護を伴う）についても、同様の見直しを行う。

< I の 6 の視点 >

- ② ホームヘルプサービスの早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法（現行はサービス利用の開始時により一律に算定）について、合理化を図る。

< I の 6 の視点 >

（3）施設サービス

施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更する。

< I の 1 の視点 >

(16年10月実施を目途に検討を進めるもの)

- ① ホームヘルプサービスの短時間の利用ニーズに対応して、30分未満単価を設定する。
＜Iの1の視点＞
- ② 移動介護における単価差の区分（現行は「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」）の要件の明確化を図る。
＜Iの1の視点＞
- ③ 知的障害者及び障害児の特性やニーズに応じたホームヘルプサービス類型等の適切な工夫があれば、導入を図る。
＜Iの1の視点＞
- ④ 乗降介助の単価を設定する。
＜Iの6の視点＞
- ⑤ グループホーム入所者の支援の必要度に応じたきめ細かな単価区分（現行は2区分）の設定を行う。
＜Iの1の視点＞
- ⑥ グループホームに適用する単価ごとに、支援体制の明確化を図ること等により、サービスの質の確保を図る。
＜Iの1の視点＞
- ⑦ グループホーム入所者の支援の必要度をよりの確に反映する判断項目の設定を行うとともに、判断基準についても明確化を図る。
＜Iの2の視点＞
- ⑧ 施設支援費についても、障害程度区分の課題等を踏まえた改正等必要な見直しを行う。

Ⅲ. 今後の支援費制度の見直しについて（案）

平成17年度概算要求や、必要に応じて制度改正を行うことも念頭に置き、例えば、次のような項目について、検討を行う。

- ケアマネジメントのあり方
- 障害程度区分のあり方
- 支援費基準額のあり方
- 利用者負担のあり方
- 施設体系のあり方

居宅介護支援費基準額の見直しについて（案）

※ 介護報酬に合わせつつ、重度障害者に対して、長時間の身体介護を提供している事業者に配慮するため、1時間30分を超えた部分の加算については、30分単位で1,820円とし、逡減を小さくする。

類 型	時 間 区 分 (抜 粋)	15年度 支援費基準額		16年度 見直し案		差引 B-A
		A	間差	B	間差	
身体介護	～ 30分未満	2,100		2,310		210
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220
移動介護 (身体介護あり)	～ 30分未満	2,100		2,310		210
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220

1時間30分以降、1,820円ずつ加算する。

1時間30分以降、1,820円ずつ加算する。

(参考)

介護報酬	差引	
	C	間差
円	円	円
2,310		210
4,020	1,710	0
5,840	1,820	0
6,670	830	-1,360
7,500	830	-2,720
8,330	830	-4,080
9,160	830	-5,440
9,990	830	-6,800
10,820	830	-8,160

○ 時間帯による算定基準の適用方法

＜現行＞ サービス提供開始時刻の時間帯に応じた加算率によって算定
(介護報酬並び)

0時	6時	8時	18時	22時	24時
50%(時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』 6:00 ← → 14:00 8時間とも25%加算で算定

＜見直し案＞ 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定

0時	6時	8時	18時	22時	24時
50%(時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』 6:00 8:00 14:00
 ← → 25%加算を2時間、0%加算を6時間で算定
 ① 25%加算 ② 0%加算

＜参考＞

○指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について
(抜粋) (平成15年3月24日障発第0324001号)

I 居宅生活支援費

2 居宅介護支援費

(4) 早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、そのサービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は15分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は30分未満、日常生活支援が中心である場合は45分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。

別添資料 2

平成 1 6 年度支援費基準（案）

平成 1 6 年 3 月 3 日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

【主な改正点】

- 平成15年度の国家公務員の給与改定状況及び平成15年の消費者物価指数の動向等を勘案したものである。
- 居宅生活支援費については、
 - ① デイサービス支援費は、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、「4時間未満」、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上」の3区分に見直しを行った。
 - ② デイサービス支援費、ショートステイ支援費、地域生活援助支援費については、それぞれの基準額の中で人件費が占める割合等により各基準で異なっているが、国家公務員の給与改定等の影響は、15年度基準額に比べておおよそ△1～2%程度となっている。
 - ③ なお、居宅介護支援費は、事業運営上の工夫を行う観点から、現在調整中であり、内容が決定次第、別途お示しする。
- 施設訓練等支援費については、
 - ① 各基準額は、15年度基準額に比べて△2%弱の改定となっている。
 - ② その他、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に重度重複加算の対象を拡大した。

【その他】

- サービスコード修正・追加（案）については、居宅生活支援費については、デイサービスの時間区分の変更、施設訓練等支援費については、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に加算対象を拡大したことに伴う修正・追加である。

※ 今後、所要の告示改正を行い、平成16年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしく願いたい。

平成16年度居宅生活支援費の基準案(丙地単価)

① 居宅介護支援費 調整中

② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単独型	4時間未満	3,480円	3,230円	2,970円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	5,800円	5,380円	4,950円	
		6時間以上	7,550円	6,990円	6,440円	
	併設型	4時間未満	2,800円	2,540円	2,290円	
		4~6時間	4,660円	4,240円	3,810円	
		6時間以上	6,060円	5,510円	4,950円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単独型	4時間未満	1,550円	1,350円	1,150円	
		4~6時間	2,590円	2,250円	1,910円	
		6時間以上	3,370円	2,930円	2,490円	
	併設型	4時間未満	870円	670円	460円	
		4~6時間	1,450円	1,110円	770円	
		6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単独型	4時間未満	2,870円	2,570円	2,270円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	4,790円	4,290円	3,790円	
		6時間以上	6,230円	5,570円	4,920円	
	併設型	4時間未満	2,190円	1,890円	1,590円	
		4~6時間	3,650円	3,150円	2,650円	
		6時間以上	4,740円	4,090円	3,440円	
児童デイサービス 支援費	小規模		5,320円		送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準		3,670円			
	大規模		2,810円			

※ 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人~20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	8,020円	7,220円	6,860円	14,360円	———
知的障害者(児童)短期入所支援費	7,960円	7,220円	4,550円	14,360円	20,310円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

	定員	区分1	区分2
知的障害者地域生活援助支援費	4人	131,470円	65,730円
	5人	118,320円	52,590円
	6人	109,550円	43,820円
	7人	103,290円	37,560円

(注) 今後、サービスの量と質を確保する観点から、様々な事業運用上の工夫を行うことを検討。

平成16年度施設訓練等支援費の基準案(丙地単価)

1 共通事項

① 入所時特別支援加算

@22,300円

② 退所時特別支援加算

@43,600円(2回訪問した場合)

③ 重度・重複障害者に対する加算

障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算

対象者1人につき 月額31,100円(入所)

対象者1人につき 月額10,300円(通所)

2 身体障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成16年度単価		
身体障害者療護施設	小規模	A	497,800	
		B	456,000	
		C	413,800	
	標準1	A	404,600	
		B	379,500	
		C	353,700	
	標準2	A	396,200	
		B	371,400	
		C	341,900	
	大規模	A	364,200	
		B	339,000	
		C	313,500	
	併設等 (定員10人)	A	432,400	
		B	384,700	
		C	336,900	
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	344,900	
		B	321,000	
		C	297,100	
	通所	~定員4人	A	164,000
			B	159,000
C			154,000	
定員5人 ~10人		A	278,200	
		B	276,100	
		C	274,100	
定員11人 ~20人		A	201,800	
		B	200,800	
		C	199,800	

(月額、単位:円)

常勤医師加算	小規模	17,700
	標準1	10,600
	標準2	7,600
	大規模	5,300

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
身体障害者更生施設 内部除く	小規模	A	355,000
		B	295,900
		C	260,300
	標準1	A	277,000
		B	228,700
		C	189,300
	標準2	A	261,300
		B	204,900
		C	163,600
	大規模	A	237,300
		B	184,000
		C	153,600
	通所	A	91,800
		B	89,800
		C	87,800
身体障害者更生施設 内部	小規模	A	367,500
		B	308,400
		C	272,800
	標準1	A	289,500
		B	241,200
		C	201,800
	標準2	A	273,800
		B	217,400
		C	176,100
	大規模	A	249,800
		B	196,500
		C	166,100
	通所	A	91,800
		B	89,800
		C	87,800

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
身体障害者授産施設	小規模	A	301,500
		B	252,600
		C	216,900
	標準1	A	232,300
		B	202,300
		C	168,600
	標準2	A	215,900
		B	180,800
		C	156,700
	大規模	A	187,600
		B	160,600
		C	139,200
	通所	A	91,800
		B	89,800
		C	87,800
分場	A	115,700	
	B	107,300	
	C	98,900	
身体障害者通所授産施設	小規模	A	163,700
		B	155,700
		C	139,200
	標準1	A	131,500
		B	126,200
		C	120,900
	標準2	A	107,700
		B	104,500
		C	97,900
	大規模	A	94,700
		B	92,500
		C	87,700
	分場	A	115,700
		B	107,300
		C	98,900

(月額、単位:円)

ALS等支援加算	遷延性意識障害者加算	10,000
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	20,000
	神経内科医加算	14,000
	看護師加算	81,600

3 知的障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	317,900
		B	290,800
		C	252,100
	標準1	A	309,500
		B	283,200
		C	233,700
	標準2	A	286,000
		B	260,100
		C	224,500
	大規模	A	263,000
		B	234,800
		C	204,900
	併設(本体) (定員10人)	A	459,900
		B	443,900
		C	427,900
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	333,100
		B	325,100
		C	317,100
	併設 (定員10人)	A	224,100
		B	208,100
C		192,100	
併設 (定員11人 ~20人)	A	215,900	
	B	207,900	
	C	199,900	

(月額、単位:円)

		平成16年度単価		
知的障害者入所授産施設	小規模	A	312,400	
		B	295,900	
		C	268,300	
	標準1	A	286,100	
		B	272,900	
		C	246,500	
	標準2	A	254,900	
		B	247,700	
		C	228,700	
	大規模	A	234,300	
		B	222,800	
		C	204,500	
	知的障害者通所更生施設	小規模	A	210,600
			B	195,200
			C	171,900
標準1		A	167,700	
		B	157,500	
		C	136,600	
標準2		A	149,700	
		B	143,600	
		C	131,100	
大規模		A	128,700	
		B	124,400	
		C	115,400	

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	219,300
		B	203,400
		C	187,400
	標準1	A	173,600
		B	163,000
		C	152,300
	標準2	A	153,000
		B	146,600
		C	140,300
	大規模	A	131,200
		B	126,600
		C	122,000

通勤寮	A	106,600
	B	99,400
	C	92,300

通所部・分場	A	135,800
	B	127,800
	C	119,800

(月額、単位:円)

強度行動障害 支援加算	A	147,200
	B	173,500
	C	223,000

(月額、単位:円)

自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	115,200
	同一敷地外の建物で実施	145,500

サービスコード修正・追加（案）

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後変更があり得るものである。

平成16年度 支援費制度の見直しに伴うサービスコードの修正・追加(案)について

I 居宅生活支援費

○デイサービスの4時間以上単価の見直しについて

デイサービスの4時間以上単価の見直し(6時間を超えるサービスの評価)に伴い、デイサービスの請求用のサービスコードを以下のように修正・追加する。

※「(3) サービス名称」においては、法区分、サービスコード、サービス名称、サービス略称の項目のみ記載する。

※修正するサービスコード

デイサービスの種類ごとに、サービス内容2の項目の文言を「4H以上」から「4H以上6H未満」へ変更する。また、統合サービス名称略称の文言も合わせて変更する。

【請求用 — 居宅】

(1) 統合サービス名称略称

法区分	サービスコード	統合サービス名称略称
1	121112	身障デイ(I)単独4H以上6H未満
1	121212	身障デイ(I)併設4H以上6H未満
1	122112	身障デイ(II)単独4H以上6H未満
1	122212	身障デイ(II)併設4H以上6H未満
6	121112	身障基準デイ(I)単独4H以上6H未満
6	121212	身障基準デイ(I)併設4H以上6H未満
6	122112	身障基準デイ(II)単独4H以上6H未満
6	122212	身障基準デイ(II)併設4H以上6H未満
2	121112	知的デイ単独4H以上6H未満
2	121212	知的デイ併設4H以上6H未満
7	121112	知的基準デイ単独4H以上6H未満
7	121212	知的基準デイ併設4H以上6H未満

(2) 統合サービスコード内訳

法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考
1	身障	12 デイ	11 (I) 単独	12 4H以上6H未満
1	身障	12 デイ	12 (I) 併設	12 4H以上6H未満
1	身障	12 デイ	21 (II) 単独	12 4H以上6H未満
1	身障	12 デイ	22 (II) 併設	12 4H以上6H未満
6	身障基準	12 デイ	11 (I) 単独	12 4H以上6H未満
6	身障基準	12 デイ	12 (I) 併設	12 4H以上6H未満
6	身障基準	12 デイ	21 (II) 単独	12 4H以上6H未満
6	身障基準	12 デイ	22 (II) 併設	12 4H以上6H未満
2	知的	12 デイ	11 単独	12 4H以上6H未満
2	知的	12 デイ	12 併設	12 4H以上6H未満
7	知的基準	12 デイ	11 単独	12 4H以上6H未満
7	知的基準	12 デイ	12 併設	12 4H以上6H未満

(3) サービス名称

法区分	サービスコード	サービス名称				サービス略称
		法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	
1	121112	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費(I)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障デイ(I)単独4H以上6H未満
1	121212	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費(I)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障デイ(I)併設4H以上6H未満
1	122112	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費(II)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障デイ(II)単独4H以上6H未満
1	122212	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費(II)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障デイ(II)併設4H以上6H未満
6	121112	身体障害者福祉法(基準該当)	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費(I)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障基準デイ(I)単独4H以上6H未満
6	121212	身体障害者福祉法(基準該当)	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費(I)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障基準デイ(I)併設4H以上6H未満
6	122112	身体障害者福祉法(基準該当)	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費(II)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障基準デイ(II)単独4H以上6H未満
6	122212	身体障害者福祉法(基準該当)	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費(II)	所要時間4時間以上6時間未満の場合	身障基準デイ(II)併設4H以上6H未満
2	121112	知的障害者福祉法	知的障害者デイサービス事業	単独型知的障害者デイサービス支援費	所要時間4時間以上6時間未満の場合	知的デイ単独4H以上6H未満
2	121212	知的障害者福祉法	知的障害者デイサービス事業	併設型知的障害者デイサービス支援費	所要時間4時間以上6時間未満の場合	知的デイ併設4H以上6H未満
7	121112	知的障害者福祉法(基準該当)	知的障害者デイサービス事業	単独型知的障害者デイサービス支援費	所要時間4時間以上6時間未満の場合	知的基準デイ単独4H以上6H未満
7	121212	知的障害者福祉法(基準該当)	知的障害者デイサービス事業	併設型知的障害者デイサービス支援費	所要時間4時間以上6時間未満の場合	知的基準デイ併設4H以上6H未満

※追加するサービスコード

デイサービスの種類ごとに、「6H以上」のサービスコードを追加する。

【請求用 — 居宅】

(1) 統合サービス名称略称

法区分	サービスコード	統合サービス名称略称
1	121113	身障デイ (I) 単独 6H以上
1	121213	身障デイ (I) 併設 6H以上
1	122113	身障デイ (II) 単独 6H以上
1	122213	身障デイ (II) 併設 6H以上
6	121113	身障基準デイ (I) 単独 6H以上
6	121213	身障基準デイ (I) 併設 6H以上
6	122113	身障基準デイ (II) 単独 6H以上
6	122213	身障基準デイ (II) 併設 6H以上
2	121113	知的デイ 単独 6H以上
2	121213	知的デイ 併設 6H以上
7	121113	知的基準デイ 単独 6H以上
7	121213	知的基準デイ 併設 6H以上

(2) 統合サービスコード内訳

法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考
1 身障	12 デイ	11 (I) 単独	13 6H以上	
1 身障	12 デイ	12 (I) 併設	13 6H以上	
1 身障	12 デイ	21 (II) 単独	13 6H以上	
1 身障	12 デイ	22 (II) 併設	13 6H以上	
6 身障基準	12 デイ	11 (I) 単独	13 6H以上	
6 身障基準	12 デイ	12 (I) 併設	13 6H以上	
6 身障基準	12 デイ	21 (II) 単独	13 6H以上	
6 身障基準	12 デイ	22 (II) 併設	13 6H以上	
2 知的	12 デイ	11 単独	13 6H以上	
2 知的	12 デイ	12 併設	13 6H以上	
7 知的基準	12 デイ	11 単独	13 6H以上	
7 知的基準	12 デイ	12 併設	13 6H以上	

(3) サービス名称

法区分	サービスコード	サービス名称	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	サービス略称
1	121113	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費 (I)	所要時間 6 時間以上の場合		身障デイ (I) 単独 6H以上
1	121213	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費 (I)	所要時間 6 時間以上の場合		身障デイ (I) 併設 6H以上
1	122113	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費 (II)	所要時間 6 時間以上の場合		身障デイ (II) 単独 6H以上
1	122213	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費 (II)	所要時間 6 時間以上の場合		身障デイ (II) 併設 6H以上
6	121113	身体障害者福祉法 (基準該当)	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費 (I)	所要時間 6 時間以上の場合		身障基準デイ (I) 単独 6H以上
6	121213	身体障害者福祉法 (基準該当)	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費 (I)	所要時間 6 時間以上の場合		身障基準デイ (I) 併設 6H以上
6	122113	身体障害者福祉法 (基準該当)	身体障害者デイサービス事業	単独型身体障害者デイサービス支援費 (II)	所要時間 6 時間以上の場合		身障基準デイ (II) 単独 6H以上
6	122213	身体障害者福祉法 (基準該当)	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費 (II)	所要時間 6 時間以上の場合		身障基準デイ (II) 併設 6H以上
2	121113	知的障害者福祉法	知的障害者デイサービス事業	単独型知的障害者デイサービス支援費	所要時間 6 時間以上の場合		知的デイ 単独 6H以上
2	121213	知的障害者福祉法	知的障害者デイサービス事業	併設型知的障害者デイサービス支援費	所要時間 6 時間以上の場合		知的デイ 併設 6H以上
7	121113	知的障害者福祉法 (基準該当)	知的障害者デイサービス事業	単独型知的障害者デイサービス支援費	所要時間 6 時間以上の場合		知的基準デイ 単独 6H以上
7	121213	知的障害者福祉法 (基準該当)	知的障害者デイサービス事業	併設型知的障害者デイサービス支援費	所要時間 6 時間以上の場合		知的基準デイ 併設 6H以上

II 施設訓練等支援費

○重度重複障害者加算対象者拡大について

施設訓練等支援費における重度重複障害者加算対象者拡大に伴い、施設訓練等支援費の決定用、請求用のサービスコードを以下のように追加する。

【決定用 ー 施設】

(1) 統合サービス名称略称

法区分	サービスコード	統合サービス名称略称
1	320944	身障肢体更生共通加算重複障害
1	340944	身障視覚更生共通加算重複障害
1	360944	身障聴・言更生共通加算重複障害
1	380944	身障内部更生共通加算重複障害
1	420944	身障療護共通加算重複障害
1	520944	身障入所授産共通加算重複障害
1	530944	身障通所授産共通加算重複障害
2	320944	知的入所更生共通加算重複障害
2	330944	知的通所更生共通加算重複障害
2	520944	知的入所授産共通加算重複障害
2	530944	知的通所授産共通加算重複障害

(2) 統合サービスコード内訳

法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考
1	32 肢体	更生	09 共通 加算	44 重複障害
1	34 視覚	更生	09 共通 加算	44 重複障害
1	36 聴・言	更生	09 共通 加算	44 重複障害
1	38 内部	更生	09 共通 加算	44 重複障害
1	42 療護		09 共通 加算	44 重複障害
1	52 入所授産		09 共通 加算	44 重複障害
1	53 通所授産		09 共通 加算	44 重複障害
2	32 入所	更生	09 共通 加算	44 重複障害
2	33 通所	更生	09 共通 加算	44 重複障害
2	52 入所	授産	09 共通 加算	44 重複障害
2	53 通所	授産	09 共通 加算	44 重複障害

(3) サービス名称

統合サービスコード	法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考
1320944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設入所肢体不自由(通所事業)	重複障害者加算	決定
1340944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設入所視覚障害(通所事業)	重複障害者加算	決定
1360944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設入所聴覚・言語障害(通所事業)	重複障害者加算	決定
1380944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設入所内部障害(通所事業)	重複障害者加算	決定
1420944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設(通所事業)	重複障害者加算	決定
1520944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者入所授産施設	身体障害者入所授産施設(通所事業)	重複障害者加算	決定
1530944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設	重複障害者加算	決定
2320944	知的障害者指定施設支援費	知的障害者更生施設	知的障害者入所更生施設(通所事業)	重複障害者加算	決定
2330944	知的障害者指定施設支援費	知的障害者更生施設	知的障害者通所更生施設	重複障害者加算	決定
2520944	知的障害者指定施設支援費	知的障害者授産施設	知的障害者入所授産施設(通所事業)	重複障害者加算	決定
2530944	知的障害者指定施設支援費	知的障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設	重複障害者加算	決定

【請求用 ー 施設】

※「(3) サービス名称」においては、法区分、サービスコード、サービス名称、サービス略称の項目のみ記載する。

(1) 統合サービス名称略称

法区分	サービスコード	統合サービス名称略称
1	320944	身障肢体更生共通通所加算重複障害
1	340944	身障視覚更生共通通所加算重複障害
1	360944	身障聴・言更生共通通所加算重複障害
1	380944	身障内部更生共通通所加算重複障害
1	420944	身障療護共通通所加算重複障害
1	520944	身障入所授産共通通所加算重複障害
1	530944	身障通所授産共通加算重複障害
2	320944	知的入所更生共通通所加算重複障害
2	330944	知的通所更生共通通所加算重複障害
2	520944	知的入所授産共通通所加算重複障害
2	530944	知的通所授産共通加算重複障害

(2) 統合サービスコード内訳

法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考
1 身障	32 肢体 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	34 視覚 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	36 聴・言 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	38 内部 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	42 療護	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	52 入所授産	09 共通通所 加算	44 重複障害	
1 身障	53 通所授産	09 共通 加算	44 重複障害	
2 知的	32 入所 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
2 知的	33 通所 更生	09 共通通所 加算	44 重複障害	
2 知的	52 入所 授産	09 共通通所 加算	44 重複障害	
2 知的	53 通所 授産	09 共通 加算	44 重複障害	

(3) サービス名称

法区分	サービスコード	サービス名称	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2	備考	サービス略称
1	320944	身体障害者施設訓練等支援費	肢体不自由者更生施設(通所事業)	通所による指定施設支援を行う場合	重複障害者加算		身障肢体更生共通通所加算重複障害
1	340944	身体障害者施設訓練等支援費	視覚障害者更生施設(通所事業)	通所による指定施設支援を行う場合	重複障害者加算		身障視覚更生共通通所加算重複障害
1	360944	身体障害者施設訓練等支援費	聴覚・言語障害者更生施設(通所事業)	通所による指定施設支援を行う場合	重複障害者加算		身障聴・言更生共通通所加算重複障害
1	380944	身体障害者施設訓練等支援費	内部障害者更生施設(通所事業)	通所による指定施設支援を行う場合	重複障害者加算		身障内部更生共通通所加算重複障害
1	420944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者療護施設(通所事業)	共通	重複障害者加算		身障療護共通通所加算重複障害
1	520944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者入所授産施設(通所事業)	共通	重複障害者加算		身障入所授産共通通所加算重複障害
1	530944	身体障害者施設訓練等支援費	身体障害者通所授産施設	共通	重複障害者加算		身障通所授産共通加算重複障害
2	320944	知的障害者施設訓練等支援費	知的障害者入所更生施設(通所事業)	共通	重複障害者加算		知的入所更生共通通所加算重複障害
2	330944	知的障害者施設訓練等支援費	知的障害者通所更生施設	共通	重複障害者加算		知的通所更生共通通所加算重複障害
2	520944	知的障害者施設訓練等支援費	知的障害者入所授産施設(通所事業)	共通	重複障害者加算		知的入所授産共通通所加算重複障害
2	530944	知的障害者施設訓練等支援費	知的障害者通所授産施設	共通	重複障害者加算		知的通所授産共通加算重複障害

別添資料 3

名古屋市が実施した支援費制度支給決定者
アンケートの結果について

平成16年3月3日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

障害者支援費制度支給決定者アンケートの結果の概要

1 調査の目的

障害者支援費制度が始まって6ヵ月が経過した時点での障害者の居宅支援サービスの利用状況、満足度、問題点及び課題等を把握し、支援費制度をよりよいものにしていくための資料とする。

2 調査期間

平成15年10月15日～11月15日

3 調査対象

支援費の居宅支援の支給決定を受けた人の中から無作為抽出した900人(20%相当)

4 回収数及び回収率

590人、65.6%

5 主な調査結果

事 項	割 合			
1 居宅支援のサービスの支給決定者のうち、サービスを利用している方の割合	73.1%			
2 上記1の方のうち、支援費制度開始後になって初めてサービスを利用した方の割合	39.9%			
3 居宅支援のサービスを利用していない方のうち、「まだ利用していないが、いずれ利用する予定」の方の割合	78.7%			
4 利用者のうち、サービスの量や質に「満足」又は「ほぼ満足」している方の割合				
区 分	居宅介護 (ホームヘルプ)	デイサービス・ 短期入所	グループホーム	全 体
量(時間や回数) の 満 足 度	75.7%	65.2%	/	72.8%
質 (内 容) の 満 足 度	82.4%	72.2%	75.0%	79.4%
5 支援費制度をよりよい制度にするために特に改善すること (利用者のうち、回答した方の割合)				
わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること	51.9%			
サービス提供事業者の数を増やすなど、サービス提供の量(時間・回数)に関すること	47.4%			
サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関すること	46.3%			
利用の手続きなどの改善など、サービスの使いやすさに関すること	35.5%			
丁寧な聴き取りなど、区役所の支給決定に関すること	27.7%			
相談できる場所を増やすなど、相談体制に関すること	19.6%			

障 害 者 支 援 費 制 度
支 給 決 定 者 ア ン ケ ー ト 結 果 報 告

平成 16 年 2 月

名古屋市健康福祉局障害施設課・障害福祉課

目 次

	ページ
I 調査の概要	
1 調査の目的	1
2 調査の対象及び方法	1
3 調査期間	1
4 調査票	1
5 回収数及び回収率	1
6 集計方法	1
II 調査結果	
(共通事項)	
質問 1 回答者	2
2 性別・年齢・居住区	2
3 同居者	3
4 受給者証の種類	3
5 居宅サービスの利用状況と開始時期	3
(支援費を利用している方に対するアンケート)	
質問 6 利用しているサービス	5
7 サービスの平均利用量	5
8 事業者の選択方法	6
9 事業者からの重要事項の説明について	7
10 当初の介護計画どおりにサービスが提供されないことがあるか	7
11 サービスの量に関する満足度	7
12 サービスの質に関する満足度	10
13 満足・ほぼ満足の理由	11
14 不満・やや不満の理由	12
15 受けているサービスの量や質からみた利用者負担額について	13
16 支援費制度開始前後での利用サービスの増加について	13
17 支援費制度についての理解度	13
18 支援費制度についての相談先	14
19 区役所の窓口の説明について	14
20 障害者地域生活支援センターについて	15
21 障害者地域生活支援センターの相談窓口の対応	15
22 支援費制度をよりよい制度にしていくために特に改善すること	15
(支援費を利用していない方に対するアンケート)	
質問 23 支援費を利用していない理由	17
24 支援費制度についての理解度	17
25 支援費制度についての相談先	17
26 区役所の窓口の説明について	18
27 障害者地域生活支援センターについて	18
28 障害者地域生活支援センターの相談窓口の対応	19
29 支援費制度をよりよい制度にしていくために特に改善すること	19
(支援費制度への主な意見)	20
III 参考資料	
支援費支給決定者アンケート票	21~38

1 調査の概要

1 調査の目的

支援費制度が始まって6ヶ月が経過した時点での障害者の居宅支援サービスの利用状況、満足度及びサービス利用者が感じている問題点や課題を把握し、支援費制度をよりよいものにしていくための資料とするもの。

2 調査の対象及び方法

支援費の居宅支援の支給決定を受けた人のうち、無作為抽出した900人を対象とし、配付・回収とも郵送で実施。

3 調査時点

平成15年10月1日

4 調査期間

平成15年10月15日～11月15日

5 調査票

別添のとおり(21～38ページ)

6 回収数及び回収率

590件(65.6%)

(注)

(1) 図表に表示されている構成比(%)は、四捨五入によるため、合計が100%にならない場合がある。

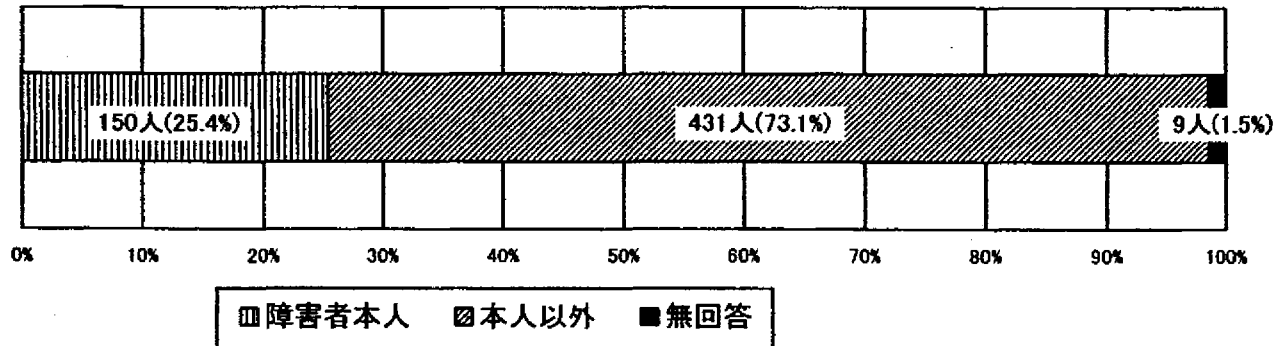
(2) 構成比は、下記(3)の場合を除き、無回答者を含めた全回答者に対する比を表した。

(3) 1つの設問について複数回答できるものについては、設問ごとにその旨を記載し、構成比は、無回答者を除いた回答者に対する比を表した。

II 調査結果

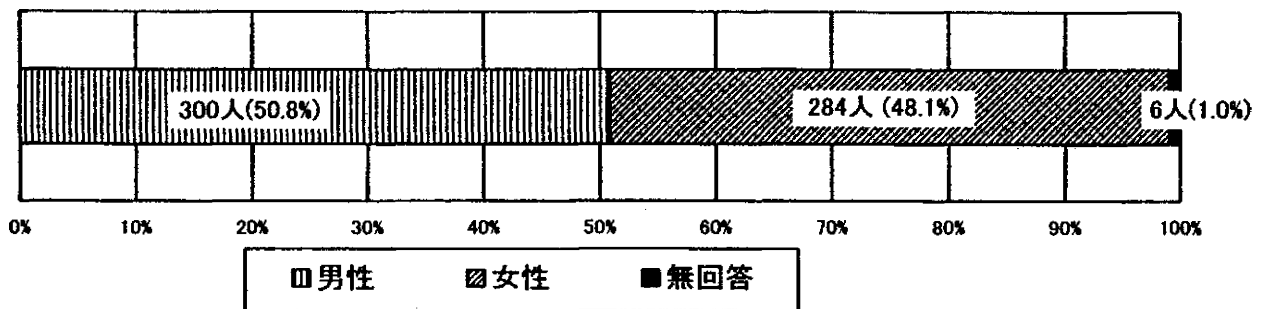
共通事項

質問1 回答者 (N=590)

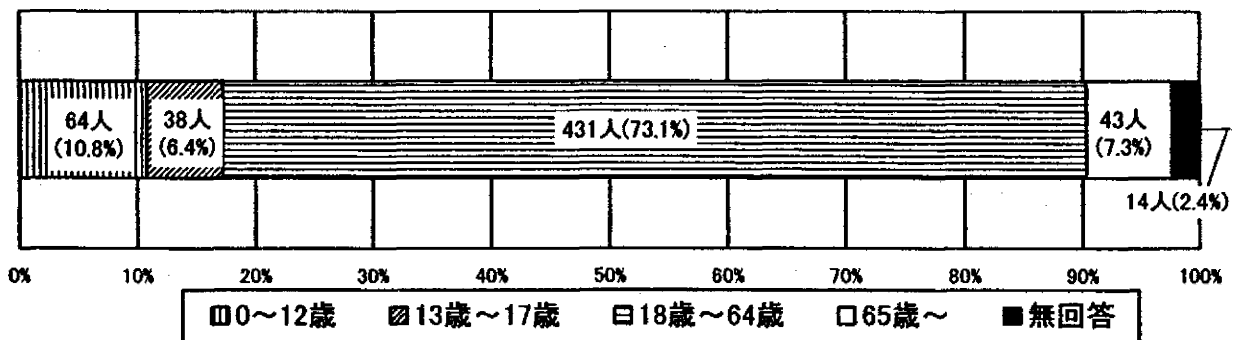


質問2 性別・年齢・居住区 (N=590)

(1) 性別



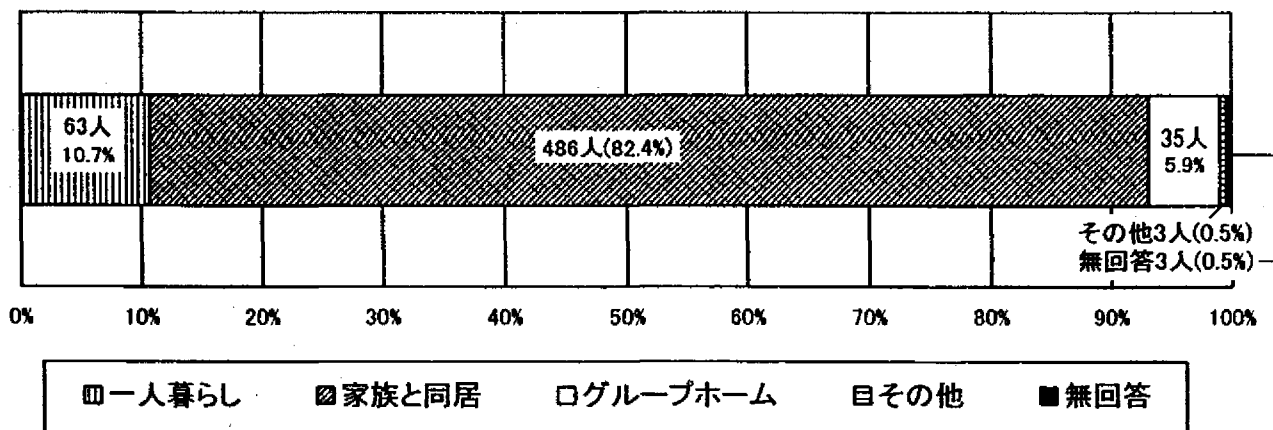
(2) 年齢



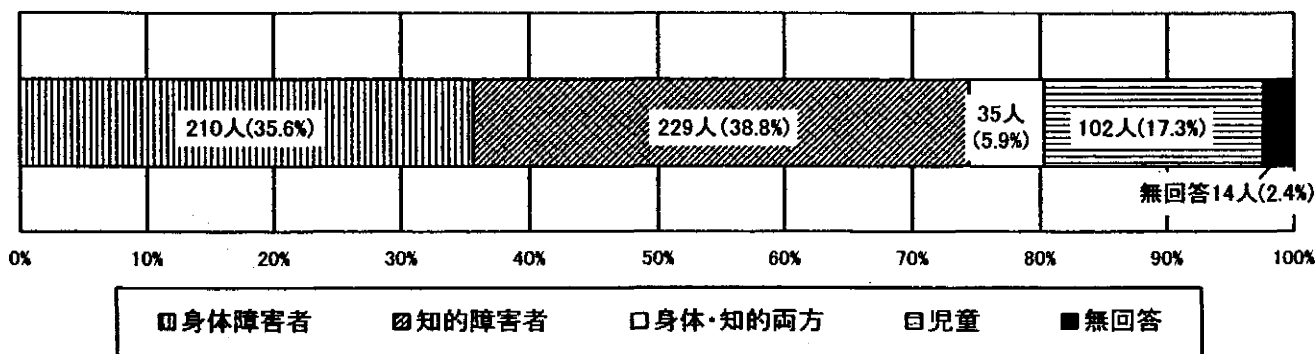
(3) 居住区

区名	人数	比率	区名	人数	比率	区名	人数	比率
千種区	39	6.6%	昭和区	25	4.2%	守山区	38	6.4%
東区	13	2.2%	瑞穂区	22	3.7%	緑区	51	8.6%
北区	50	8.5%	熱田区	17	2.9%	名東区	37	6.3%
西区	34	5.8%	中川区	61	10.3%	天白区	38	6.4%
中村区	42	7.1%	港区	50	8.5%	無回答	5	0.8%
中区	13	2.2%	南区	55	9.3%	合計	590	100%

質問3 同居者 (N=590)

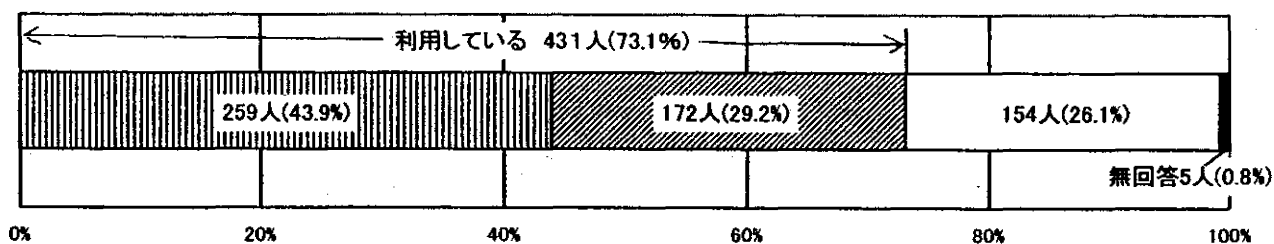


質問4 受給者証の種類 (N=590)



質問5 居宅サービスの利用状況と開始時期 (N=590)

- 居宅支援の支援費支給決定者のうち、約 73%の方が居宅サービスを利用している。
- 支援費支給決定者のうち居宅サービスを利用している方を障害別にみると、身体障害者で約 92%、知的障害者で約 63%、児童で約 57%の方が利用している。
- 居宅サービスを利用している方のうち約 40%の方は、支援費制度になって初めて利用した方である。
- 居宅サービスを利用している方であって、支援費制度になって初めて居宅サービスを利用した方を障害別にみると、身体障害者で約 26%、知的障害者で約 47%、児童で約 66%である。



平成15年3月以前から利用している 支援費制度になって初めて利用した
 利用していない 無回答

区分	利用している方			利用していない方	無回答	合計
	開始前から	開始後から	小計			
身体障害者受給者証	143人	50人	193人	15人	2人	210人
	68.1%	23.8%	91.9%	7.1%	1.0%	100%
(利用者中の比率)	(74.1%)	(25.9%)	(100%)			
知的障害者受給者証	77人	67人	144人	83人	2人	229人
	33.6%	29.3%	62.9%	36.2%	0.9%	100%
(利用者中の比率)	(53.5%)	(46.5%)	(100%)			
身体・知的両方	15人	14人	29人	6人	0人	35人
	42.9%	40.0%	82.9%	17.1%	0%	100%
(利用者中の比率)	(51.7%)	(48.3%)	(100%)			
児童受給者証	20人	38人	58人	44人	0人	102人
	19.6%	37.3%	56.9%	43.1%	0%	100%
(利用者中の比率)	(34.5%)	(65.5%)	(100%)			
無回答(不明)	4人	3人	7人	6人	1人	14人
	28.6%	21.4%	50.0%	42.9%	7.1%	100%
(利用者中の比率)	(57.1%)	(42.9%)	(100%)			
合計	259人	172人	431人	154人	5人	590人
	43.9%	29.2%	73.1%	26.1%	0.8%	100%
(利用者中の比率)	(60.1%)	(39.9%)	(100%)			

支援費を利用している方に対するアンケート

支援費を利用している方は、431人/590人(73.1%)

質問6 利用しているサービス(複数回答)

- 支援費を利用していると回答した方431人のうち、428人が質問6に回答した。
- 利用しているサービスを種類別に見ると、居宅介護(移動介護中心)が最も多く、次いで居宅介護(身体介護中心)、居宅介護(家事援助中心)の順となっている。
- 障害別では、身体障害者は居宅介護(身体介護中心)、居宅介護(家事援助中心)が、知的障害者と児童は居宅介護(移動介護中心)、短期入所の利用が高い。

(1) 全体 (N=428)

区 分	人 数	比 率
居宅介護(身体介護中心)	141	32.9%
居宅介護(家事援助中心)	126	29.4%
居宅介護(日常生活支援中心)	10	2.3%
居宅介護(移動介護中心)	207	48.4%
デイサービス	96	22.4%
短期入所(ショートステイ)	88	20.6%
知的障害者グループホーム	34	7.9%

(2) 受給者証別 (N=身体:193、知的:144、両方:29、児童:58)

区 分	身体障害者 受給者証		知的障害者 受給者証		身体・知的 両 方		児 童 受給者証	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
居宅介護(身体介護中心)	101	52.3	12	8.3	12	41.4	13	22.4
居宅介護(家事援助中心)	98	50.8	15	10.4	5	17.2	3	5.2
居宅介護(日常生活支援中心)	10	5.2			0	0		
居宅介護(移動介護中心)	70	36.3	82	56.9	18	62.1	34	58.6
デイサービス	51	26.4	13	9.0	16	55.2	14	24.1
短期入所(ショートステイ)	18	9.3	37	25.7	10	34.5	23	39.7
知的障害者グループホーム			33	22.9	1	3.4		

(注) 回答者428人のうち受給者証不明の者は除く。

質問7 サービスの平均利用量(1ヶ月当たり)

- 利用者1人あたりの1ヶ月平均利用量は次の表のとおりである。

区 分		平均利用量	障 害 者 別		
			身体障害者	知的障害者	児 童
居 宅 介 護	身体介護中心	36.2 時間	39.9 時間	15.2 時間	35.3 時間
	家事援助中心	25.2 時間	26.1 時間	22.2 時間	24.6 時間
	日常生活支援	230.6 時間	230.6 時間		
	移動介護中心	32.6 時間	46.2 時間	23.2 時間	28.8 時間
デ イ サ ー ビ ス		10.2 日	9.1 日	12.7 日	6.5 日
短 期 入 所		3.3 日	3.6 日	3.7 日	2.0 日

(注)サービス利用者のうち、利用量について回答のあった下表の人数の方の平均値。障害者別の平均利用量の計算にあたっては、身体・知的両方の受給者証を持っている方と受給者証不明の方は除いてある。

区 分		回答者	左の受給者証別内訳				
			身体	知的	児 童	身知両方	不明
居 宅 介 護	身体介護中心	135 人	99 人	11 人	12 人	10 人	3 人
	家事援助中心	122	95	16	3	4	4
	日常生活支援	8	8			0	
	移動介護中心	178	56	71	32	16	3
デ イ サ ー ビ ス		89	47	12	12	16	2
短 期 入 所		82	18	33	21	10	0

質問8 事業者の選択方法(複数回答)(N=379)

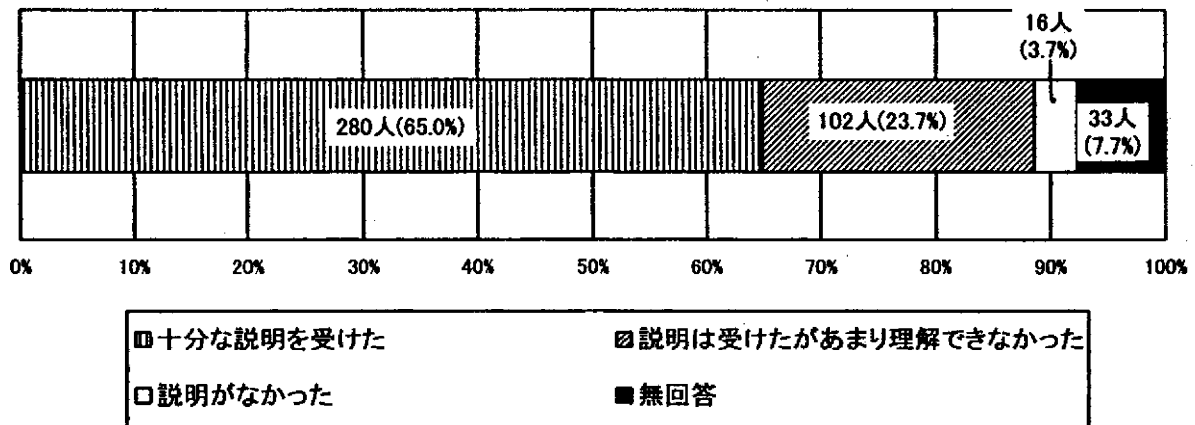
- 支援費利用者 431 人のうち、事業者の選択方法を回答した方は 379 人。
- 「今まで利用していた事業者(施設)を引き続き選んだ」(55.9%) が最も多く、次いで「家族や知人にすすめられた」(21.6%)、「支援費制度事業者一覧表を見て選んだ」(20.3%)の順となっている。

区 分	人 数	比 率
今まで利用していた事業者(施設)を引き続き選んだ	212	55.9%
家族や知人にすすめられた	82	21.6%
支援費制度事業者一覧表を見て選んだ	77	20.3%

障害者地域生活支援センターに相談して選んだ	49	12.9%
新聞や広告を見て選んだ	5	1.3%
インターネットを利用して選んだ	4	1.1%
その他	36	9.5%

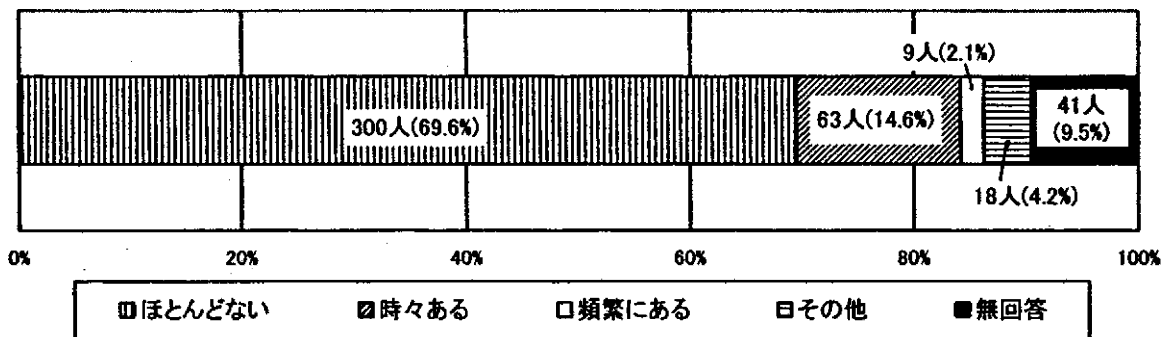
質問9 事業者からの重要事項の説明について (N=431)

○ 「十分な説明を受けた」が65%、「説明がなかった」が約4%となっている。



質問10 事業者の都合で、当初の介護計画どおりにサービスが提供されないことがあるか (N=431)

○ 「ほとんどない」が約70%、「時々ある」・「頻繁にある」が合わせて16.7%となっている。

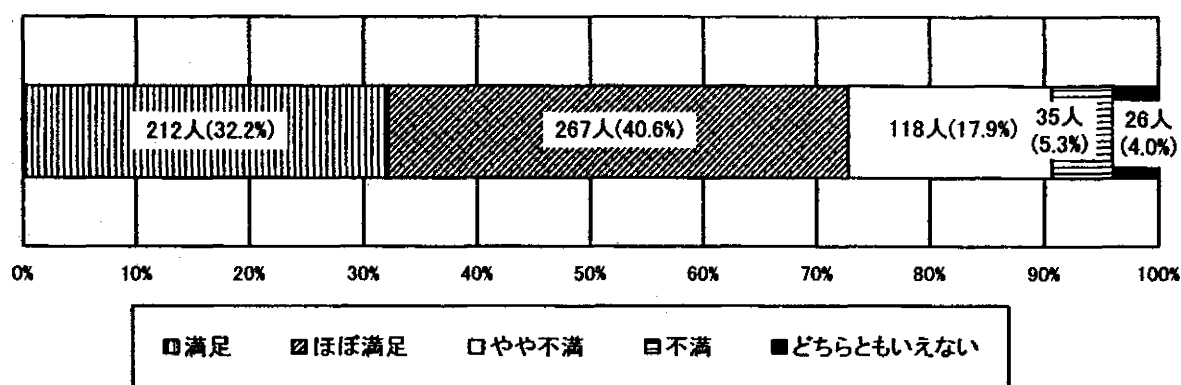


質問11 現在受けているサービスの量(時間や回数)に関する満足度

○ サービス種類ごとに「満足」・「ほぼ満足」・「やや不満」・「不満」・「どちらともいえない」かどうか尋ねたところ、累計658人の方から回答があった。

- 利用者のサービスの量(時間や回数)に関する満足度についてみると、「満足」又は「ほぼ満足」と回答した方が約73%、「やや不満」又は「不満」と回答した方が約23%となっている。
- サービスの種類ごとにみると、「満足」又は「ほぼ満足」と回答している方の比率が居宅介護(日常生活支援中心)で最も高く(90%)、次いで居宅介護(身体介護中心)(約78%)、居宅介護(家事援助中心)(約77%)の順となっており、居宅介護全体では約76%であるのに対し、デイサービス・短期入所では約65%となっている。
- サービスの種類ごとの「やや不満」又は「不満」と回答している方の比率は、短期入所が約38%、次いでデイサービスが約24%となっている。

(1) 全体 (N=658)



(2) サービス種類別

区分	居宅介護 (身体)	居宅介護 (家事)	居宅介護 (日常)	居宅介護 (移動)	デイ サービス	短期 入所	合計	比率
満 足	56人	53人	4人	61人	23人	15人	212人	72.8%
	40.6%	42.1%	40.0%	30.0%	24.7%	17.0%		
ほ ぼ 満 足	52	44	5	86	45	35	267	
	37.7%	34.9%	50.0%	42.4%	48.4%	39.8%		
小 計	361人 (75.7%)				118人 (65.2%)			
や や 不 満	24	23	1	32	16	22	118	23.3%
	17.4%	18.3%	10.0%	15.8%	17.2%	25.0%		
不 満	3	2	0	13	6	11	35	
	2.2%	1.6%	0%	6.4%	6.5%	12.5%		
小 計	98人 (20.5%)				55人 (30.4%)			
ど ち ら と も い え ない	3	4	0	11	3	5	26	4.0%
	2.2%	3.2%	0%	5.4%	3.2%	5.7%		
合 計	138	126	10	203	93	88	658	100%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
(無回答)	(3)	(0)	(0)	(4)	(3)	(0)	(10)	

(注)各項目下段の比率は、サービス種類別の「満足」等の比率

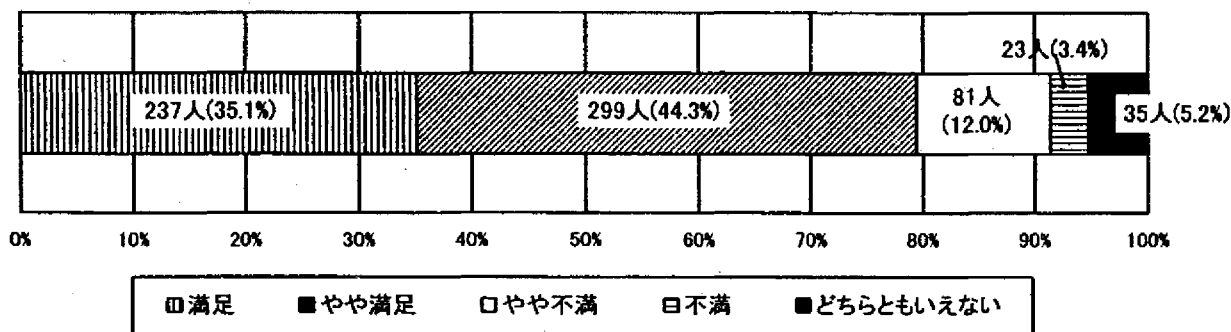
(3) 受給者証別・サービス種類別

区 分		居宅介護 (身体)	居宅介護 (家事)	居宅介護 (日常)	居宅介護 (移動)	デ イ サー ビス	短 期 入 所	合 計	比 率
身 体 障 害 者	満 足	46人	45人	4人	28人	16人	1人	140人	79.6%
	ほぼ満足	35	35	5	28	22	8	133	
	やや不満	14	15	1	7	8	5	50	17.5%
	不 満	2	1	0	3	1	3	10	
	その他	2	2	0	4	1	1	10	3.0%
	合 計	99	98	10	70	48	18	343	100%
	(無回答)	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(5)	
知 的 障 害 者	満 足	4	4		22	4	11	45	64.5%
	ほぼ満足	4	4		31	4	12	55	
	やや不満	2	7		16	2	10	37	30.3%
	不 満	0	0		6	2	2	10	
	その他	1	0		4	1	2	8	5.2%
	合 計	11	15		79	13	37	155	100%
	(無回答)	(1)	(0)		(3)	(0)	(0)	(4)	
児 童	満 足	2	1		7	1	2	13	58.6%
	ほぼ満足	5	2		15	7	9	38	
	やや不満	5	0		7	3	5	20	36.8%
	不 満	1	0		3	3	5	12	
	その他	0	0		2	0	2	4	4.6%
	合 計	13	3		34	14	23	87	100%
	(無回答)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	
身 体 ・ 知 的 両 方	満 足	4	2	0	4	2	1	13	71.7%
	ほぼ満足	5	0	0	9	10	6	30	
	やや不満	3	1	0	2	3	2	11	23.3%
	不 満	0	1	0	1	0	1	3	
	その他	0	1	0	1	1	0	3	5.0%
	合 計	12	5	0	17	16	10	60	100%
	(無回答)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	
受 給 者 証 不 明 者	満 足	0	1		0	0	0	1	92.3%
	ほぼ満足	3	3		3	2	0	11	
	やや不満	0	0		0	0	0	0	0%
	不 満	0	0		0	0	0	0	
	その他	0	1		0	0	0	1	7.7%
	合 計	3	5		3	2	0	13	100%
	(無回答)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	

質問 12 現在受けているサービスの質(内容)に関する満足度

- 累計 675 人の方から回答があった。
- 利用者のサービスの質(内容)に関する満足度についてみると、「満足」又は「ほぼ満足」と回答した方が約 79%、「やや不満」又は「不満」と回答した方が約 15%となっている。
- サービスの種類ごとにみると、「満足」又は「ほぼ満足」と回答している方の比率が居宅介護(身体介護中心)で最も高く(約 89%)、次いで居宅介護(家事援助中心)(約 85%)、居宅介護(日常生活支援中心)(80%)の順となっており、居宅介護全体では約 82%であるのに対し、デイサービス・短期入所では約 72%となっている。
- サービスの種類ごとの「やや不満」又は「不満」と回答している方の比率は、短期入所が約 28%、次いでデイサービスが約 20%となっている。

(1) 全 体 (N=675)



(2) サービス種類別

区 分	居宅介護 (身体)	居宅介護 (家事)	居宅介護 (日常)	居宅介護 (移動)	デイ サービス	短期 入所	グループ ホーム	合計	比率
	満 足	55人 40.4%	55人 44.4%	4人 40.0%	63人 32.0%	25人 27.5%	17人 20.0%		
ほぼ満足	66 48.5%	50 40.3%	4 40.0%	88 44.7%	46 50.5%	39 45.9%	6 18.7%	299	
小 計	385人(82.4%)				127人(72.2%)		75.0%		
やや不満	10 7.4%	13 10.5%	1 8.7%	29 14.7%	13 14.3%	13 15.3%	2 6.3%	81	15.4%
不 満	3 2.2%	1 0.8%	0 0%	9 4.6%	5 5.5%	5 5.9%	0 0%	23	
小 計	66人(14.1%)				36人(20.5%)		6.3%		
どちらともいえない	2 1.5%	5 4.0%	1 10.3%	8 4.1%	2 2.2%	11 12.9%	6 18.8%	35	5.2%
合 計	136 100%	124 100%	10 100%	197 100%	91 100%	85 100%	32 100%	675	100%
(無回答)	(5)	(2)	(0)	(10)	(5)	(3)	(2)	(27)	

(注)各項目下段の比率は、サービス種類別の「満足」等の比率

(3) 受給者証別・サービス種類別

区 分		居宅介護 (身体)	居宅介護 (家事)	居宅介護 (日常)	居宅介護 (移動)	デイ サービス	短期 入所	グループ ホーム	合計	比率	
身体 障害者	満 足	45人	44人	4人	22人	17人	5人		137人	84.0%	
	ほぼ満足	44	40	4	31	21	7		147		
	やや不満	8	9	1	10	6	2		36	13.6%	
	不 満	2	1	0	3	2	2		10		
	わからない	0	4	1	1	0	2		8	2.4%	
	合 計	99	98	10	67	46	18		338	100%	
	(無回答)	(2)	(0)	(0)	(3)	(5)	(0)		(10)		
知的 障害者	満 足	5	6		24	4	11	18	68	72.7%	
	ほぼ満足	4	6		34	4	11	6	65		
	やや不満	1	3		12	2	8	2	28	19.1%	
	不 満	0	0		4	2	1	0	7		
	わからない	1	0		3	1	4	6	15	8.2%	
	合 計	11	15		77	13	35	32	183	100%	
	(無回答)	(1)	(0)		(5)	(0)	(2)	(2)	(10)		
児 童	満 足	2	1		10	1	1		15	72.9%	
	ほぼ満足	7	2		14	9	15		47		
	やや不満	1	0		6	3	2		12	21.2%	
	不 満	1	0		2	1	2		6	5.9%	
	わからない	1	0		1	0	3		5		
	合 計	12	3		33	14	23		85	100%	
	(無回答)	(1)	(0)		(1)	(0)	(0)		(2)		
身体・ 知的 両方	満 足	3	2		5	3	0	0	13	78.9%	
	ほぼ満足	8	0		8	10	6	0	32		
	やや不満	0	1		1	2	1	0	5	8.8%	
	不 満	0	0		0	0	0	0	0		
	わからない	0	1		3	1	2	0	7	12.3%	
	合 計	11	4		17	16	9	0	57	100%	
	(無回答)	(1)	(1)		(1)	(0)	(1)	(0)	(4)		
受給者証 不明者	満 足	0	2		2	0	0		4	100%	
	ほぼ満足	3	2		1	2	0		8		
	やや不満	0	0		0	0	0		0	0	0%
	不 満	0	0		0	0	0		0	0	
	わからない	0	0		0	0	0		0	0	0%
	合 計	3	4		3	2	0		12	100%	
	(無回答)	(0)	(1)		(0)	(0)	(0)		(1)		

質問 13 サービスの量や質に「満足」、「ほぼ満足」の理由(複数回答)(N=348)

- サービスの量や質に「満足」又は「ほぼ満足」している理由を回答しているのは、348人である。
- サービスの量や質に「満足」又は「ほぼ満足」の理由のうち、最も多いのは

「希望の時間にサービスを受けているから」であり、次いで「希望した事業者のサービスを受けているから」、「ヘルパーなど介護をしてくれる人の接遇態度がよいから」を挙げている。

区 分	人 数	比 率
希望の時間にサービスを受けているから	186	53.4%
希望した事業者のサービスを受けているから	163	46.8%
ヘルパーなど介護をしてくれる人の接遇態度がよいから	148	42.5%
希望回数どおりのサービスを受けているから	144	41.4%
受けているサービスの量の割には利用者負担額が安いから	58	16.7%
今までよりも多くのサービスを受けられるようになったから	52	14.9%
ヘルパーなど介護をしてくれる人の介護技術などが高いから	33	9.5%
その他	14	4.0%

質問 14 サービスの量や質に「不満」、「やや不満」の理由（複数回答）（N=130）

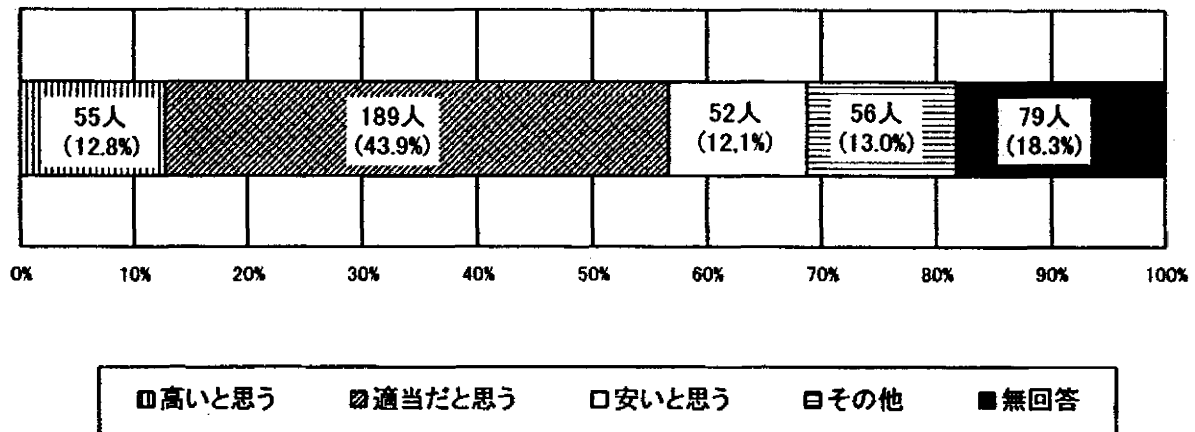
- サービスの量や質に「不満」又は「やや不満」の理由を回答しているのは、130人である。
- サービスの量や質に「不満」又は「やや不満」の理由のうち、最も多いのが「希望回数どおりのサービスが受けられないから」であり、次いで「希望の時間帯にサービスが受けられないから」を挙げている。

区 分	人 数	比 率
希望回数どおりのサービスが受けられないから	58	44.6%
希望の時間帯にサービスが受けられないから	33	25.4%
ヘルパーなど介護をしてくれる人の介護技術などが低いから	22	16.9%
希望した事業者のサービスが受けられないから	21	16.2%

ヘルパーなど介護をしてくれる人の 接遇態度がよくないから	16	12.3%
利用者負担額が高く、あまり多くの サービスを利用できないから	16	12.3%
その他	34	26.2%

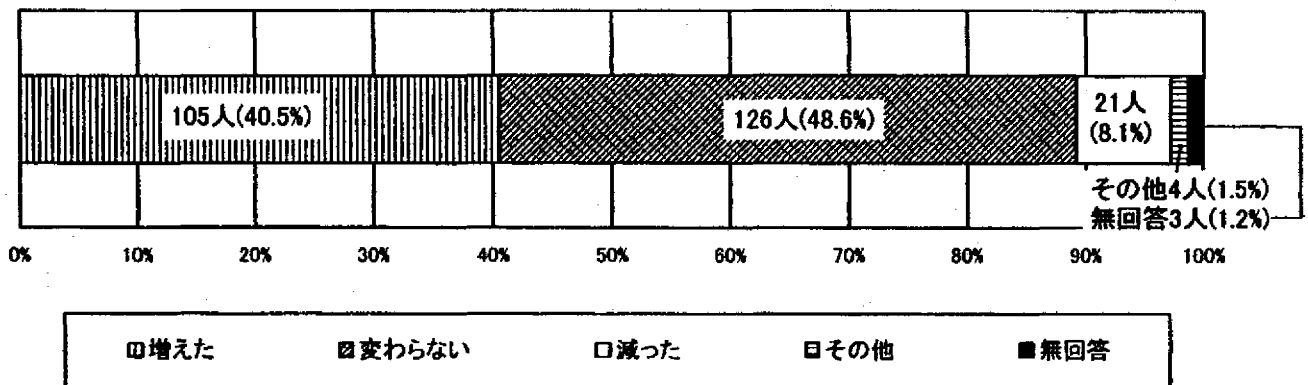
質問 15 受けているサービスの量や質からみた利用者負担額について (N=431)

- 受けているサービスの量や質からみた利用者負担額について「適当だと思う」又は「安いと思う」と回答した方を合わせると約 56%、「高いと思う」と回答した方は約 13%となっている。
- 「その他」と無回答の方を合わせると約 31%となっている。



質問 16 支援費制度の開始前後での利用サービスの増加について (N=259)

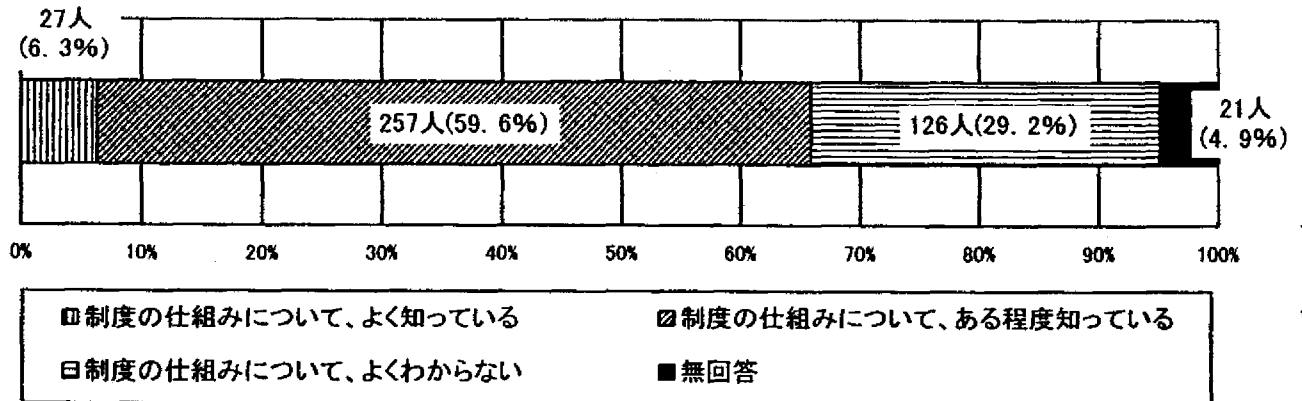
- 質問 5 で支援費サービスを平成 15 年 3 月以前から利用していると回答した方 259 人について、支援費制度の開始前後で利用しているサービスの増減について尋ねたところ、約 41%の方が「増えた」と回答している。



質問 17 支援費制度についての理解度 (N=431)

- 支援費制度についての理解度については、制度の仕組みについて「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した方の割合は約 66%、「よくわから

ない」と回答した方の割合は約 29%となっている。



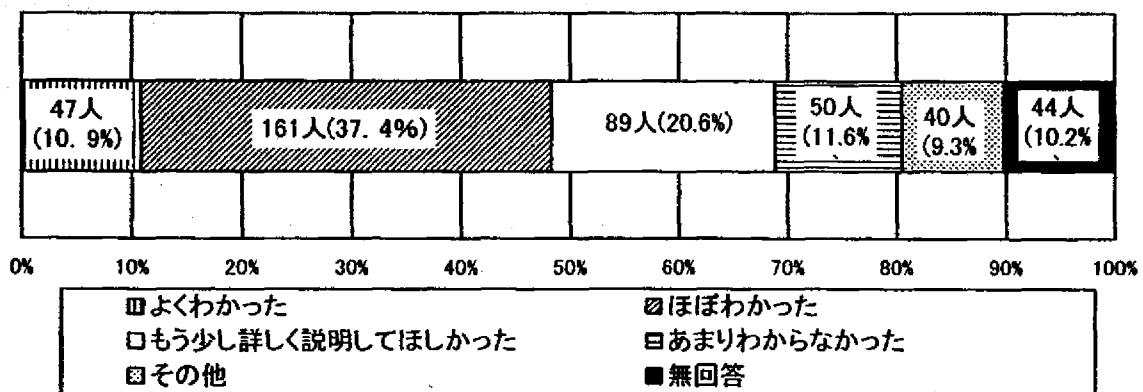
質問 18 支援費制度についてよくわからないときの相談先(複数回答) (N=418)

- 支援費を利用している方 431 人のうち、418 人から回答があった。
- 支援費制度についてよくわからないときの相談先としては、「区役所など行政窓口」が約 65%と最も多く、次いで「サービス提供事業者」が約 46%となっている。

区分	回答者数	回答者に対する割合
区役所など行政窓口	272 人	65.1%
サービス提供事業者	193	46.2%
障害者地域生活支援センターの相談窓口	82	19.6%
知人や友人	80	19.1%
家族	39	9.3%
身体障害者相談員又は知的障害者相談員	20	4.8%
どこにも相談しなかった	14	3.3%
その他	25	6.0%

質問 19 区役所の窓口の説明について (N=431)

- 相談窓口の説明は、「よくわかった」「ほぼわかった」を合わせると約 48%であり、「あまりわからなかった」は約 12%となっている。



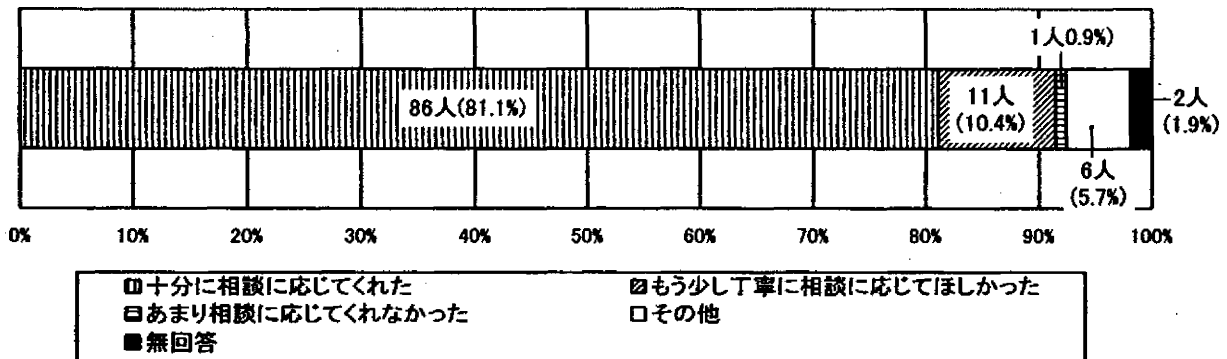
質問 20 障害者地域生活支援センターについて(N=431)

- (1) 障害者地域生活支援センターを知っていますか。
 (2) 知っている方のうち、利用したことがありますか。
 ○ 約 57%の方が「知っている」と回答している。
 ○ 「利用したことがある」のは 106 人であり、これは「知っている」方 246 人の約 43%であり、全回答者の約 25%にあたる。

区 分	利用したこ とがある	利用したこ とがない	無回答	合 計
知っている	106(24.6%)	140(32.5%)		246(57.1%)
知らない		171(39.7%)		171(39.7%)
無 回 答			14(3.2%)	14(3.2%)
合 計	106(24.6%)	311(72.2%)	14(3.2%)	431(100%)

質問 21 障害者地域生活支援センターの相談窓口の対応について(N=106)

- 障害者地域生活支援センターを利用したことがあると回答した方 106 人に相談窓口の対応について尋ねたところ、約 81%の方が「十分に相談に応じてくれた」と回答している。



質問 22 支援費制度を今後よりよい制度にしていくために、特に改善すること (複数回答) (N=397)

- 支援費を利用している方 431 人のうち、この設問に回答のあった 397 人の約半数の方が「わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること」「サービス提供事業者の数を増やすなど、サービス提供の量(時間・回数)に関すること」「サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関すること」をあげている。

区 分	人 数	比 率
わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること	206	51.9%

サービス提供事業者の数を増やすなど、サービス提供の量(時間・回数)に関すること	188	47.4%
サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関すること	184	46.3%
利用の手続きの改善など、サービスの使いやすさに関すること	141	35.5%
丁寧な聴き取りなど、区役所の支給決定に関すること	110	27.7%
相談できる場所を増やすなど、相談体制に関すること	78	19.6%
その他	30	7.6%

支援費を利用していない方に対するアンケート

支援費を利用していないと回答した方は、154人/590人(26.1%)

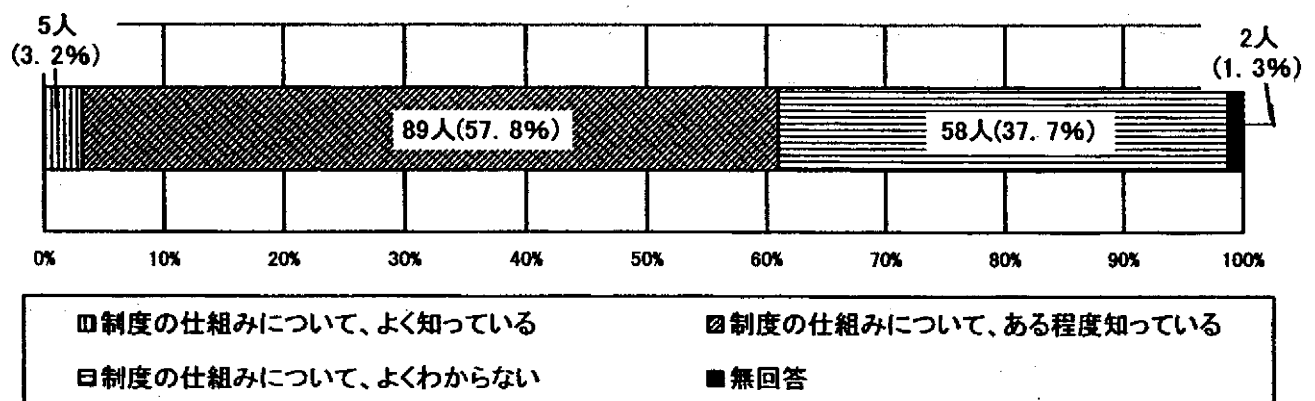
質問 23 支援費を利用していない理由(複数回答)(N=150)

- 利用していないと回答した154人のうち、その理由を回答した方は150人、無回答の方は4人であった。
- 利用していない方のうち約79%の方が「まだ利用していないが、いずれ利用する予定」と回答しているが、20%の方が「利用したいが、応じてくれる事業者がない」と回答している。

まだ利用していないが、いずれ利用する予定	118	78.7%
利用したいが、応じてくれる事業者がない	30	20.0%
支給量が少なく、希望するサービスが受けられない	17	11.3%
サービス内容に満足できる事業者がない	14	9.3%
その他	19	12.7%

質問 24 支援費制度についての理解度(N=154)

- 支援費制度についての理解度については、制度の仕組みについて「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した方の割合は約61%、「よくわからない」と回答した方の割合が約38%となっている。



質問 25 支援費制度についてよくわからないときの相談先(N=152)

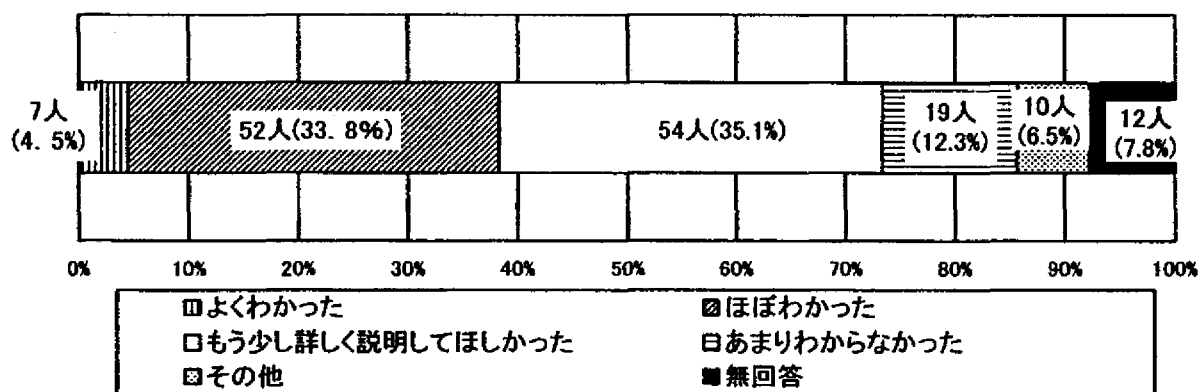
- 支援費を利用していない方のうち、152人から回答があった。
- 支援費制度についてよくわからないときの相談先としては、「区役所など行政

窓口」が約 40%と最も多く、次いで「障害者地域生活支援センターの窓口」が約 24%となっている。

区 分	回答者数	回答者に対する割合
区役所など行政窓口	61人	40.1%
障害者地域生活支援センターの相談窓口	36	23.7%
知人や友人	24	15.8%
家族	10	6.6%
サービス提供事業者	8	5.3%
身体障害者相談員又は知的障害者相談員	7	4.6%
どこに相談すればいいのかわからない	4	2.6%
その他	2	1.3%

質問 26 区役所の窓口の説明について (N=154)

- 相談窓口の説明は、「よくわかった」「ほぼわかった」を合わせると約 38%であり、「あまりわからなかった」は約 12%となっている。



質問 27 障害者地域生活支援センターについて (N=154)

(1) 障害者地域生活支援センターを知っていますか。

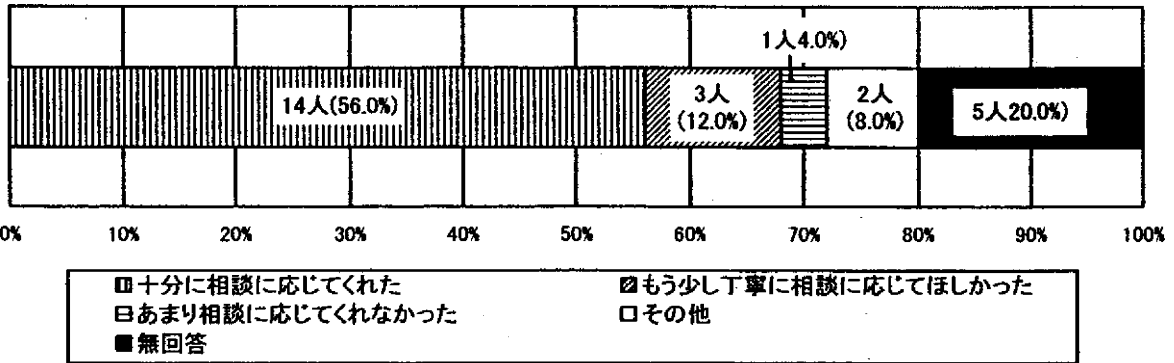
(2) 知っている方のうち、利用のしたことがありますか。

- 約 54%の方が「知っている」と回答している。
 ○ 「利用したことがある」のは 25 人であり、これは「知っている」方 83 人の約 30%であり、全回答者の約 16%にあたる。

区 分	利用したことがある	利用したことがない	無回答	合 計
知っている	25(16.2%)	58(37.7%)		83(53.9%)
知らない		70(45.5%)		70(45.5%)
無 回 答			1(0.6%)	1 (0.6%)
合 計	25(16.2%)	128(83.1%)	1 (0.6%)	154(100%)

質問 28 障害者地域生活支援センターの相談窓口の対応について (N=25)

○ 障害者地域生活支援センターを利用したことがあると回答した方 25 人に相談窓口の対応について尋ねたところ、56%の方が「十分に相談に応じてくれた」と回答している。



質問 29 支援費制度を今後よりよい制度にしていくために、特に改善すること (複数回答) (N=147)

○ 支援費を利用していない方 154 人のうち、この設問に回答のあった 66%の方が「わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること」をあげている他、約 55%の方が「サービス提供事業者の数を増やすなど、サービス提供の量(時間・回数)に関する事」、約 44%の方が「サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関する事」と回答している。

区 分	人 数	比 率
わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること	97	66.0%
サービス提供事業者の数を増やすなど、サービス提供の量(時間・回数)に関する事	81	55.1%
サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関する事	64	43.5%
利用の手続きの改善など、サービスの使いやすさに関する事	50	34.0%
丁寧な聴き取りなど、区役所の支給決定に関する事	39	26.5%
相談できる場所を増やすなど、相談体制に関する事	35	23.8%
その他	4	2.7%

今回のアンケートでは、回答者に支援費制度への意見を自由に記入する欄を設けたところ、267人から意見が寄せられた。

支援費制度への主な意見

○相談、申請に関すること

- ・区役所や地域生活支援センターの人が親身になって相談にのってくれた。
- ・区役所でもう少しわかりやすく説明してほしかった。
- ・区役所によって支給決定量のアンバランスがあるように感じる。

○情報提供に関すること

- ・4月より事業所が増えたことは喜んでいるが、事業所のリストだけでは具体的にどこを選んでよいか分からないため詳しく説明した資料があるとよい。制度の周知もしてほしい。

○利用者負担について

- ・支援費制度のおかげで個人負担が低く抑えられて助かっている。
- ・所得が高いと税金も高く利用者負担も高く不公平である。利用者負担がないため無駄な利用をしている人がある。税金を大切に使うしてほしい。

○サービスに関すること

- ・移動介護の事業者が見つからずに困っている。
- ・移動介護に車が利用できるようになるとよい。
- ・ショートステイが身近なところで、緊急時に気軽に使えるようになってほしい。
- ・中高生のデイサービスがあるとありがたい。
- ・預かるだけでなくデイサービスのサービス提供内容の質をあげてほしい。
- ・同性介護、男性のマンパワーが必要である。
- ・障害者の特性を理解して対応できるようヘルパーの質を高めてほしい。
- ・グループホーム、施設など知的障害者の親亡き後安心できるようにしてほしい。

○制度全般に関すること

- ・支援費制度にはケアマネジャーがないが、やはりケアマネジャーがいて障害に適切なケアを考えてあげることが必要である。
- ・手続きが複雑でわかりにくい。
- ・契約制度になって事業者を選べるようになり利用しやすくなった。
- ・支援費制度が始まってほんとうに助かっている。
自分(家族)だけががんばってやらなければという気持ちから、人(事業所)に頼ってもいいんだという気持ちが少しずつ感じられて、少しずつ心を開けられたり自分の時間を持てたりできるようになった。(障害者) 本人も家族や学校以外で色々な人と接する機会が増え社会性がでてきた。
- ・地域での生活を支援できる制度として期待している。はじまったばかりなので、制度をよりよくして行ってほしい。

III 参考資料

(注) アンケート票の原本は、21 ページから 24 ページは黄色の用紙を、25 ページから 34 ページまでは水色の用紙を、35 ページから 38 ページまではピンク色の用紙を使用している。

きょうつうじこう (共通事項)

し えん ひ し き ゆ う け っ て い し ゃ 支援費支給決定者アンケート

い か し つ も ん あ ば ん こ う し る し
以下の質問の当てはまる番号に○印をつけてください

し つ も ん かい どう き に ゅ う
【質問1】 このアンケートの回答は、どなたが記入されますか。

- 1 しょうがい かのた ほんにん
障害のある方ご本人
- 2 かぞく いかい かのた
家族など1以外の方

し つ も ん しょうがい かのた ほんにん せいべつ ねんれい す く こた
【質問2】 障害のある方ご本人の性別、年齢、お住まいの区をお答え
ください。

- | | | | |
|-------------------|-----------------|----------------|---------------|
| (1) せいべつ
性別 | 1 だんせい
男性 | 2 じょせい
女性 | |
| (2) ねんれい
年齢 | (まん
満 |) さい
歳 | |
| (3) お住まいの区はどちらですか | | | |
| 1 ちくさく
千種区 | 2 ひがしく
東区 | 3 きたく
北区 | 4 にしく
西区 |
| 5 なかむらく
中村区 | 6 なかく
中区 | 7 しょうわく
昭和区 | 8 みずはく
瑞穂区 |
| 9 あつたく
熱田区 | 10 なかがわく
中川区 | 11 みなとく
港区 | 12 みなみく
南区 |

13 ^{もりやまく} 守山区

14 ^{みどりく} 緑区

15 ^{めいとうく} 名東区

16 ^{てんぱくく} 天白区

【質問3】 ^{しつもん} どなたとお住まいですか。

1 ^{ひとりく} 一人暮らし

2 ^{かぞく} 家族と住んでいる

3 グループホームに住んでいる

4 その他 ()

【質問4】 ^{しつもん} どの受給者証をお持ちですか。

1 ^{しんたいしょうがいしゃきょたくじゅきゅうしゃしょう} 身体障害者居宅受給者証

2 ^{ちてきしょうがいしゃきょたくじゅきゅうしゃしょう} 知的障害者居宅受給者証

3 ^{じどうきょたくじゅきゅうしゃしょう} 児童居宅受給者証

【質問5】 ^{しつもん} いつから居宅サービスを利用していますか。

1 ^{へいせい ねん がついぜん} 平成15年3月以前から利用している

2 ^{しえんひせいど へいせい ねん がつ} 支援費制度(平成15年4月から)になって初めて利用した

3 ^{りよう} 利用していない

^{きょたく} 居宅サービスとは、^{つぎ} 次のものです。

① ^{きょたくかいご} 居宅介護(ホームヘルプサービス)…^{いえ} 家にホームヘルパーが来て、

^み 身の回りの^{まわ} 世話や、^{しょくじ} 食事の^{ようい} 用意、^{そと} そうじなどをしてくれたり、^で 外へ出

かけるときに^{たす}助けてくれたりするサービスです。

② デイサービス…施設^{しせつ}などに通^{かよ}って、絵^えを描^かいたり手芸^{しゅげい}などの創作^{そうさく}活動^{かつどう}や機能^{きののうくんれん}訓練^{くんれん}などをおこなうサービスです。

③ 短期^{たんきにゅうしょ}入所^{にゅうしょ}(ショートステイ)…介護^{かいご}をおこなう方^{かた}が病^{びょう}気^きのときなどに、施設^{しせつ}に短期^{たんき}間^{かん}入所^{にゅうしょ}し、お世話^{せわ}を受^うけるサービスです。

④ 知的^{ちてきしょうがい}障害^{しょうがい}者^{しゃ}グループホーム…知的^{ちてきしょうがい}障害^{しょうがい}のある方^{かた}が、アパ^あート^ぱなどで共同^{きょうどう}生活^{せいかつ}するのをお世話^{せわ}するサービスです。

【質問^{しつもん}5】で、1^{また}又は2と答^{こた}えた方^{かた}は以^{かた}降^い水^{こう}色^{みずいろ}の質^{しつもん}問^{ようし}用^し紙^しで、

(5～15 ページ、質^{しつもん}問^{しつもん}6～質^{しつもん}問^{しつもん}22)

3と答^{こた}えた方^{かた}は以^{かた}降^いピ^{こう}ンク^{こう}色^{いろ}の質^{しつもん}問^{ようし}用^し紙^しで

(17～21 ページ、質^{しつもん}問^{しつもん}23～質^{しつもん}問^{しつもん}29)

お答^{こた}えください。

しえんひ りよう かたよう
(支援費を利用している方用)

い か しつもん しえんひ りよう かた
以下の質問は、支援費のサービスを利用している方にお聞きします。

りよう
利用していない方は、ピンク色の用紙の質問にお答えください。

【質問6】 現在利用しているサービスは何ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1 居宅介護(ホームヘルプサービス)

(1) 身体介護中心

(2) 家事援助中心

(3) 日常生活支援

(4) 移動介護

2 デイサービス

3 短期入所(ショートステイ)

4 知的障害者グループホーム

【質問7】 質問6で○をつけていただいたサービスの利用量を、
記載例を参考にお答えください。

きさいれい
(記載例)

① 居宅介護(ホームヘルプサービス)の身体介護中心を1週間に3

時間利用している場合

→1 居宅介護(ホームヘルプサービス)

(1) 身体介護中心 (1) 週間に (3) 時間

② デイサービスを週 2 日利用している場合

→ 2 デイサービス (1) 週間に (2) 日

③ 短期入所(ショートステイ)を 1 カ月に 4 日利用している場合

→ 3 短期入所(ショートステイ) (1) カ月間に (4) 日

1 居宅介護(ホームヘルプサービス)

(1) 身体介護中心 () 週間に () 時間

(2) 家事援助中心 () 週間に () 時間

(3) 日常生活支援 () 週間に () 時間

(4) 移動介護 () 週間に () 時間

2 デイサービス () 週間に () 日

3 短期入所(ショートステイ) () カ月間に () 日

(日帰りは 1 日、1 泊 2 日は 2 日と数えます)

【質問 8】 居宅介護(ホームヘルプサービス)などサービス事業者はど

のように選びましたか。(あてはまるものに○をつけてください 3 つまで)

1 支援費制度事業者一覧表を見て選んだ

2 障害者地域生活支援センターに相談して選んだ

- 3 家族^{かぞく}や知人^{ちじん}にすすめられた
- 4 今^{いま}まで利用^{りよう}していた事業者^{じぎょうしゃ}（施設^{しせつ}）を引^ひき続^{つづ}き選^{えら}んだ
- 5 インターネットを利用^{りよう}して選^{えら}んだ
- 6 新聞^{しんぶん}や広告^{こうこく}を見^みて選^{えら}んだ
- 7 その他^た（)

【質問9】 事業者^{じぎょうしゃ}からサービスの内容^{ないよう}や料金^{りょうきん}など重要事項^{じゅうようじこう}について、ご本人^{ほんにん}又はご家族^{かぞく}に十分^{じゅうぶん}な説明^{せつめい}がありましたか。

- 1 十分^{じゅうぶん}な説明^{せつめい}を受^うけた
- 2 説明^{せつめい}は受^うけたがあまり理解^{りかい}できなかつた
- 3 説明^{せつめい}がなかつた

【質問10】 事業者^{じぎょうしゃ}の都合^{つごう}で、当初^{とうしょ}の介護計画^{かいごけいかく}どおりにサービスが提供^{ていきょう}されないことがありますか。

- 1 ほとんどない
- 2 時々^{ときどき}ある
- 3 頻繁^{ひんぱん}にある
- 4 その他^た（)

【質問11】 現在^{げんざい}受^うけているサービスの量^{りょう}（時間^{じかん}や回数^{かいすう}）に満足^{まんぞく}していま

すか。受^うけているサービスごとに回^{かいどう}答^{こた}してください。知^{ちて}的^{きしやう}障^{がい}害^{しや}者^{しや}グ^ルー^ープ^プホ^ムム^ムだ^だけ^けを^を利^り用^{よう}し^して^てい^いる^る方^{かた}は^はお^お答^{こた}え^えの^の必^{ひつ}要^{よう}は^はあ^あり^りま^ませ^せん。

■ 居^き宅^{たく}介^{かい}護^ご(ホ^ムム^ムヘル^プサ^ービ^ス)

(1) 身^{しん}体^{たい}介^{かい}護^ご中^{ちゆう}心^{しん}

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 ど^どち^ちら^らと^とも^もい^いえ^えな^ない

(2) 家^か事^じ援^{えん}助^{じゆ}中^{ちゆう}心^{しん}

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 ど^どち^ちら^らと^とも^もい^いえ^えな^ない

(3) 日^{にち}常^{じやう}生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 ど^どち^ちら^らと^とも^もい^いえ^えな^ない

(4) 移^い動^{どう}介^{かい}護^ご

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 ど^どち^ちら^らと^とも^もい^いえ^えな^ない

■ デ^イサ^ービ^ス

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 ど^どち^ちら^らと^とも^もい^いえ^えな^ない

■ 短^{たん}期^{きに}入^{にゅう}所^{じよ}(シ^{ョウ}ト^トス^テイ)

1 満^{まん}足^{ぞく} 2 ほ^ほぼ^ぼ満^{まん}足^{ぞく} 3 や^やや^や不^ふ満^{まん} 4 不^ふ満^{まん}

5 どちらともいえない

【質問12】 現在受けているサービスの質(内容)に満足していますか。受けているサービスごとに回答してください。知的障害者グループホームを利用している方もお答えください。

■ 居宅介護(ホームヘルプサービス)

(1) 身体介護中心

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

(2) 家事援助中心

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

(3) 日常生活支援

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

(4) 移動介護

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

■ デイサービス

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

■ 短期入所(ショートステイ)

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

■ 知的障害者グループホーム

1 満足 2 ほぼ満足 3 やや不満 4 不満

5 どちらともいえない

【質問13】 質問11、質問12で、サービスの量や質に1つでも「満足」又は「ほぼ満足」とお答えした方にお聞きします。

満足している理由は何ですか。(あてはまるものに○をつけてください 3つまで)

- 1 希望した事業者のサービスを受けているから
- 2 希望回数どおりのサービスを受けているから
- 3 希望の時間帯にサービスを受けているから
- 4 今までよりも多くのサービスを受けられるようになったから
- 5 ヘルパーなど介護をしてくれる人の介護技術などが高いから
- 6 ヘルパーなど介護をしてくれる人の接遇態度がよいから
- 7 受けているサービスの量のわりには利用者負担額が安いから
- 8 その他()

【質問14】 質問11、質問12で、サービスの量や質に1つでも「不満」又は「やや不満」とお答えした方にお聞きします。

不満の理由は何ですか。(あてはまるものに○をつけてください 3つまで)

- 1 希望した事業者のサービスが受けられないから
- 2 希望回数どおりのサービスが受けられないから
- 3 希望の時間帯にサービスが受けられないから
- 4 ヘルパーなど介護をしてくれる人の介護技術などが低いから
- 5 ヘルパーなど介護をしてくれる人の接遇態度がよくないから
- 6 利用者負担額が高く、あまり多くのサービスを利用できないから
- 7 その他()

【質問15】 受けているサービスの量や質から見て、利用者負担額についてどう思いますか。

- 1 高いと思う 2 適当だと思う 3 安いと思う
- 4 その他()

【質問16】 支援費制度開始以前からサービスを利用していた方にお聞きします。制度が始まって、利用しているサービスは増えましたか。

- 1 増えた
- 2 変わらない
- 3 減った
- 4 その他 ()

【質問17】 支援費制度についてどの程度ご存知ですか。

- 1 制度の仕組みについて、よく知っている
- 2 制度の仕組みについて、ある程度知っている
- 3 制度の仕組みについて、よくわからない

【質問18】 支援費制度を利用するときに、どこに相談しましたか。

(あてはまるものに○をつけてください 3つまで)

- 1 障害者地域生活支援センターの相談窓口
- 2 サービス提供事業者
- 3 身体障害者相談員又は知的障害者相談員
- 4 知人や友人
- 5 家族
- 6 区役所など行政窓口
- 7 どこにも相談しなかった
- 8 その他 ()

【質問19】 支援費の申請窓口は区役所ですが、区役所の窓口の説明はどうでしたか。

- 1 よくわかった
- 2 ほぼわかった
- 3 もう少し詳しく説明してほしかった
- 4 あまりわからなかった
- 5 その他()

【質問20】 各区には、支援費制度に関する問い合わせのほか障害福祉サービス全般についてご相談に応じる「障害者地域生活支援センター」がありますが、このことを知っていますか。また、利用したことがありますか。

- | | | |
|-----|----------------|-------------|
| (1) | 1 <u>知っている</u> | 2 知らない |
| (2) | 1 利用したことがある | 2 利用したことがない |

【質問21】 質問20の(2)で「障害者地域生活支援センター」を「利用したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。
窓口の対応はどうでしたか。

- 1 十分に相談に応じてくれた
- 2 もう少し丁寧に相談に応じてほしかった

3 あまり相談そうだんに応おうじてくれなかった

4 その他()

【質問22】 名古屋市なごやしの支援費制度しえんひせいどを今後こんごよりよい制度せいどにしていくためには、特に何なにを改善かいぜんしていったらよいと思いますか。次つぎの中なかからお選えらびください。(あてはまるものに○をつけてください 3つまで)

1 丁寧ていねいな聴きき取りなど、区役所くやくしょの支給決定しきゅうけつていに関するかんこと

2 サービス提供事業者ていきょうじぎょうしゃの数かずを増ふやすなど、サービス提供ていきょうの量りょう(時間じかん・回数かいすう)に関するかんこと

3 サービス提供事業者ていきょうじぎょうしゃの指導しどうの強化きょうかや研修けんしゅうの充実じゅうじつなど、サービスの質しつの確保かくほに関するかんこと

4 わかりやすい情報じょうほうの提供ていきょうなど、利用者りようしゃが事業者じぎょうしゃを選えらびやすくすること

5 利用りようの手続きてつづの改善かいぜんなど、サービスの使つかいやすさに関するかんこと

6 相談そうだんできる場所ばしょを増ふやすなど、相談体制そうだんたいせいに関するかんこと

7 その他

()

最後に、支援費制度しえんひせいどについてご意見いけんがありましたら右みぎの欄らんにご記入きにゅうください。

しえんひ りよう かたよう
【支援費を利用していない方用】

い か しつもん しえんひ りよう かた
以下の質問は、支援費のサービスを利用していない方にお聞きします。

りよう かた い か きにゅう ひつよう
利用している方は、以下のご記入は必要ありません。

【質問23】 あなたは、げんざいしえんひ りよう
現在の支援費のサービスを利用していませんが、
その理由をお答えください。(あてはまるものに○をつけてください。

3つまで)

- 1 りよう おう じぎょうしゃ
利用したいが、応じてくれる事業者がない
- 2 ないよう まんぞく じぎょうしゃ
サービス内容に満足できる事業者がない
- 3 りよう よてい
まだ利用していないが、いずれ利用する予定
- 4 しきょうりよう すく きぼう
支給量が少なく、希望するサービスが受けられない
- 5 その他()

【質問24】 しつもん しえんひせいど
質問24からは、支援費制度についてお聞きします。

しえんひせいど ていど ぞんじ
支援費制度についてどの程度ご存知ですか。

- 1 せいど しく し
制度の仕組みについて、よく知っている
- 2 せいど しく ていどし
制度の仕組みについて、ある程度知っている
- 3 せいど しく
制度の仕組みについて、よくわからない

【質問25】 支援費制度についてよくわからないとき、まずどこに相談しますか。

- 1 障害者地域生活支援センターの相談窓口
- 2 サービス提供事業者
- 3 身体障害者相談員又は知的障害者相談員
- 4 知人や友人
- 5 家族
- 6 区役所など行政窓口
- 7 どこに相談すればいいのかわからない
- 8 その他()

【質問26】 支援費の申請窓口は区役所ですが、区役所の窓口の説明はどうでしたか。

- 1 よくわかった
- 2 ほぼわかった
- 3 もう少し詳しく説明してほしかった
- 4 あまりわからなかった
- 5 その他()

【質問27】 各区には、支援費制度に関する問い合わせのほか障害福祉

サービス全般^{ぜんぱん}についてご相談^{そうだん}に応じる「障害者地域生活支援センター^{しょうがいしゃちいきせいかつしえん}」がありますが、このことを知^しっていますか。また、利用^{りよう}したことがありますか。

- | | | |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) | 1 <u>知^しっている</u> | 2 知らない |
| (2) | 1 利用 ^{りよう} したことがある | 2 利用 ^{りよう} したことがない |

【質問28】 質問27の(2)で「障害者地域生活支援センター」を「利用^{りよう}したことがある」とお答え^{こた}いただいた方^{かた}にお聞き^きします。

窓口^{まどぐち}の説明^{せつめい}はどうでしたか。

- | | |
|---|--|
| 1 | 十分に相談 ^{じゅうぶん そうだん} に応 ^{おう} じてくれた |
| 2 | もう少し丁寧 ^{すこ ていねい} に相談 ^{そうだん} に応 ^{おう} じてほしかった |
| 3 | あまり相談 ^{そうだん} に応 ^{おう} じてくれなかった |
| 4 | その他 ^た () |

【質問29】 名古屋市^{なごやし}の支援費制度^{しえんひせいど}を今後^{こんご}よりよい制度^{せいど}にしていくためには、特に何^{なん}を改善^{かいぜん}していったらよいと思いますか。次^{つぎ}の中^{なか}からお選^{えら}びください。(あてはまるものに○をつけてください。3つまで)

- | | |
|---|---|
| 1 | 丁寧 ^{ていねい} な聴 ^き き取り ^と りなど、区役所 ^{くやくしょ} の支給 ^{しきゅう} 決定 ^{けつてい} に関する ^{かん} こと |
| 2 | サービス提供 ^{ていきょう} 事業者 ^{じぎょうしゃ} の数 ^{かず} を増 ^ふ やすなど、サービスの量 ^{りょう} (時間 ^{じかん} ・回数 ^{かいすう})に関する ^{かん} こと |

- 3 サービス提供事業者の指導の強化や研修の充実など、サービスの質の確保に関すること
- 4 わかりやすい情報の提供など、利用者が事業者を選びやすくすること
- 5 利用の手続きの改善など、サービスの使いやすさに関すること
- 6 相談できる場所を増やすなど、相談体制に関すること
- 7 その他
()

最後に、支援費制度についてご意見がありましたら右の欄にご記入ください。

アンケートにご協力ありがとうございました。